

昭和六十一年政令第五十四号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の施行に伴い、及び同法の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 旧通算年金通則法の廃止に伴う経過措置(第三条―第六条)

第三章 国民年金の被保険者期間等に関する経過措置(第七条―第十六条)

第四章 国民年金の年金たる給付に関する経過措置

第一節 給付の通則に関する事項(第十七条―第二十一条)

第二節 老齢基礎年金に関する事項(第二十一条―第二十八条)

第三節 障害基礎年金に関する事項(第二十八条―第四十三条)

第四節 遺族基礎年金に関する事項(第四十三条―第四十七条)

第五節 旧国民年金法による年金たる給付に関する事項(第四十八条―第五十三条)

第五章 国民年金の費用負担に関する経過措置(第五十四条―第六十四条)

第六章 厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置(第六十五条―第六十六条)

第七章 厚生年金保険の保険給付に関する経過措置

第一節 保険給付の通則に関する事項(第六十七条―第七十三条)

第二節 老齢厚生年金等に関する事項(第七十四―第七十七条)

第三節 障害厚生年金等に関する事項(第七十七―第八十条)

第四節 遺族厚生年金に関する事項(第八十条―第九十条)

第五節 脱退手当金に関する事項(第九十一条)

第六節 特例遺族年金に関する事項(第九十二条)

第七節 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事項(第九十三条―第九十九条)

第八章 厚生年金保険の費用負担に関する経過措置(第一百条―第一百三十二条)

第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会に関する経過措置(第一百三十三条―第一百三十五条)

第十章 旧船員保険法による年金たる保険給付等に関する経過措置(第一百三十六条―第一百三十八条)

第十一章 特別一時金の支給に関する措置(第一百三十九条)

附則

第一章 総則(趣旨)

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の施行に伴い、同法の施行の日前の期間を有する者の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)の適用、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の年金額、国民年金事業及び厚生年金保険事業に要する費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この政令において、「新国民年金法」、「旧国民年金法」、「新厚生年金保険法」、「旧厚生年金保険法」、「新船員保険法」、「旧船員保険法」、「旧通則法」、「旧交渉法」、「政府及び実施機関」、「実施機関たる共済組合等」、「第一号被保険者」、「若しくは」、「第二号被保険者」、「第四種被保険者」、「船員任意継続被保険者」、「通算対象期間」、「老齢基礎年金」、「障害基礎年金」若しくは「遺族基礎年金」又は「老齢厚生年金」、「障害厚生年金」若しくは「遺族厚生年金」とは、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。附則第五条第一号から第九号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号又は第十八号に規定する新国民年金法、旧国民年金法、新厚生年金保険法、旧厚生年金保険法、新船員保険法、旧船員保険法、旧通則法、旧交渉法、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者若しくは第二号被保険者、第四種被保険者、船員任意継続被保険者、通算対象期間、老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は老齢厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金をいう。

第二章 旧通算年金通則法の廃止に伴う経過措置

(昭和六十年改正法附則第二条第二項に規定する旧通則法の技術的読替え等)

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下「新地方の施行法」という。)第二条第一項第三号イに規定する旧市町村共済法(以下単に「旧市町村共済法」という。)の規定の例による通算退職年金又は旧通則法附則第五条の規定により旧通則法第三条に定める公的年金各法とされた退職年金条例の規定による通算退職年金の支給について昭和六十年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧通則法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	保険料納付済期間	保険料納付済期間(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)第六十年の規定による改正後の国民年金法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者期間に係る保険料納付済期間を除く。以下同じ。)	第六項	期間(船員保険の被保険者であつた期間にあつては、前項の規定による乗算を行なわないで計算して一年に満たない期間とする。)	(昭和四十四年法律第八十六号)附則第十六条の規定によつて支給される老齢年金及び昭和六十年改正法第六條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十条の規定によつて支給される老齢年金を含む。)
第四項	第四項	昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)	第七項	地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法	旧地方の施行法
第五項	支給される老齢年金	旧国民年金法	第八項	地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法	旧地方の施行法

第四項	国民年金法第七條第二項	昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)	附則第七項	国民年金法	旧国民年金法
第五項	支給される老齢年金	旧国民年金法	附則第八項	地方公務員等共済組合の長期給付等に関する施行法	旧地方の施行法



(昭和六十年改正法附則第八條第二項第二号及び第三号に規定する政令で定める期間)

**第十條** 昭和六十年改正法附則第八條第二項第二号に規定する政令で定める期間は、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二條第一項に規定する組合員でない船員であつた期間の月数に三分の四を乗じて得た期間とする。

**第二** 昭和六十年改正法附則第八條第二項第三号に規定する政令で定める期間は、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五條第一項に規定する組合員でない船員であつた期間の月数に三分の四を乗じて得た期間とする。

(昭和六十年改正法附則第八條第五項第七号の二に規定する政令で定める退職一時金)

**第十一條** 昭和六十年改正法附則第八條第五項第七号の二に規定する退職一時金であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、当該退職一時金の支給を受けた者が六十五歳に達する日の前日(国民年金法附則第九條の二第一項若しくは第九條の二の二第一項の請求又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。))附則第二十七條第一項の請求を行う者にあつては、その請求をした日)までになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。))附則第十二條の十二第一項(なおその効力を有する平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。))第二十五條において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))附則第二十八條の二第一項若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則第一百三十九條第一項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国民国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第十四條第一項(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定により読み替へて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。))若しくは平成二十四年一元化法附則第六十三條第一項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第十三條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))の規定により当該退職一時金として支給を受けた金額を返還すべきこととなつたものを除く。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十條第三項の規定による退職一時金

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三條第三項(同

務員共済改正法附則第六十二條第一項(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。))なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法(平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))附則第二十八條の二第一項若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法附則第一百三十九條第一項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国民国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第十四條第一項(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定により読み替へて適用する場合及び私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。))若しくは平成二十四年一元化法附則第六十三條第一項(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第十三條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))の規定により当該退職一時金として支給を受けた金額を返還すべきこととなつたものを除く。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十條第三項の規定による退職一時金

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三條第三項(同

法第二百二條において準用する場合を含む。))の規定による退職一時金

三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十四号)第二條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第八十條第三項又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)第一條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五條の三第三項の規定による退職一時金

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二條の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百四十四号)第五十四條第五項の規定による退職一時金

(昭和六十年改正法附則第八條第五項第十号に規定する政令で定める者)

**第十二條** 昭和六十年改正法附則第八條第五項第十号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 施行日において出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成元年法律第七十九号)による改正前の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧入管法」という。))第四條第一項第十四号の規定に該当する者としての在留資格を有する者及び施行日後六十五歳に達する日の前日までの間に当該在留資格又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。))附則第七條の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「平成三年改正前入管法」という。))別表第二の永住者の在留資格を有するに至つた者

二 六十五歳に達する日の前日までの間に平和条約国籍離脱者等入管特例法附則第七條の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者の在留資格を有するに至つた者

三 六十五歳に達する日の前日までの間に平和条約国籍離脱者等入管特例法第五條第一項の許可を受けた者

四 平和条約国籍離脱者等入管特例法附則第十二條の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二條第六項に該当する者であつて、同法の施行の日から施行日まで引き続き本邦に在留している者

五 平和条約国籍離脱者等入管特例法附則第六條の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百十六号)第一條第一項の許可を受け、その後施行日まで引き続き本邦に在留している者

六 前各号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者

(昭和六十年改正法附則第八條第五項第十一号に規定する政令で定める日)

**第十三條** 昭和六十年改正法附則第八條第五項第十一号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる者について当該各号に定める日とする。

一 前条第一号に掲げる者(次号に掲げる者を除く。))及び同条第二号に掲げる者 当該在留資格を有するに至つた日(その日が昭和三十六年四月一日前にあるときは、昭和三十六年四月一日)

二 旧入管法附則第七項若しくは第九項の規定又は平成三年改正前入管法附則第九項の規定により旧入管法第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格又は平成三年改正前入管法別表第二の永住者の在留資格を取得した者 昭和三十六年四月一日

三 前条第三号から第五号までに掲げる者 昭和三十六年四月一日

四 前条第六号に掲げる者 厚生労働省令で定める日

(昭和六十年改正法附則第八條第五項各号に掲げる期間の計算)

**第十四條** 昭和六十年改正法附則第八條第五項各号に掲げる期間については、当該期間の計算の基礎となつている月が国民年金の保険料納付済期間(同条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。))又は保険料免除期間(同条第一項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を含む。))の計算

四 平和条約国籍離脱者等入管特例法附則第十二條の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二條第六項に該当する者であつて、同法の施行の日から施行日まで引き続き本邦に在留している者

五 平和条約国籍離脱者等入管特例法附則第六條の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百十六号)第一條第一項の許可を受け、その後施行日まで引き続き本邦に在留している者

六 前各号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者

(昭和六十年改正法附則第八條第五項第十一号に規定する政令で定める日)

**第十三條** 昭和六十年改正法附則第八條第五項第十一号に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる者について当該各号に定める日とする。

一 前条第一号に掲げる者(次号に掲げる者を除く。))及び同条第二号に掲げる者 当該在留資格を有するに至つた日(その日が昭和三十六年四月一日前にあるときは、昭和三十六年四月一日)

二 旧入管法附則第七項若しくは第九項の規定又は平成三年改正前入管法附則第九項の規定により旧入管法第四條第一項第十四号に該当する者としての在留資格又は平成三年改正前入管法別表第二の永住者の在留資格を取得した者 昭和三十六年四月一日

三 前条第三号から第五号までに掲げる者 昭和三十六年四月一日

四 前条第六号に掲げる者 厚生労働省令で定める日

(昭和六十年改正法附則第八條第五項各号に掲げる期間の計算)

**第十四條** 昭和六十年改正法附則第八條第五項各号に掲げる期間については、当該期間の計算の基礎となつている月が国民年金の保険料納付済期間(同条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。))又は保険料免除期間(同条第一項の規定により保険料免除期間とみなされた期間を含む。))の計算

の基礎となつてゐるときは、同条第五項の規定を適用しない。

2 昭和六十年改正法附則第八條第五項の規定により同項各号に掲げる期間を合算対象期間に入ずる場合において、同一の月が同時に二以上の同項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐるときは、その月は、国民年金法附則第九條第一項の規定の適用に關し最も有利となる一の期間についてのみ、その計算の基礎とする。

3 昭和六十年改正法附則第八條第五項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる期間のうち第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この項において同じ。）を合算対象期間に算入する場合において、一年に満たない期間は、その計算の基礎としない。ただし、当該期間と昭和三十六年四月一日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間とを合算して一年以上であるときは、この限りでない。（障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給要件に係る重複期間の取扱）

第十五條 昭和六十年改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす月は、第九條各号に掲げる期間（施行日以前の期間に係るものに限る。）の計算の基礎となつてゐる月であつて当該各号に定める場合に該当するものとする。（障害基礎年金及び遺族基礎年金の支給要件に係る期間の計算）

第十六條 次の各号に掲げる期間を昭和六十年改正法附則第八條第十項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、当該期間につきそれぞれ当該各号に定める規定の適用があつた場合においても、その適用がないものとして計算する。

- 一 昭和六十年改正法附則第八條第五項第三号及び第四号に掲げる期間のうち第一号厚生年金被保険者期間であるもの、旧厚生年金保険法第十九條第三項又は附則第二十四條
- 二 昭和六十年改正法附則第八條第五項第三号及び第四号に掲げる期間のうち船員保険の被保険者であつた期間であるもの、船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号、第

三十三條第一項において「法律第二十四号」といふ。）附則第二條第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三條

三 昭和六十年改正法附則第八條第五項第三号に掲げる期間のうち旧通則法附則第十五條の規定により通算対象期間とされるもの、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（以下「旧公企体共済法」といふ。）第七十七條第二項

四 昭和六十年改正法附則第八條第五項第六号に掲げる期間、昭和六十年改正法附則第四十七條第二項若しくは第三項、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二條第一項、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五條第一項又は平成八年改正法附則第五條第二項

第十七條 昭和六十一年四月以降の月分の次の表の第一欄に掲げる年金たる給付の額又は加算額については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へて、当該年金たる給付の額又は加算額に關する昭和六十年改正法附則第九條各号に掲げる規定を適用する。

昭和六十年改正法附則第九條第一号に掲げる年金たる給付の額	昭和六十年改正法附則第九條第二号に掲げる年金たる給付の額	昭和六十年改正法附則第九條第三号に掲げる加算額
新国民年金法第二十七條	新国民年金法第三十三條第一項	新国民年金法第三十三條の二第一項
六十万円	六十二万八千円	六十二万八千円

昭和六十年改正法附則第九條第四号に掲げる年金たる給付の額

昭和六十年改正法附則第九條第五号に掲げる加算額

昭和六十年改正法附則第九條第六号に掲げる年金たる給付の額

昭和六十年改正法附則第九條第七号に掲げる年金たる給付の額

昭和六十年改正法附則第九條第九号に掲げる年金たる給付の額	昭和六十年改正法附則第十條第十号に掲げる加算額
新国民年金法第三十九條第一項及び第三十九條の二第一項	新国民年金法第四條第一項
六十二万八千円	八十八万六千八百円

（老齡基礎年金の額の端数処理に關する特例）

第十八條 国民年金法第十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「年金給付の額」とあるのは、「年金給付の額（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四條第一項若しくは第二項、第十七條第一項又は第十八條第二項若しくは第三項の規定により加算する額を除く。）又は当該加算する額」とする。

第十九條 昭和六十年改正法附則第十條第一項に規定する政令で定める日は、昭和六十一年十二月三十一日とする。

第二十條 昭和六十年改正法附則第十一條第四項において準用する国民年金法第二十條第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一 国民年金法第二十條第二項本文及び第三項二 厚生年金保険法第三十八條第二項本文及び第三項（昭和六十年改正法附則第五十六條第三項において準用する場合を含む。）（国民年金法による年金たる給付及び旧国民年金法による年金たる給付の支払の調整に關する経過措置）

第二十一條 国民年金法第二十一條及び第二十一條の二の規定の適用については、当分の間、同法第二十一條第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「乙年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」といふ。）第一條の規定による改正前のこの法律による年金たる給付（以下この条及び次条において「旧法による年金たる給付」といふ。）を含む。以下この項において同じ。）の受給権者」と、

「甲年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、「遺族基礎年金」とあるのは「甲年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、同法第二項中「年金の支給」とあるのは「年金（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）の支給」と、同法第三項中「厚生年金保険法による年金たる

保険給付の支給を停止して年金給付」とあるのは「厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。）の支給を停止して年金給付（旧法による年金たる給付を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第二十一条の二中「年金給付の受給権者」とあるのは「年金給付（旧法による年金たる給付を含む。以下この条において同じ。）の受給権者」とする。

**第六節 老齢基礎年金に関する事項**

（昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金）

**第二十一条の二** 昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）による退職共済年金の受給権者の死亡に係るものとする。（老齢基礎年金等の支給要件の特例に係る期間の計算）

**第二十二條** 施行日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間を昭和六十年改正法附則第十二条第一項第三号に規定する期間に算入する場合において、被保険者期間の計算の基礎となっている月が、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格を取得し、かつ、喪失した月であつて、かつ、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失した日以後に同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）、又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格を取得した月であるときは、その計算の基礎としな

2

昭和六十年改正法附則第十二条第一項第三号の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月が、当該各号に定める場合に該当するときは、その月は同項第三号に規定する期間に算入する。

- 一 第九条第二号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号及び第四号に掲げる期間に限るものとし、前項及び第十四条第三項の規定によりその計算の基礎としないこととされる期間を除く。）第九号第一号に掲げる期間（同日前の期間に係るものにあつては、同法附則第八号第五項第三号及び第四号に掲げる期間に限るものとし、第十四条第三項の規定によりその計算の基礎としないこととされる期間を除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつていないとき。
- 二 第九条第三号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 三 第九条第四号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前二号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 四 第九条第五号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前二号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 五 第九条第六号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 六 第九条第七号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 七 第九条第八号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 八 第九条第九号に掲げる期間（昭和三十六年四月一日前の期間に係るものにあつては、昭和六十年改正法附則第八号第五項第三号に掲げる期間に限る。）第九号第一号に掲げる期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。
- 九 昭和六十年改正法附則第八号第五項第五号に掲げる期間 第九号第一号に掲げる期間又は前各号に掲げる期間の計算の基礎となつていないとき。

**第二十三条** 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は厚生年金保険法による年金たる保険給付」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付又は厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年改正法附則第八十七号第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含むものとし、）とする。（昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する政令で定める率）

**第二十四条** 次の表の上欄に掲げる者に係る昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する政令で定める率は、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	一・〇
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	〇・九
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	七・三
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	〇・九
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	〇・九
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・七
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・七

昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・八
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・八

昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・二
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	〇・二
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・二
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・二
昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・一
昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・一
昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・一
昭和三十五年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和三十七年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和三十八年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和三十九年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十一年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十四年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十五年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十六年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十七年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和四十九年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十一年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十二年四月二日から昭和五十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十四年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十五年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十六年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十七年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十八年四月二日から昭和五十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和五十九年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十一年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十二年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十三年四月二日から昭和六十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十四年四月二日から昭和六十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十五年四月二日から昭和六十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十六年四月二日から昭和六十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十七年四月二日から昭和六十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十八年四月二日から昭和六十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和六十九年四月二日から昭和七十年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十年四月二日から昭和七十一年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十一年四月二日から昭和七十二年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十二年四月二日から昭和七十三年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十三年四月二日から昭和七十四年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十四年四月二日から昭和七十五年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十五年四月二日から昭和七十六年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十六年四月二日から昭和七十七年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十七年四月二日から昭和七十八年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十八年四月二日から昭和七十九年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和七十九年四月二日から昭和八十年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇
昭和八十年四月二日から昭和八十年四月一日までの間に生まれた者	〇・〇

第二十五条 昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する政令で定める給付

一 厚生年金保険法による老齢厚生年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金(平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。)のうち退職共済年金(その額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。)並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国家公務員等共済組合法」という。)

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金(平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。)のうち退職共済年金(その額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。)並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧地方公務員等共済組合法」という。)

四 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金(平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。)のうち退職共済年金(その額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上であるもの又は次条第六号に掲げるものに限る。)並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。)

五 移行農林共済年金(平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。)のうち退職共済年金(以下「移行退職共済年金」といい、その額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)並びに移行農林年金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。)のうち退職年金及び減額退職年金(以下それぞれ「移行退職年金」及び「移行減額退職年金」という。)

六 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)

七 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。)

八 執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第十一号。第二十八号第十号において「旧執行官法」という。)附則第十三条の規定による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの

(昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する退職共済年金であつて政令で定めるものは、次の各号に該当するものとする。)

一 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

二 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第八号若しくは第九号(同法第二十二号第一項、第二十三号第一項及び第四十八号第一項において準用する場合を含む。))又は第二十五号(第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

三 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前地共済法によるものに限る。)

四 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(新地方の施行法第八号第一項から第三項まで、第九号第二項若しくは第十号第一項から第三項まで(これらの規定を新地方の施行法第三十六号第一項において準用する場合を含む。))、第四十八号第二項若しくは第二項(新地方の施行法第五十二条において準用する場合を含む。))、第五十五号第一項若しくは第二項(新地方の施行法第五十九号から第六十二号第一項若しくは第二項(新地方の施行法第六十六号において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)

五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金(昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十三条第二項の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)

六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十項(同法附則第十八号において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五号において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。)

(昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める老齢厚生年金)

第二十六条の二 昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める老齢厚生年金は、平成六年改正法附則第二十七号第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金であつて、その受給権者が次の各号のいずれかに該当する者であるものとする。

一 男子又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくは厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者、



に第十八条第二項及び第三項に規定する老齢基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時（老齢基礎年金の受給権者が同法附則第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条第三項の規定に該当するときは、その者の配偶者が同法附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至った当時。以下この条において同じ。）同項各号のいずれかに該当する者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣が定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者である場合には、その者は、その権利を取得した当時同項各号のいずれかに該当する者によつて生計を維持していたものとする。

（昭和六十年改正法附則第十六条第一項に規定する政令で定める年金たる給付）

**第二十八條** 昭和六十年改正法附則第十六条第一項（昭和六十年改正法附則第十八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

- 一 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
- 二 厚生年金保険法による障害厚生年金及び旧厚生年金保険法による障害年金
- 三 旧船員保険法による障害年金
- 四 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち障害共済年金並びに旧国家公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方公務員等共済年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの
- 四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金
- 五 平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち障害共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方公務員等共済年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの
- 五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金
- 六 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金
- 七 移行農林共済年金のうち障害共済年金（以下「移行農林共済年金」という。）及び移行農林年金のうち障害年金（以下「移行障害年金」という。）

八 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

九 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

十 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）による国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

十二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）による障害年金

**第三節 障害基礎年金に関する事項**

（障害基礎年金の支給要件の特例に関する経過措置）

**第二十八條の二** 初診日が平成八年四月一日以前にある傷病による障害であつて、当該初診日において平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者でなかつた者に係るものについては、昭和六十年改正法附則第二十条第一項ただし書の規定は適用しない。

**第二十九條** 施行日前に発した傷病による障害について、新国民年金法第三十条第一項及び第三十条の二第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「該当した者」とあるのは、「該当した者又は初診日（その日が昭和六十一年四月一日前である場合に限る。）において国民年金の被保険者であつた者であつて当該初診日において六十五歳未満であるもの若しくは厚生年金保険の被保険者である間（昭和四十年五月一日前における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者である間を除く。）、「船員保険の被保険者（昭和六十年改正法第五十条の規定による改正前の船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）以下「旧船員保険法」という。）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）である間（同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者である間を除く。）若しくは共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）である間に疾病にかかり、若しくは負傷した者」とする。

2 初診日が昭和五十九年十月一日から施行日の前日までの間にある傷病による障害であつて、当該初診日において国民年金の被保険者であつた者に係るものについては、昭和六十年改正法附則第二十条第一項の規定により読み替えられた新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、昭和六十年改正法附則第二十条第一項の規定により読み替えられた新国民年金法第三十条第一項ただし書中「被保険者期間がないとき」とあるのは、「被保険者期間がないとき並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前のこの項第一号の要件に該当するとき」とする。

3 初診日が昭和五十九年十月一日から施行日の前日までの間にある傷病による障害であつて、当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた者に係るものについては、その者が当該初診日の前日において旧国民年金法第二十六条（同法第七十六条の規定により読み替えられる場合を含む。）に規定する要件に該当しないときは、新国民年金法第三十条第一項及び第三十条の二第一項の規定は適用せず、当該要件に該当するときは、新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

4 初診日が昭和五十九年十月一日から施行日の前日までの間にある傷病による障害であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病及び船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下「船員保険被保険者」という。）であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病によるものについて、昭和六十年改正法附則第二

十の二第一項の規定により読み替えられた新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、旧通則法第六条第一項及び第七条並びに第九条第一項の規定の例による。

**第三十条** 厚生年金保険の被保険者又は船員保険被保険者であつた間に発した傷病による障害であつて初診日が昭和六十年七月一日前にある傷病によるものについては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「六十五歳に達する日の前日」とあるのは、「六十五歳に達する日の前日又は初診日から起算して五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

**第三十一条** 初診日において国民年金の被保険者であつた者又は初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、初診日において六十五歳未満であつた者に係る障害であつて、次の表の上

条第一項の規定により読み替えられた新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「被保険者期間がないとき」とあるのは、「被保険者期間がないとき並びに当該初診日の属する月前の旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六月以上あるとき」とする。

5 初診日が昭和五十九年十月一日から施行日の前日までの間にある傷病による障害であつて、共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）以下同じ。）附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた間に発した傷病によるものについては、昭和六十年改正法附則第二十条第一項の規定により読み替えられた新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第三十条第一項ただし書中「被保険者期間がないとき」とあるのは、「被保険者期間がないとき並びに当該初診日の前日に旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年以上あるとき」とする。

6 前二項の規定により読み替えられた新国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、旧通則法第六条第一項及び第七条並びに第九条第一項の規定の例による。

**第三十条** 厚生年金保険の被保険者又は船員保険被保険者であつた間に発した傷病による障害であつて初診日が昭和六十年七月一日前にある傷病によるものについては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「六十五歳に達する日の前日」とあるのは、「六十五歳に達する日の前日又は初診日から起算して五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

**第三十一条** 初診日において国民年金の被保険者であつた者又は初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、初診日において六十五歳未満であつた者に係る障害であつて、次の表の上



病であつて、昭和二十二年九月一日前に発したものを除く。）

とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。

初診日が昭和四十九年八月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日の属する月前の厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号）附則第六条の規定により当該第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。）が六月未満であるときは、この限りでない。

初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日の属する月前の旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による障害（第三項において「船員保険に係る障害」という。）であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合は、それぞれ同表の「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替へ、同条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日の属する月前の旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による障害（第三項において「船員保険に係る障害」という。）であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合は、それぞれ同表の「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替へ、同条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日の属する月前の旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による障害（第三項において「船員保険に係る障害」という。）であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合は、それぞれ同表の「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替へ、同条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

3 初診日が昭和二十六年十一月一日前である傷病であつて第一項の表の上欄に掲げる傷病以外のものであるときは、新国民年金法第三十条の二第一項の規定は適用しない。

第三十三条 船員保険被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害（第三項において「船員保険に係る障害」という。）であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについては、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合は、それぞれ同表の「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替へ、同条第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

法律第二十号による改正前の船員保険法第二十八条第三項に規定する者であつて昭和二十年四月一日前に船員保険の資格を喪失したものの当該資格を喪失する前に発した傷病

船員保険の資格喪失の日から起算して九月を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が三年未満であるときは、この限りでない。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受けた日から起算して六月を経過した日

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して六月を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が三年未満であるときは、この限りでない。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受けた日から起算して六月を経過した日

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して六月を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が三年未満であるときは、この限りでない。

2 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

療養の給付開始日が昭和十八年十月一日前である傷病

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して九月を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が三年未満であるときは、この限りでない。

療養の給付開始日が昭和十八年十月一日から昭和十九年六月三十日までの間にある傷病

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して九月を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が三年未満であるときは、この限りでない。

療養の給付開始日が昭和十九年七月一日から昭和二十年十一月三十日までの間にある傷病

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して二年を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が三年未満であるときは、この限りでない。

療養の給付開始日が昭和二十年二月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にある傷病

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して二年を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

療養の給付開始日が昭和二十六年十一月一日から昭和三十一年四月三十日まで

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

2 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

療養の給付開始日（療養の給付を受けない場合には、初診日）が昭和三十七年五月一日以後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前にある傷病

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日

ただし、船員保険の被保険者の資格喪失前六年間に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

初診日が昭和四十九年八月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日

ただし、当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以前に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日

ただし、当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以前に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

初診日が昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日

ただし、当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以前に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

初診日が昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病

その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日

ただし、当該傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以前に船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。

3 初診日が昭和三十七年五月一日前である傷病であつて第一項の表の上欄に掲げる傷病以外のものであるときは、新国民年金法第三十条の二第一項の規定は適用しない。

国民年金法第三十条の二第一項の規定は適用しない。

第三十四条 国家公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病(第三十八条第一項に規定する傷病を除く。)による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2 前項に規定する障害であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ次の表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和五十一年九月三十日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和五十一年九月三十日まで	昭和三十七年二月三十一日まで
ただし、国家公務員共済組合の組合員となつて一年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十五条 地方公務員共済組合の組合員(地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)による改正

前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。)であつた間に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2 前項に規定する障害であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ次の表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和五十一年九月三十日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和五十一年九月三十日まで	昭和三十七年二月三十一日まで
ただし、地方公務員等共済組合の組合員となつて一年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

昭和五十一年十月一日以後に発した傷病であつて初診日が昭和五十九年

九月三十日以前にあるもの

第三十六条 私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2 前項に規定する障害であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ次の表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和三十一年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十一年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで
昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで	昭和三十七年二月三十一日まで

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

昭和三十七年一月一日から昭和五十一年九月三十日まで

十日以前にあるものであるときは、この限りでない。

第三十七条 旧農林共済組合員期間中に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき旧農林共済法(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法)を廃止するための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一〇号)附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。」第三十九条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2 前項に規定する障害であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十条の二第二項において準用する同法第三十条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ次の表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和三十一年九月二十九日まで	昭和三十一年九月二十九日まで	昭和三十一年九月二十九日まで	昭和三十一年九月二十九日まで
昭和三十一年九月二十九日まで	昭和三十一年九月二十九日まで	昭和三十一年九月二十九日まで	昭和三十一年九月二十九日まで

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

昭和三十九年九月三十日までの間に発した傷病

昭和五十年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病

任意継続組合員となつて一年を経過する前に発した傷病による障害については、この限りでない。

昭和五十年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病

ただし、当該傷病が発する日前に旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十八條 旧公企体共済法第三條第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害であつて施行日前に発した傷病によるものについては、新国民年金法第三十條の二第一項の規定を適用する場合においては、同項中「障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき国家公務員共済組合法第八十一條第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべきとき」と、「同日後六十五歳に達する日の前日」とあるのは「その後六十五歳に達する日の前日又は当該障害の程度を認定すべきときから五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

2 前項に規定する障害であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十條の二第二項において準用する同法第三十條第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書は、それぞれ次の表の下欄のように読み替へるものとする。

昭和五十年九月三十日までの間に発した傷病	ただし、国家公務員及び公企体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二條の規定による廃止前の公企体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三條第一項の規定により設けられた共済組合の組合員となつて二年を経過する前
----------------------	---

昭和五十年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に発した傷病

ただし、当該傷病が発する日前から昭和五十九年三月三十一日までの期間が二年未満であるときは、この限りでない。

（同日以前に退職した者に係るものに限る。）

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十九條 初診日が施行日前にある傷病による障害については、新国民年金法第三十條の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「該当した者」とあるのは「該当した者又は初診日において厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十九條ノ三の規定による被保険者を除く。）又は共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一号）附則第二條第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三條第一項に規定する任意継続組合員を含む。）である者」とする。

第四十條 初診日が施行日前にある傷病による障害については、新国民年金法第三十條の四第二項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者」とあるのは、「被保険者（厚生年金保険の被保険者及び船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十九條ノ三の規定による被保険者を除く。）並びに共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一号）附則第二條第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三條第一項に規定する任意継続組合員を含む。）である者」とする。

昭和五十年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に発した傷病による障害については、この限りでない。

昭和五十年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に発した傷病による障害については、この限りでない。

昭和五十年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に発した傷病による障害については、この限りでない。

第三條第一項に規定する任意継続組合員を含む。）とする。

第四十一條 初診日が施行日以後にある傷病による障害については、新国民年金法第三十條から第三十條の三までの規定を適用する場合においては、当分の間、同法第三十條第一項第二号中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険又は船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十九條ノ三の規定による被保険者を除く。）及び共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一号）附則第二條第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三條第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた者を含む。）とする。

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十二條 新国民年金法第三十條の三第三項の規定は、昭和六十年改正法附則第二十三條第二項に規定する障害基礎年金について準用する。（昭和六十年改正法附則第二十六條第一項に規定する政令で定める障害年金）

第四十三條 昭和六十年改正法附則第二十六條第一項に規定する政令で定める障害年金は、次に掲げる障害年金であつて、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じたものとする。

一 旧厚生年金保険法による障害年金（その権利を取得した当時から引き続き同法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの）

二 旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについてはその権利を取得した当時から引き続き同法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれにも該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除き、職務外の事由によるものについてはその権利を取得した当時から引き続き同表の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

第三條第一項に規定する任意継続組合員を含む。）とする。

第四十一條 初診日が施行日以後にある傷病による障害については、新国民年金法第三十條から第三十條の三までの規定を適用する場合においては、当分の間、同法第三十條第一項第二号中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険又は船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十九條ノ三の規定による被保険者を除く。）及び共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一号）附則第二條第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三條第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた者を含む。）とする。

するものとされたものを含み、その権利を取得した当時から引き続き旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

四 地方公務員共済組合が支給する障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧地方公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

五 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧私立学校教職員共済組合法第二十五條第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

第四節 遺族基礎年金に関する事項

（遺族基礎年金の支給要件の特例に関する経過措置）

第四十三條の二 平成八年四月一日前に死亡した者であつて、当該死亡日において平成六年改正法附則第十一條第一項の規定による被保険者でなかつたものについては、昭和六十年改正法附則第二十條第二項ただし書の規定は適用しない。

3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

（遺族基礎年金の支給要件に関する経過措置）

第四十四條 昭和六十年改正法附則第二十七條に規定する政令で定める通算老齢年金は、通算老齢年金であつて、次の各号に掲げる者に支給されるものとする。

一 旧厚生年金保険法第四十六條の三第一号ロから二までのいずれかにより該当する者

二 他の法令の規定により旧厚生年金保険法第四十六條の三第一号イから二までのいずれかにより該当する者

2 昭和六十年改正法附則第二十七條に規定する政令で定める通算退職年金は、通算退職年金であつて通算対象期間を合算した期間が二十五年未満であるものとする。

第四十四條の二 昭和六十年改正法附則第二十七條に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて次に掲げる障害年金の受給権者

イ 旧厚生年金保険法による障害年金（旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二

するものとされたものを含み、その権利を取得した当時から引き続き旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

四 地方公務員共済組合が支給する障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧地方公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

五 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧私立学校教職員共済組合法第二十五條第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

第四節 遺族基礎年金に関する事項

（遺族基礎年金の支給要件の特例に関する経過措置）

第四十三條の二 平成八年四月一日前に死亡した者であつて、当該死亡日において平成六年改正法附則第十一條第一項の規定による被保険者でなかつたものについては、昭和六十年改正法附則第二十條第二項ただし書の規定は適用しない。

級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについては旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るもの限り、職務外の事由によるものについては同表の下欄に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ハ 国家公務員共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものを含む、旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ニ 地方公務員共済組合が支給する障害年金（旧地方公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限るものとし、旧地方の施行法第三条の規定により支給される旧地方の施行法第二条第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。）

ホ 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法別表第三に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ヘ 移行障害年金（旧制度農林共済法別表第二に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

二 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。）又は私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である間に初診日のある傷病（当該初診日が施行日以後にあるものに限る。）により当該初診日から五年を経過する前に死亡したものを

三 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて厚生年金保険の被保険者又は船員保険被

保険者であつた間に発した傷病（当該傷病の発した日が施行日前であるものに限る。）に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、その傷病により死亡したものを

四 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法若しくは旧船員保険法による老齢年金若しくは通算老齢年金（通算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者又は前条第一項各号に掲げる者に支給されるものに限る。）又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金である給付を含む。）の受給資格要件たる期間を満たしているもの

五 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧国民年金法による老齢年金（旧国民年金法第七十八条の規定による老齢年金、昭和六十年改正法附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条の規定によつて支給される老齢年金、昭和六十年改正法第六十条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十條の規定によつて支給される老齢年金、旧国民年金法附則第九條の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）又は通算老齢年金（通算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者、旧国民年金法第二十九条の三第二号から第四号までのいずれかに該当する者又は他の法令の規定により同条各号のいずれかに該当する者）とみなされた者に支給されるものに限る。）の受給資格要件たる期間を満たしているもの

六 大正十五年四月二日以後に生まれた者であつて旧厚生年金保険法若しくは旧船員保険法による老齢年金又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金若しくは減額退職年金（平成八年改正法附則

第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金である給付を含む。）の受給権者

第二十九條第六項の規定は、前項第四号及び第五号の規定を適用する場合に準用する。

2 第一項各号に掲げる者が施行日以後に死亡したときは、その者は新国民年金法第三十七條本文に規定する被保険者又は被保険者であつた者となし、第一項第一号又は第四号から第六号までに掲げる者が死亡した場合は、同条第四号に該当する場合は、同項第二号又は第三号に掲げる者が死亡した場合は、同条第一号に該当する場合とみなす。

第四十五條 新国民年金法第三十七條の規定の適用については、当分の間、同条中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険の被保険者であつた者及び船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和四十五年法律第七十三号）第十九條之三の規定による被保険者を除く。）であつた者及び共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法（厚生年金保険制度及農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇一號）附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。）附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた者を含む。以下この節において同じ。）」とする。

第四十六條 昭和六十年改正法附則第二十八條第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十五條第一項第一号に規定する給付の額の計算は、昭和六十一年改正政令第一條の規定による改正後の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号。以下「新国民年金法施行令」という。）第五条に定めるところによる。

2 昭和六十年改正法附則第二十八條第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金

法第六十五條第三項に規定する政令で定める額は、国民年金法施行令第五条の二に定める額とする。

3 昭和六十年改正法附則第二十八條第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十五條第五項に規定する政令で定める給付は、新国民年金法施行令第五条の三第一項各号に掲げる給付とし、同法第六十五條第五項に規定する政令で定める者は、給付の種類に応じ、それぞれ同令第五条の三第二項の表の下欄に定める者とする。

4 昭和六十年改正法附則第二十八條第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六條第三項に規定する政令で定める額は、同条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」として、同条第三項に規定する扶養親族等がないときは、三百一十千円とし、扶養親族等があるときは、三百一十千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

5 昭和六十年改正法附則第二十八條第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六條第四項に規定する政令で定める額は、同条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」として、同条第四項に規定する扶養親族等がないときは、六百二十万七千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるところとする。

扶養親族等の数	金額
一人	六、五三六、〇〇〇円
二人	六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人
以上	

人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）

6 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六条第三項及び第四項に規定する所得は、新国民年金法施行令第六条に規定する所得とする。

7 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六条第三項及び第四項に規定する所得の額は、国民年金法施行令第六条の二に定めるところにより算定した額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十四条第一項第三号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けなかったものとして同令第六条の二に定めるところにより算定した額）から八万円を控除した額とする。

8 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十七条第一項に規定する政令で定める財産は、新国民年金法施行令第六条の三に規定する財産とする。

第四十六条の二 昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金について、同条第十項の規定によりその例によるものとされた旧国民年金法第六十六条第四項の規定を適用する場合には、同項中「十八歳以上の子又は夫の子」とあるのは「子又は夫の子（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者に限る。）」と、「十八歳以上の子、孫又は弟妹」とあるのは「子、孫又は弟妹（十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者に限る。）」とする。

（昭和六十年改正法附則第二十八条第十項に規定する技術的読替え）

第四十七条 昭和六十年改正法附則第二十八条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第四十七	母子年金又は準	母子年金若しくは準
十七	母子年金	母子年金又は国民年

第四十七	母子年金又は準	母子年金又は準	遺族基礎年金が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定により支給されることとされた
第四十七	母子年金又は準	母子年金又は準	遺族基礎年金が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定により支給されることとされた
第四十七	母子年金又は準	母子年金又は準	遺族基礎年金が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定により支給されることとされた
第四十七	母子年金又は準	母子年金又は準	遺族基礎年金が昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定により支給されることとされた

第五節 旧国民年金法による年金たる給付に関する事項

（旧国民年金法による年金たる給付の支給要件に関する規定の技術的読替え）

第四十八条 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二	条六	納付期間、	納付期間、
第二十二	条六	納付期間、	納付期間、
第二十二	条六	納付期間、	納付期間、
第二十二	条六	納付期間、	納付期間、

第二十二	条九	通算年	昭和六十年改正法附則第二十九条の規定による通算年（以下「旧通則法」という。）
第二十二	条九	通算年	昭和六十年改正法附則第二十九条の規定による通算年（以下「旧通則法」という。）
第二十二	条九	通算年	昭和六十年改正法附則第二十九条の規定による通算年（以下「旧通則法」という。）
第二十二	条九	通算年	昭和六十年改正法附則第二十九条の規定による通算年（以下「旧通則法」という。）

号二第条三第	号一第条三第	項四第及び項一第条一百第にび並項二第二の条七十七第
法金厚生 保生年 險險	國民年 法昭和三 金和十 法四三 律十 第四 百十 一號	法金通 通算 則年
昭和六十一年改正 法第三條の規定 による改正前の 厚生年金保險法	國民年金法等の 一部を改正する 法律（昭和六十 四年法律第三十 四號以下「昭和 六十一年改正法 」と一號）第一條 の規定による改 正前の國民年金 法（昭和三十 四年法律第四十 一號以下「旧 國民年金法」と いう。）	旧通則法

号六第条三第	号五第条三第	号四第条三第	号三第条三第
私立学 校教職 員共濟 組合法	地方公 務員等 共濟組 合法 （昭和 三十七 年法律 第百五 十號）	國家公 務員等 共濟組 合法	船員保 險法 （昭和 十四年 法律第 七十三 號）
私立学校教職員 共濟組合等の 一部を改正する 法律（昭和六十 一年法律第六十 一號）の規定に よる改正前の私 立学校教職員共 濟組合法	地方公務員等 共濟組合法等の一 部を改正する法 律（昭和六十 一年法律第八十 號以下「昭和六 十年地方公務員 共濟改正法」と いう。）第一條の 規定による改正 前の地方公務員 等共濟組合法（ 昭和三十七年法 律第五十二號 以下「旧地方公 務員等共濟組合 法」という。）	國家公務員等共 濟組合法等の一 部を改正する法 律（昭和六十 一年法律第五十 號以下「昭和六 十年國家公務員 共濟改正法」と いう。）第一條の 規定による改正 前の國家公務員 等共濟組合法	昭和六十一年改正 法第五條の規定 による改正前の 船員保險法（昭 和十四年法律第 七十三號以下 「旧船員保險法 」という。）

号二第項一第条四第	号一第項一第条四第	項一第条四第	号七第条三第
厚生年 金の保 險の被 險者期 間	保 險料 納付 期間	規定 （法令 の）	農林漁 業団 員共 濟組 合法 （昭 和三 十 三 年 法 律第 九 十 九 號）
厚生年金保險法 第二條の五第一 項第一號に規定 する第一號厚生 年金被保險者期 間（船員法（昭 和三十二年法律 第百號）第一條 に規定する船員 として昭和六十 一年改正法第三 條の規定による改 正後の厚生年金 保險法第六條第	保 險料 納付 期間 （昭和六十 一年改正法第一 條の規定による 改正後の國民 年金法第七條 第一項第二號 に規定する第 二號被保險者 としての被保 險者期間に係 る保 險料納付期間 を除く。以下同 じ。）	（法令の規定（昭 和六十一年改正 法第四十七條 第一項を除く。） ）	農林漁業団 員共濟組 合法の 一部を改正 する法律（昭 和三十二年法 律第七十號） による改正前 の農林漁業 団員共濟組 合法」とい う。）

項二第条四第	号三第項一第条四第	
地方公 務員等 共濟組 合法の 長期給 付等に 關する 法律第 十七年 （昭和 三十七 年）第 百五 十三號 以下「 旧地方 の施行 法」と いう。）	國民年 金法 （昭和 六十 一年 國民 年金 法）	船員保 險の被 險者 であつ た期間 （昭和六 十一年 四月一 日以前 の期間 に限り、 厚生年 金保險 の被保 險者た る被保 險者 として の被保 險者期 間を含む。）
昭和六十一年地方 公務員共濟改正 法第二條の規定 による改正前の 地方公務員等共 濟組合法の長期 給付に關する施 行法	昭和六十一年國 家公務員共濟改 正法第二條の規 定による改正前 の國家公務員等 共濟組合法の長 期給付に關する 施行法	一項第三號に規 定する船舶に使 用される同法に よる被保險者 及び昭和六十 一年改正法附 則第五條第十 四號に規定す る船員任意繼 続被保險者（以 下「船員たる被 保險者」とい う。）としての 當該第一號厚 生年金被保險 者期間を除く。）

条七第	項二第条六第		項一第条六第		号一第条五第	
管掌機 関（ ）	前項 た期間 であつ 保険の被 險の被保 船員保 險法	第四條第一項第 三號の通算対象 期間	第四條第一項第 三號の通算対象 期間のうち昭和 六十一年四月一 日前の期間に係 る船員保険の被 保険者であつた 期間	第四條第一項第 三號の通算対象 期間のうち昭和 六十一年四月一 日前の期間に係 る船員保険の被 保険者であつた 期間	国民年 金法	年金たる給付及 る給付 （百五十 三號）
管掌機関（第四 条第一項第三号 に規定する期間	前項又は昭和六 十年改正法附則 第四十七條第四 項	第四條第一項第 三號の通算対象 期間	旧船員保險法	第四條第一項第 三號の通算対象 期間のうち昭和 六十一年四月一 日前の期間に係 る船員保険の被 保険者であつた 期間	旧国民年金法	年金たる給付及 び昭和六十年改 正法附則第十一 条第三項に規定 する平成二十四 年改正前共済各 法による年金た る給付のうち退 職共済年金（そ の額の計算の基 礎となる組合員 期間の月数が二 百四十以上であ るもの（昭和六 十年改正法附則 第十四條第一項 第一号に規定す る政令で定める ものを含む。）に 限る。）

第則附	条一十第及び条十第則附	項一第条七第則附	条九第及び項二第条八第項五第条二第則附	項一第
地方公務員等 施行法	地方公務員等 共済組 合法の 長期給 付等に 關する 施行法	地方公務員等 共済組 合法	地方公務員等 共済組 合法の 長期給 付等に 關する 施行法	旧地方公務員等 共済組合法
旧地方公務員等 共済組合法	旧地方の施行法	旧地方公務員等 共済組合法	旧地方の施行法	については、厚 生年金保險の実 施者たる政府と し、 旧地方の施行法

昭和六十 年改正法 附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	旧船員保 險法	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)
附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)	附則第百 三十三條 の規定に よる改正 前の社会 保險審査 官及び社 会保險審 査會法 (昭和二十 八年法律 第二百六 号。以下 「旧社会保 險審査會 法」とい う。)

項四第条十九第	条六十三第	項一第条二十三第	条三第
通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）
通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）
通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）	通算年 金法 （昭和 三十四 年法律 第四十 一號） 以下「 旧国民 年金法 」とい う。）

昭和六十一年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第九十号。以下「旧法」という。）	附則第二十二項	旧国家公務員共済組合法	附則第三十八條	通算年 通算年 通算年	（以下「旧通則法」という。）
---	---------	-------------	---------	-------------------	----------------

昭和六十一年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第九十号。以下「旧法」という。）	附則第四十四項	附則第七十條	附則第七十條	通算年 通算年 通算年	旧地方公務員共済組合法
---	---------	--------	--------	-------------------	-------------

昭和六十一年改正法附則第三十條の規定による改正前の国民年金法附則第三十條の規定による改正前の法律（昭和六十一年法律第九十号。以下「旧法」という。）	附則第九十四項	附則第九十四項	附則第九十四項	通算年 通算年 通算年	昭和六十一年改正法附則第九十四項
---	---------	---------	---------	-------------------	------------------

昭和六十一年改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法附則第九條の三第一項の規定を適用する場合には、前項の規定により読み替えられた旧国民年金法第二十六條中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。（旧国民年金法による年金たる給付の額の計算に関する規定の技術的読替え）	第四十九條	昭和六十一年改正法附則第三十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
国民年金法	第七十七條	第二項
被保険者期間	納付済期間	納付済期間
被保険者期間（昭和六十一年改正法第一條の規定による改正後の第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者としての被保険者期間を除く。以下同じ。）が	被保険者期間（第一号被保険者等としての被保険者期間に係る被保険者期間を含む。）	被保険者期間（第一号被保険者等としての被保険者期間に係る被保険者期間を含む。以下同じ。）



第六條第四項	三百二十万 四千元	三百五十万千元
第六條第六項及第七條第五項	當該扶養親族等 族等	當該扶養親族等(特定年 齡扶養親族にあつては、 控除対象扶養親族に限 る。)
第六條第六項	三、四五三、 〇〇〇円	三、七五〇、〇〇〇円
第六條第六項	三万二千四 百元	九万七千八百円

3 老齢福祉年金の支給の停止に係る所得の額の計算方法については、旧国民年金法施行令第六條の第二項第四号の規定は、適用しない。  
(旧国民年金法による年金たる給付の受給権者の届出)

**第五十三條** 昭和六十年改正法附則第三十二條第一項に規定する旧国民年金法による年金たる給付を受ける権利を有する者に係る同法に基づく厚生労働省令で定める届出及び書類その他の物件の提出に関する事項については、昭和六十年改正法及びこの政令の施行に伴い必要な限度で特別の定めをすることができる。

**第五章 国民年金の費用負担に関する経過措置**

(昭和六十年改正法附則第三十四條第一項第二号に規定する政令で定める割合)

**第五十四條** 昭和六十年改正法附則第三十四條第一項第二号に規定する政令で定める割合は、百分の二十とする。

(昭和六十年改正法附則第三十五條第一項の規定による国民年金の管掌者たる政府の負担)

**第五十五條** 昭和六十年改正法附則第三十五條第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用は、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子に支給する旧厚生年金保険法による通算遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の當該被保険者期間に係る部分の給付に要する費用であつて遺族基礎年金の額に相当する部分
- 二 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは障害年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る當該被保険者期間がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(當該老齢厚生年金若しくは障害厚生年金又は老齢年金若しくは障害年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分
- 三 死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者に厚生年金保険の実施者たる政府が支給する遺族厚生年金又は旧厚生年金保険法による遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四條第一項に規定する加算額に相当する部分
- 四 死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子に支給する旧船員保険法による通算遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の當該被保険者であつた期間に係る部分の給付に要する費用であつて遺族基礎年金の額に相当する部分
- 五 旧船員保険法による老齢年金又は障害年金(その額の計算の基礎となつた船員保険の被

保険者であつた期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る當該被保険者であつた期間がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金(當該老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)の額に相当する部分

六 死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者に支給する旧船員保険法による遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四條第一項に規定する加算額に相当する部分

七 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第三十五條第二項各号に掲げる費用に相当する費用

八 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、第五十七條各号に掲げる費用に相当する費用

九 移行農林年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第三十五條第二項各号に掲げる費用に相当する費用

十 移行農林共済年金又は移行農林年金の給付に要する費用のうち、第五十七條各号に掲げる費用に相当する費用

**第五十六條** 昭和六十年改正法附則第三十五條第一項の規定により、各年度において、国民年金の管掌者たる政府が負担する費用の総額は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ當該年度における當該給付に要する費用の総額に當該年度における當該給付に係る基礎年金相当率を乗じて得た額(一円未満の端数があるとときは、これを四捨五入して得た額)を合算した額とする。

- 1 前項の基礎年金相当率は、當該年度の九月三十日における當該給付(その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。)の受給権者に係る當該給付の額の総額のうち基礎年金に相当する部分の額を當該給付の額の総額で除して得た率とする。
- 2 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ當該各号に定める額とする。
- 3 旧厚生年金保険法による老齢年金 六十五歳以上の各受給権者について算定したイ及び

イ	昭和六十年改正法附則第三十五條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして、同号の規定の例により計算した額	五年
ロ	當該老齢年金の受給権者が次の表の上欄に掲げる者であつて、イに規定する厚生年金保険の被保険者期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合には、當該被保険者期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額	十年
ア	明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者	五年
イ	明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	十年
ロ	大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
ハ	大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
ニ	大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
ヘ	大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
ホ	大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
コ	大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年

ロに掲げる額の合算額と各受給権者について算定したハに掲げる額とを合算した額

イ 當該老齢年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間(その計算につき旧厚生年金保険法第十九條第三項又は旧交渉法第二條第二項(同法第三條の二において準用する場合を含む。))の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とし、その月数が三百を超えるときは、三百月とする。)を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十七條第一項第一号に規定する保険料納付済期間とみなして、同号の規定の例により計算した額

ロ 當該老齢年金の受給権者が次の表の上欄に掲げる者であつて、イに規定する厚生年金保険の被保険者期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合には、當該被保険者期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額

イ	昭和六十年改正法附則第三十五條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして、同号の規定の例により計算した額	五年
ロ	當該老齢年金の受給権者が次の表の上欄に掲げる者であつて、イに規定する厚生年金保険の被保険者期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合には、當該被保険者期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額	十年
ア	明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者	五年
イ	明治四十四年四月二日から大正五年四月一日までの間に生まれた者	十年
ロ	大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
ハ	大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
ニ	大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
ヘ	大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
ホ	大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
コ	大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年

大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

- ハ 当該老齢年金に係る前条第二号に掲げる費用の額
- 二 旧厚生年金保険法による通算老齢年金 六十五歳以上の各受給権者について前号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額
- 三 旧厚生年金保険法による障害年金 各受給権者について算定した次に掲げる額の合算額
  - イ 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものである場合には、国民年金法第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額（障害の程度が同表に定める一級に該当する者に支給される障害年金にあつては、同条第二項に規定する障害基礎年金の額）
  - ロ イに規定する場合に該当する当該障害年金の加給年金額が当該障害年金の受給権者の二十歳未満の子について計算されているものである場合には、当該加給年金額
  - ハ 当該障害年金に係る前条第二号に掲げる費用の額
- 四 旧厚生年金保険法による遺族年金 次に掲げる額の合算額
  - イ 昭和三十六年四月一日以後にその支給事由が生じ、かつ、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の二十歳未満の子（以下この号及び次号において単に「子」という。）について加給年金額が計算されている当該遺族年金の受給権者で

- ある死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻（以下この号及び次号において単に「妻」という。）の人数を国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に乗じて得た額
  - ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた当該遺族年金の受給権者である子（同一の事由により支給される当該遺族年金の受給権者である子が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）の人数を国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に乗じて得た額
  - ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた妻又は子に支給される当該遺族年金の加給年金額（子（子に支給される遺族年金にあつては、一人を除いた子とする。）について計算されるものに限る。）の合算額
- 二 旧厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金（障害の程度が同法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者（当該遺族年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつた者に限るものとし、子について加給年金額が計算されている当該遺族年金の受給権者である妻を除く。）の人数を、昭和六十年改正法附則第二十四條第一項に規定する加算額であつて第二十四條に規定する大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者に係るもの（以下「老齢基礎年金の加算額に相当する額」という。）に乗じて得た額

- 三百で除して得た額を超えるときは、当該額とし、その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）
  - ロ 妻（同一の事由により当該通算遺族年金が支給される子と生計を同じくする妻に限る。）又は子に支給される当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者期間（その計算につき旧厚生年金保険法第九條第三項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とする。）の月数を合算した月数
- 六 旧船員保険法による老齢年金 六十五歳以上の各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額の合算額と各受給権者について算定したハに掲げる額とを合算した額
  - イ 当該老齢年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の船員保険の被保険者であつた期間（その計算につき旧交渉法第三條第二項（同法第四條第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者であつた期間とし、その月数が三百を超えるときは、三百とする。）を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十七條第一項第一号に規定する保険料納付済期間とみなして、同号の規定の例により計算した額
  - ロ 当該老齢年金の受給権者が第一号ロの表の上欄に掲げる者であつて、イに規定する船員保険の被保険者であつた期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合には、当該被保険者であつた期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額
  - ハ 当該老齢年金に係る前条第五号に掲げる費用の額
- 七 旧船員保険法による通算老齢年金 六十五歳以上の各受給権者について前号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額

- 八 旧船員保険法による障害年金 各受給権者について算定した次に掲げる額の合算額
  - イ 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当する者（職務上の事由による障害年金にあつては、障害の程度が同表の上欄に定める一級から五級までに該当する者）に支給されるものである場合には、国民年金法第三十三條第一項に規定する障害基礎年金の額（障害の程度が同表の下欄に定める一級に該当する者に支給される職務外の事由による障害年金又は障害の程度が同表の上欄に定める一級又は二級に該当する者に支給される職務上の事由による障害年金にあつては、同条第二項に規定する障害基礎年金の額）
  - ロ イに規定する場合に該当する当該障害年金の加給年金額が当該障害年金の受給権者の二十歳未満の子について計算されているものである場合には、当該加給年金の額
  - ハ 当該障害年金に係る前条第五号に掲げる費用の額
- 九 旧船員保険法による遺族年金 次に掲げる額の合算額
  - イ 昭和三十六年四月一日以後にその支給事由が生じ、かつ、死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の二十歳未満の子（以下この号及び次号において単に「子」という。）について加給年金額が計算されている当該遺族年金の受給権者である死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻（以下この号及び次号において単に「妻」という。）の人数を国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に乗じて得た額
  - ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた当該遺族年金の受給権者である子（同一の事由により支給される当該遺族年金の受給権者である子が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）の人数を国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に乗じて得た額
  - ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた妻又は子に支給される当該遺族年金の加給年金額（子（子に支給される遺族年金にあつては、一人を除いた子とする。）につ

いて計算されるものに限る。)の額(旧船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給される遺族年金にあつては、同法別表第三ノ二の中欄に掲げる額に相当する部分に限る。)の合算額

二 旧船員保険法による老齢年金又は障害年金(障害の程度が同法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当する者(職務上の事由による障害年金にあつては、障害の程度が同表の上欄に定められる一級から五級までに該当する者)に支給されるものに限る。)の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族年金(その額の計算の基礎となつた船員保険の被保険者であつた期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者であつた期間がないものを除く。)の受給権者である死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の配偶者(当該遺族年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつた者に限るものとし、子について加給金が計算されている当該遺族年金の受給権者である妻を除く。)の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乘じて得た額

十 旧船員保険法による通算遺族年金 イに掲げる額にロに掲げる月数を乘じて得た額

イ 当該通算遺族年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の額を合算した額を、その計算の基礎となつた船員保険の被保険者であつた期間の月数を合算した月数に三分の四を乘じて得た月数で除して得た額(その額が国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を三百で除して得た額を超えるときは、当該額とし、その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。)

ロ 妻(死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の遺族である子と生計を同じくする妻に限る。)又は子に支給される当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の船員保険の被保険者であつた期間の月数を合算した月数

十一 老齢厚生年金 当該老齢厚生年金に係る前条第二号に掲げる費用の額の合算額

十二 障害厚生年金 当該障害厚生年金に係る前条第二号に掲げる費用の額の合算額

十三 遺族厚生年金 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する老齢厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの若しくは昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの又は厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者(以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。)に支給されるものである)であつて加給年金額(当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る)が加算されているものに限る。)

障害厚生年金(障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

第四号ニに規定する旧厚生年金保険法による老齢年金若しくは障害年金又は第九号ニに規定する旧船員保険法による老齢年金若しくは障害年金の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。)の受給権者である死亡した厚生年金保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の配偶者(昭和六十年改正法附則第三十一條第一項に規定する者であつて、当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。)の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乘じて得た額

十四 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付 第五十八条第三項各号に定める額を合算した額

十五 移行農林共済年金又は移行農林年金 第五十八條第三項各号に定める額を合算した額

五十八條第三項各号に定める額を合算した額(昭和六十年改正法附則第三十五條第二項の規定による国民年金の管掌者たる政府の費用の交付等)

第五十七條 昭和六十年改正法附則第三十五條第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が実施機関たる共済組合等に対して交付する費用とは、同項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 死亡した共済組合の組合員(以下この号、第五号及び次条第三項第五号において「組合員」という)若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の妻又は子に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する通算遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該組合員期間若しくは加入者期間又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間(以下この条及び次条において「組合員期間等」という)に係る部分の給付に要する費用であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

二 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金若しくは減額退職年金又は障害年金(その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等)のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等が、旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に相当する程度の障害の状態にある者に支給されるものに限る。)の給付に要する費用のうち、第五十五條第二号に規定する部分に相当する部分

三 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する平成二十四年一元化法改正前共済年金(平成二十四年一元化法改正前共済年金、平成二十四年一元化法改正前共済年金及び平成二十四年一元化法改正前共済年金をいう。以下この条及び第八十六條において同じ。)のうち退職共済年金(次号並びに次条第三項第一号、第二号及び第七号において「退職共済年金」といい、昭和六十年改正法附則第三十一條第一項に規定する者であつて、六十五歳以上であるものに支給されるものに限る。)の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)の額に相当する部分(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一條第一項第二号、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三條第一項第二号及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。)

四 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金(次条第三項第八号、第九号及び第十二号において「障害共済年金」といい、その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分

五 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金(次条第九号において「遺族共済年金」という。)又は遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四條第一項に規定する加算額に相当する部分

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する老齢厚生年金又は障害厚生年金(その額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間(平成二十四年一元化法附則第七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間、同条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間及び同条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間を含む。以下この号及び次条第十二号において同じ。)のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分

七 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四條第一項に規定する加算額に相当する部分

八 共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項又は第六十五條第一項

一 死亡した共済組合の組合員(以下この号、第五号及び次条第三項第五号において「組合員」という)若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の妻又は子に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する通算遺族年金の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の当該組合員期間若しくは加入者期間又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間(以下この条及び次条において「組合員期間等」という)に係る部分の給付に要する費用であつて遺族基礎年金の額に相当する部分

二 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金若しくは減額退職年金又は障害年金(その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等)のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等が、旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に相当する程度の障害の状態にある者に支給されるものに限る。)の給付に要する費用のうち、第五十五條第二号に規定する部分に相当する部分

三 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する平成二十四年一元化法改正前共済年金(平成二十四年一元化法改正前共済年金、平成二十四年一元化法改正前共済年金及び平成二十四年一元化法改正前共済年金をいう。以下この条及び第八十六條において同じ。)のうち退職共済年金(次号並びに次条第三項第一号、第二号及び第七号において「退職共済年金」といい、昭和六十年改正法附則第三十一條第一項に規定する者であつて、六十五歳以上であるものに支給されるものに限る。)の給付に要する費用のうち、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等に係る部分の給付に要する費用であつて老齢基礎年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)の額に相当する部分(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十一條第一項第二号、昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十三條第一項第二号及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号に掲げる額に相当する部分を除く。)

四 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金(次条第三項第八号、第九号及び第十二号において「障害共済年金」といい、その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。)の給付に要する費用のうち、加給年金額(当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。)に相当する部分

五 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四條第一項に規定する加算額に相当する部分

六 共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項又は第六十五條第一項

七 死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者に共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四條第一項に規定する加算額に相当する部分

の規定による退職共済年金又は障害共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るこれらの期間がないものを除く。）の給付に要する費用のうち、加給年金額（当該退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とするものに限る。）に相当する部分

九 死亡した組合員又は組合員であつた者の配偶者に共済組合が支給する平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の給付に要する費用のうち、昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額に相当する部分

第五十八条 昭和六十年改正法附則第三十五条第二項の規定により、各年度において、国民年金の管掌者たる政府が各実施機関たる共済組合等に対して交付する交付金（以下「基礎年金交付金」という。）の額は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該年度における当該給付に要する費用の総額（地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会が支給する当該給付に要する費用の総額を合算した額）に当該年度における当該給付に係る基礎年金相当率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を合算した額とする。

2 前項の基礎年金相当率は、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額の総額のうち基礎年金に相当する部分の額を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の基礎年金に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 退職年金及び退職年金の受給権者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金 六十五歳以上の各受給権者について算定したイ及びロに掲げる額の合算額とハに掲げる額とを合算した額

イ 当該給付の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等（その計算につき昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第一項又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間等とする。）を合算した期間（その月数が三百を超えるときは、三百月とする。）を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十七条第一項第一号に規定する保険料納付済期間とみなして、同号の規定の例により計算した額

ロ 当該給付の受給権者が第五十六条第三項第一号ロの表の上欄に掲げる者であつて、イに規定する期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合には、当該期間を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項第一号の規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額

ハ 退職年金の受給権者の人数に、第五十五条第二号に規定する加給年金額に相当する部分がある旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者の人数を同法による老齢年金の受給権者の人数で除して得た率を勘案して厚生労働省令の定めるところにより算定した率を乗じて得た数を昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第五項に規定する加給年金額であつて配偶者について計算されるもの（以下「旧厚生年金保険の配偶者加給年金額」という。）に乘じて得た額

二 減額退職年金及び減額退職年金の受給権者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）に支給される退職共済年金 次に掲げる額の合算額

イ 六十五歳以上の各受給権者について前号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額

イ 当該給付の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等（その計算につき昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第一項又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間等とする。）を合算した期間（その月数が三百を超えるときは、三百月とする。）を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十七条第一項第一号に規定する保険料納付済期間とみなして、同号の規定の例により計算した額

ロ 減額退職年金の受給権者の人数に、前号ハの厚生労働省令の定めるところにより算定した率を乗じて得た数を旧厚生年金保険の配偶者加給年金額に乘じて得た額

三 通算退職年金 六十五歳以上の各受給権者について第一号イ及びロの規定の例により計算した額の合算額

四 障害年金 各受給権者について算定したイに掲げる額の合算額とロ及びハに掲げる額とを合算した額

イ 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に当該事由が生じたものであり、かつ、旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に相当する程度の障害の状態にある者に支給されるものである場合には、国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額（同表に定める一級に相当する程度の障害の状態にある者に支給される障害年金にあつては、同条第二項に規定する障害基礎年金の額）

ロ 当該障害年金の受給権者の人数を、旧厚生年金保険法による障害年金に係る第五十六条第三項第三号ロに掲げる額の総額を同法による障害年金の受給権者の人数で除して得た額として厚生労働省令の定めるところにより算定した額に乘じて得た額

ハ 当該障害年金の受給権者の人数に、第五十五条第二号に規定する加給年金額に相当する部分がある旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者の人数を同法による障害年金の受給権者の人数で除して得た率を勘案して厚生労働省令の定めるところにより算定した率を乗じて得た数を旧厚生年金保険の配偶者加給年金額に乘じて得た額

五 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた当該遺族年金の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の妻（当該組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者である二十歳未満の子（以下この号及び次号において「子」という。）と生計を同じくする妻に限る。以下この号及び次号において「妻」という。）の人数を国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に乘じて得た額

ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた当該遺族年金の受給権者である子（同一の事由により支給される当該遺族年金の受給権者である子が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）の人数を国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に乘じて得た額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた妻又は子に支給される当該遺族年金の加算額（旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額に相当するものであつて、子（子に支給される遺族年金にあつては、一人を除いた子とする。）について計算されるものに限る。）の合算額

ニ 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金又は障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（当該遺族年金の受給権者取得した当時六十五歳以上であつた者に限るものとし、子と生計を同じくする当該遺族年金の受給権者である妻を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乘じて得た額

六 通算遺族年金 イに掲げる額にロに掲げる月数を乗じて得た額

イ 当該通算遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の額を合算した額を、その計算の基礎となつた組合員期間等の月数を合算した月数で除して得た額（その額が国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を三百で除して得た額を超えるときは、当該額とし、その額が一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）

ロ 妻又は子に支給される当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等の月数を合算した月数

ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた当該遺族年金の受給権者である子（同一の事由により支給される当該遺族年金の受給権者である子が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）の人数を国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に乘じて得た額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた妻又は子に支給される当該遺族年金の加算額（旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額に相当するものであつて、子（子に支給される遺族年金にあつては、一人を除いた子とする。）について計算されるものに限る。）の合算額

ニ 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職年金、減額退職年金又は障害年金（障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（当該遺族年金の受給権者取得した当時六十五歳以上であつた者に限るものとし、子と生計を同じくする当該遺族年金の受給権者である妻を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乘じて得た額

六 通算遺族年金 イに掲げる額にロに掲げる月数を乗じて得た額

イ 当該通算遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の額を合算した額を、その計算の基礎となつた組合員期間等の月数を合算した月数で除して得た額（その額が国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を三百で除して得た額を超えるときは、当該額とし、その額が一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）

ロ 妻又は子に支給される当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等の月数を合算した月数

六 通算遺族年金 イに掲げる額にロに掲げる月数を乗じて得た額

イ 当該通算遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の額を合算した額を、その計算の基礎となつた組合員期間等の月数を合算した月数で除して得た額（その額が国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を三百で除して得た額を超えるときは、当該額とし、その額が一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）

ロ 妻又は子に支給される当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等の月数を合算した月数

七 退職共済年金（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）六十五歳以上の各受給権者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）について算定したイ及びロに掲げる額の合算額とハに掲げる額とを合算した額

イ 当該退職共済年金の額の計算の基礎となつた昭和三十六年四月一日以後の組合員期間等（その計算につき昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第一項又は昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第一項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間等とし、その月数が三百を超えるときは、三百月とする。）を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十七条第一項第一号に規定する保険料納付済期間とみなして、同号の規定の例により計算した額

ロ 当該退職共済年金の受給権者が第五十六条第三項第一号ロの表の上欄に掲げる者であつて、イに規定する組合員期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合には、当該組合員期間等を昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額

ハ 当該退職共済年金に係る前条第四号に掲げる費用の額の合算額

八 障害共済年金 当該障害共済年金に係る前条第四号に掲げる費用の額の合算額

九 遺族共済年金 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する第二十五条第二号、第三号若しくは第四号に掲げる年金たる給付、障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）又は第五号に規定する障害年金の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族共済年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間等のうちに昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該組合員期間等がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私

学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族共済年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

十 老齢厚生年金 当該老齢厚生年金に係る前条第六号に掲げる費用の額の合算額

十一 障害厚生年金 当該障害厚生年金に係る前条第六号に掲げる費用の額の合算額

十二 遺族厚生年金 当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する第二十五条第二号、第三号若しくは第四号に掲げる年金たる給付、障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）（第五号に規定する障害年金、老齢厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険法の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの又は二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給されるものであつて加給年金額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。）が加算されているものに限る。）又は障害厚生年金（障害の程度が同表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族厚生年金（その額の計算の基礎となつた厚生年金保険法の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係る当該被保険者期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

十三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による退職共済年金 当該退職共済年金に係る前条第八号に掲げる費用の額の合算額

十四 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による障害共済年金 当該障害共済年金に係る前条第八号に掲げる費用の額の合算額

十五 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項又は第六十五条第一項の規定による遺族共済年金 当該共済組合が支給する第二十五条第二号若しくは第三号に掲げる年金たる給付、前条第四号に規定する障害共済年金（障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）（第五号に規定する障害年金、第十三号に掲げる退職共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるもの、平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの又は二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に支給されるものであつて加給年金額（当該退職共済年金の受給権者の配偶者を計算の基礎とするものに限る。）が加算されているものに限る。）又は前号に掲げる障害共済年金（障害の程度が同表に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。）の受給権者が死亡したことにより支給される当該遺族共済年金（その額の計算の基礎となつた平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るこれらの期間がないものを除く。）の受給権者である死亡した組合員又は組合員であつた者の配偶者（昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、当該遺族共済年金の受給権を取得した当時六十五歳以上であつたものに限るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

第五十九条 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度、実施機関たる共済組合等に係る当該年度における基礎年金交付金の見込額として厚生労働大臣が当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣と協議して定める額を、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において前項の規定により実施機関たる共済組合等に交付した額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額を翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

3 実施機関たる共済組合等は、毎年度において第一項の規定により交付を受けた額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を国民年金の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付すべき基礎年金交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

第六十条 地方公務員共済組合連合会は、総務省令の定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会に對し、基礎年金交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する年金たる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

（施行日の前日における旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の取扱い）

第六十一条 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第一項に規定する積立金の額は、施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特

るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

第五十九条 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度、実施機関たる共済組合等に係る当該年度における基礎年金交付金の見込額として厚生労働大臣が当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣と協議して定める額を、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において前項の規定により実施機関たる共済組合等に交付した額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額を翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

3 実施機関たる共済組合等は、毎年度において第一項の規定により交付を受けた額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を国民年金の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付すべき基礎年金交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

第六十条 地方公務員共済組合連合会は、総務省令の定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会に對し、基礎年金交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する年金たる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

（施行日の前日における旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の取扱い）

第六十一条 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第一項に規定する積立金の額は、施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特

るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

第五十九条 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度、実施機関たる共済組合等に係る当該年度における基礎年金交付金の見込額として厚生労働大臣が当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣と協議して定める額を、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において前項の規定により実施機関たる共済組合等に交付した額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額を翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

3 実施機関たる共済組合等は、毎年度において第一項の規定により交付を受けた額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を国民年金の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付すべき基礎年金交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

第六十条 地方公務員共済組合連合会は、総務省令の定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会に對し、基礎年金交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する年金たる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

（施行日の前日における旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の取扱い）

第六十一条 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第一項に規定する積立金の額は、施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特

るものとし、遺族基礎年金の受給権者である者を除く。）の人数を、老齢基礎年金の加算額に相当する額に乗じて得た額

第五十九条 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度、実施機関たる共済組合等に係る当該年度における基礎年金交付金の見込額として厚生労働大臣が当該実施機関たる共済組合等を所管する大臣と協議して定める額を、厚生労働省令の定めるところにより、当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において前項の規定により実施機関たる共済組合等に交付した額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額に満たないときは、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額を翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付するものとする。

3 実施機関たる共済組合等は、毎年度において第一項の規定により交付を受けた額が前条第一項の規定により計算した当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る基礎年金交付金の額を超えるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その超える額を国民年金の管掌者たる政府が翌々年度までに当該実施機関たる共済組合等に交付すべき基礎年金交付金に充当し、なお残余があるときは、返還しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

第六十条 地方公務員共済組合連合会は、総務省令の定めるところにより、当該連合会を組織する各地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会に對し、基礎年金交付金のうち当該地方公務員共済組合が支給する年金たる給付に係る部分に相当する額を交付するものとする。

（施行日の前日における旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の取扱い）

第六十一条 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第一項に規定する積立金の額は、施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特

別会計の国民年金勘定（以下この条において「旧国民年金特別会計国民年金勘定」という。）の積立金（昭和六十年年度決算により旧国民年金特別会計国民年金勘定の積立金として積み立てられるべき額を含む。）のうち旧国民年金法第八十七条の二第一項に規定する保険料に係る部分を除いた部分の額に、昭和五十八年度から昭和六十年年度までの各年度において国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号。以下この条において「繰入特例法」という。）第二条の規定により旧国民年金法第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担金の額から控除することとされた額及び繰入特例法第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより旧国民年金特別会計国民年金勘定において生じないこととなつたと見込まれる施行日の前日における運用収入に相当する額を加算した額とする。

**第六十二条 昭和六十年改正法附則第三十八条の二** 第一項に規定する政令で定めるところにより算定した部分は、同項に規定する積立金の額に、旧国民年金法第七條第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に旧国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る旧国民年金法第五條第三項に規定する保険料納付済期間の月数の総数を旧国民年金法による被保険者であつた期間を有する者の同項に規定する保険料納付済期間の月数の総数で除して得た率を乗じて得た額（二円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する部分とする。

**第六十二条の二** 昭和六十年改正法附則第三十八条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した部分（以下この条において「充当に係る積立金」という。）については、平成二十七年年度から令和六年度までの各年度において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎年金の給付に要する費用に充てるものとする。

- 一 平成二十七年年度から令和五年度まで
- イ 掲げる額とロに掲げる額との合算額
- イ 平成二十六年年度の末日における充当に係る積立金の額を十で除して得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

- ロ 各年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じる運用収入の額（充当に係る積立金に係るものに限る。次号ロにおいて同じ。）
- 二 令和六年度
- イに掲げる額とロに掲げる額との合算額
- イ 平成二十六年年度の末日における充当に係る積立金の額から平成二十七年年度から令和五年度までの各年度における前号イに掲げる額の合算額を控除した額
- ロ 令和六年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じる運用収入の額

**第六十二条の三** 平成二十七年年度から令和六年度までの各年度における昭和六十年改正法附則第三十八条の二第二項に規定する政令で定めるところにより各政府及び実施機関ごとに算定した額は、当該年度における前条の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額の二分の一に相当する額に政府及び実施機関ごとに算定した次に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額（二円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合算額とする。

- 一 国民年金法施行令第十一条の二に規定する拠出金按分率
- 二 国民年金法施行令第十一条の二第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数とを合算した数

政府及び実施機関ごとに算定される当該合算した数の合計数で除して得た率

**第六十二条の四** 平成二十七年年度から令和六年度までの各年度における厚生年金保険法第八十條第一項に規定する厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額及び同法第八十四條の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分（他の法令のこれらに相当する規定に規定するこれらに相当する額を含む。）は、国民年金法第九十四條の二第二項又は第二項に規定する基礎年金拠出金の額（昭和六十年改正法附則第三十八条の二第二項の規定により国民年金法第九十四條の二第一項又は第二項の規定により負担又は納付した基礎年金拠出金とみなされるものを含む。）により算定するものとする。

**第六十二条の五** 平成二十七年年度から令和六年度までの各年度における特別会計に関する法律第百十四條及び第百二十條の規定の適用については、同法第百十四條第一項第一号中「合算した額」とあるのは「合算した額及び国民年金法等

の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十二条の二の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額（以下この号において「基礎年金給付費充対象額」という。）から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を合算した額を控除した額」と、同条第二項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」と、同法第百二十條第一項中「における第百十四條第一項」とあるのは「における第百十四條第一項の規定により国民年金勘定から受け入れられるべき金額又は」と、「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項」と、「国民年金勘定等から受け入れられるべき金額」とあるのは「厚生年金勘定若しくは各実施機関たる共済組合等から受け入れられるべき金額からそれぞれ基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額」と、同法第百十四條第一項、とあるのは「第百十四條第一項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定から受け入れられる金額又は」と、「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項」と、「国民年金勘定等から受け入れられる金額」とあるのは「厚生年金勘定若しくは各実施機関たる共済組合等から受け入れられる金額（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十八条の二第二項の規定により同項に規定する政令で定めるところにより算定した部分が基礎年金勘定の給付に要する費用に充てられる年度にあつては、当該金額からそれぞれ基礎年金給付費充対象額の二分の一に相当する額に厚生年金保険の実施者たる政府及び各実施機関たる共済組合等に係る昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三各号に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した金額）」とする。

**第六十二条の六** 平成二十七年年度から令和六年度までの各年度における基礎年金拠出金については、国民年金法施行令第十一条の四及び第十一条の五の規定を適用する場合においては、同令第十一条の四第一項中「を、厚生労働省令」とあるのは「の額から当該年度における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十二条の二の規定により基礎年金の給付に要する費用に充てられる額（以下「基礎年金給付費充対象額」という。）の見込額（第三項の規定により基礎年金給付費充対象額の見込額を変更したときは変更後の基礎年金給付費充対象額の見込額。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額に当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令」と、同条第二項中「概算拠出金按分率」とあるのは「基礎年金給付費充対象額の見込額並びに概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値」と、同条第三項中「変更する」とあるのは「必要がある」と認めるときは、同項の基礎年金給付費充対象額の見込額を変更する」と、同条第六項中「概算拠出金按分率」とあるのは「基礎年金給付費充対象額の見込額並びに概算拠出金按分率及び昭和六十一年経過措置政令第六十二条の三第二号に掲げる率の見込値」と、「を、変更しよう」とあるのは「及び同項の基礎年金給付費充対象額の見込額を変更しよう」と、同令第十一条の五第一項中「合算した額が」とあるのは「合算した額が当該年度における」と、当該年度における基礎年金拠出金の額」とあるのは「基礎年金拠出金の額から基礎年金給付費充対象額の二分

の二に相当する額に当該年度における当該実施  
機関たる共済組合等に係る拠出金按分率及び昭  
和六十二年経過措置政令第六十二条の三第二号  
に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を  
控除した額」とする。  
(旧国民年金法による保険料等に関する経過措  
置)

**第六十三條** 昭和六十一年三月以前の月分の旧国  
民年金法による保険料については、なお従前の  
例による。

**第六十四條** 平成元年四月三十日までの間に新国  
民年金法第八十九条各号のいずれかに該当する  
に至つた者については、同条中「月の前月」と  
あるのは、「月前における直近の基準月（一月、  
四月、七月及び十月をいう。）とする。」とする。

**第六十五條** 昭和六十一年改正法附則第四十二條第  
一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資  
格を取得した者であつて施行日の属する月に当  
該被保険者の資格を喪失したもののついて新厚  
生年金保険法第十九条の規定を適用する場合に  
おいては、当該被保険者の資格を取得しなかつ  
たものとみなす。  
(昭和六十一年改正法附則第四十八條第五項にお  
いて適用する同法附則第八條第五項各号に掲げ  
る期間の計算)

**第六章** 厚生年金保険の被保険者期間に関  
する経過措置

**第七十條** 昭和六十一年改正法附則第五十六條第三  
項において準用する厚生年金保険法第三十八條  
第二項に規定する政令で定める規定は、次のと  
おりとする。  
一 厚生年金保険法第三十八條第二項本文及び  
第三項  
二 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項  
（昭和六十一年改正法附則第十一條第四項にお  
いて準用する場合を含む。）  
(厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給  
調整の経過措置)

**第七十一條** 昭和六十一年改正法附則第五十六條第  
六項の規定の適用については、当分の間、同項  
中「特例老齢年金の額」とあるのは、「特例老  
齢年金の額（同法第四十六條第一項及び平成二  
十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によ  
りなおその効力を有するものとされた平成二十  
五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年  
金保険法第四十六條第五項の規定によりその額  
の一部の支給が停止されている老齢年金、通算  
老齢年金及び特例老齢年金にあつては、その額  
から当該支給が停止された部分に相当する額を  
控除した額）」とする。

**第七十二條** 厚生年金保険法第三十九條及び第三  
十九條の二の規定の適用については、当分の  
間、同法第三十九條第一項中「乙年金の受給権  
者」とあるのは、「乙年金（国民年金法等の一部  
を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号

の二に相当する額に当該年度における当該実施  
機関たる共済組合等に係る拠出金按分率及び昭  
和六十二年経過措置政令第六十二条の三第二号  
に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額の合算額を  
控除した額」とする。  
(旧国民年金法による保険料等に関する経過措  
置)

昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第一号 に掲げる加給 年金額	新厚生年金保 険法第四十四 條第二項	円 万 八 十 百 千 八	円 万 六 百 千 六	昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第二号 に掲げる年金 たる保険給付 の額	新厚生年金保 険法第五十條 第三項	円 万 五 十 四 百 千 六 十	円 万 五 十 四 百 千 七 十	昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第三号 に掲げる加給 年金額	新厚生年金保 険法第五十條 の二第二項	円 万 八 十 百 千 八	円 万 八 十 百 千 八	昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第四号 に掲げる保険 給付の額	新厚生年金保 険法第五十七 條ただし書	円 万 九 百 千 九	円 万 九 百 千 九	昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第五号 に掲げる加算 額	新厚生年金保 険法第六十二 條第一項	円 万 五 十 四 百 千 七 十	円 万 五 十 四 百 千 七 十	昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第六号 に掲げる年金 たる保険給付 の額	新厚生年金保 険法附則第九 條第一項第一 号	円 万 五 十 二 百 千 九	円 万 五 十 二 百 千 九	昭和六十一年改 正法附則第五 十四條第七号 に掲げる年金 たる保険給付 の額	昭和六十一年改 正法附則第五 十九條第二項 第一号	円 十 百 九 千 二 八	円 十 百 九 千 二 八
--	--------------------------	------------------	----------------	---	-------------------------	----------------------	----------------------	--	---------------------------	------------------	------------------	---	---------------------------	----------------	----------------	--	--------------------------	----------------------	----------------------	---	---------------------------------	--------------------	--------------------	---	------------------------------------	------------------	------------------

昭和六十一年改 正法附則第八 十條第二項	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四	昭和六十一年改 正法附則第八 十條第九号 に掲げる加算 額	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第一項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四	昭和六十一年改 正法附則第八 十條第九号 に掲げる加算 額	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第一項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四	昭和六十一年改 正法附則第八 十條第九号 に掲げる加算 額	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第一項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四	昭和六十一年改 正法附則第八 十條第九号 に掲げる加算 額	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第一項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四	昭和六十一年改 正法附則第八 十條第九号 に掲げる加算 額	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第一項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四	昭和六十一年改 正法附則第八 十條第九号 に掲げる加算 額	昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第一項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條第一項及び 昭和六十一年改 正法附則第七 十四條第二項 において適用 する新国民年 金法第三十九 條の二第一項	円 千 四 万 二 百 千 四	円 千 四 万 二 百 千 四
----------------------------	---	--------------------	--------------------	---	---	--------------------	--------------------	---	---	--------------------	--------------------	---	---	--------------------	--------------------	---	---	--------------------	--------------------	---	---	--------------------	--------------------	---	---	--------------------	--------------------

(遺族厚生年金の額の端数処理に関する特例)  
**第六十八條** 厚生年金保険法第三十五條第一項の  
規定の適用については、当分の間、「保険給付  
の額」とあるのは、「保険給付の額（国民年  
金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法  
律第三十四号）附則第七十三條第一項の規定によ  
り加算する額を除く。）又は当該加算する額に」と  
する。  
(昭和六十一年改正法附則第五十五條第一項に規  
定する政令で定める日)  
**第六十九條** 昭和六十一年改正法附則第五十五條第  
一項に規定する政令で定める日は、昭和六十一年  
十二月三十一日とする。  
(昭和六十一年改正法附則第五十六條第三項にお  
いて準用する厚生年金保険法第三十八條第二項  
に規定する政令で定める規定)  
**第七十條** 昭和六十一年改正法附則第五十六條第三  
項において準用する厚生年金保険法第三十八條  
第二項に規定する政令で定める規定は、次のと  
おりとする。  
一 厚生年金保険法第三十八條第二項本文及び  
第三項  
二 国民年金法第二十条第二項本文及び第三項  
(昭和六十一年改正法附則第十一條第四項にお  
いて準用する場合を含む。)

以下「昭和六十年改正法」という。)第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付(昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この条及び次条において「旧法による年金たる保険給付」という。)を含む。以下この項において同じ。)の受給権者」と、「甲年金の受給権」とあるのは「甲年金(旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。)の受給権」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「年金(旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。)」と、同条第三項中「年金たる保険給付」とあるのは「年金たる保険給付(旧法による年金たる保険給付を含む。以下この項において同じ。)」と、同法第三十九條の二中「年金たる保険給付の受給権者」とあるのは「年金たる保険給付(旧法による年金たる保険給付を含む。以下この条において同じ。)」の受給権者」とする。

**第七十三条 削除**

**第二節 老齢厚生年金等に関する事項**  
(昭和六十年改正法附則第五十九條第二項第二号に規定する政令で定める期間)

**第七十四条 昭和六十年改正法附則第五十九條第二項第二号に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。**

- 一 施行日前の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項、平成八年改正法附則第五條第一項又は平成十三年統合法附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。)であつて、当該被保険者期間又は旧保険料免除期間の計算の基礎となつてゐるもの
- 二 施行日前の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が、昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間であるもの
- 三 施行日前の期間に係る旧適用法人共済組合員期間であつて、当該旧適用法人共済組合員期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により第一号厚生年金被

保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。)であるもの

四 施行日前の期間に係る旧農林共済組合員期間であつて、当該旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項又は平成八年改正法附則第五條第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。)であるもの

四の二 施行日前の期間に係る平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間(以下この条において「旧国家公務員共済組合員期間」という。)、平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間(以下この条において「旧地方公務員共済組合員期間」という。))又は平成二十四年一元化法附則第四條第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間(以下この条において「旧私立学校教職員共済加入者期間」という。))であつて、当該旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項、平成八年改正法附則第五條第一項又は平成十三年統合法附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。)であるもの

四の三 施行日前の期間に係る旧私立学校教職員共済加入者期間であつて、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月が旧国家公務員共済組合員期間又は旧地方公務員共済組合員期間であるもの

五 施行日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間(平成二十四年一元化法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。))第十九條第二項の規定により計算されたものに限る。)であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が新国民年金法第十一條の二の規定により第一号被保険者又は第三号被保険者としての被保険者期間とされるもの

六 施行日以後の期間に係る第一号厚生年金被保険者期間(平成二十四年一元化法改正前厚年法第十九條第二項の規定により計算されたものに限る。)であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項、平成八年改正法附則第五條第一項又は平成十三年統合法附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。)であるもの

年法第十九條第二項の規定により計算されたものに限る。)であつて、当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となつた月が第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間若しくは第四号厚生年金被保険者期間又は旧適用法人共済組合員期間若しくは旧農林共済組合員期間の基礎となつてゐるもの(当該第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間若しくは第四号厚生年金被保険者期間又は当該旧適用法人共済組合員期間若しくは旧農林共済組合員期間の計算の基礎となる組合員又は私学教職員共済制度の加入者の資格の喪失の日前に当該第一号厚生年金被保険者期間の計算の基礎となる被保険者の資格の喪失の日がある場合に限る。)

七 昭和六十年改正法附則別表第四の上欄に掲げる者の次に掲げる期間について先に経過した月の分から順次合算した場合にそれぞれ同表の下欄に定める月数に達するまでの期間に係る厚生年金保険の被保険者期間以外の厚生年金保険の被保険者期間

イ 保険料納付済期間(旧保険料納付済期間を含むものとし、昭和六十年改正法附則第八條第四項に規定するものを除く。)

ロ 保険料免除期間(旧保険料免除期間を含むものとし、国民年金法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く。)

ハ 昭和六十年改正法附則第八條第三項に規定する同条第二項各号に掲げる期間  
(昭和六十年改正法附則第五十九條第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号等)

**第七十五条 昭和六十年改正法附則第五十九條第三項の規定により読み替えられた同条第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第一項及び第四項、第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。**

含む。)に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる者について、同表の下欄に定めるとおりとする。

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	一・八
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・七
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・七

(昭和六十年改正法附則第六十二條第一項の政令で定める老齢厚生年金)  
**第七十六條** 昭和六十年改正法附則第六十二條第一項の政令で定める老齢厚生年金は、厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金(その受給権者が六十五歳に達していないものに限る。)とする。  
 (高齢雇用継続基本給付金等の支給を受けることができる女子に支給する老齢厚生年金の支給停止に関する技術的読替え等)  
**第七十六條の二** 昭和六十年改正法附則第六十二條の二の規定により平成六年改正法附則第二十六條第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十六條第一項	雇用保険法第九十九條第一項	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二條第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「平成二十年改正前船員保険法」という。)の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金	雇用保険法第九十九條第一項	平成二十二年改正前船員保険法第三十四條第一項、第三項及び第四項の規定による看做給付基礎日額(次号及び第五項において単に「看做給付基礎日額」という。)又は平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の日額の算定の基礎となつた給付基礎日額
------------	---------------	--	---------------	--

**第七十六條の三** 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号)第十四條の二第一項の二において平成六年改正法附則第二十六條第六項の規定を準用する場合について準用する。  
 (旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給要件に関する規定の技術的読替え等)  
**第七十七條** 昭和六十年改正法附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、これらの規定のうち、旧通則法、旧船員保険法、旧社会保険審査会法、旧私立学校教職員共済組合法、旧国家公務員等共済組合法、旧私立学校教職員共済組合法及び改正前法の法律第五五号の規定の技術的読替えについては、第四十八條の規定を準用する。

附則第二十六條第二項及び第五項	附則第二十六條第二項	みなし賃金	看做給付基礎日額又は給付基礎日額
附則第二十六條第一項	附則第二十六條第一項	額」という(次号及び第五項において単に「給付基礎日額」という。)	

改正後の第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者及び昭和六十年改正法附則第五條第十四号に規定する船員任意継続被保険者(以下「船員任意継続被保険者」という。)をいう。)を除く。以下同じ。  
 (の)  
 被保険者(船員たる被保険者を含む)の資格を取得したとき

第九十九條第二項	第九十九條第三項	被保険者の資格を取ったとき	被保険者(船員たる被保険者を含む)の資格を取得したとき
第九十九條第一項	第九十九條第一項	被保険者(船員たる被保険者を含む)の資格を取得したとき	被保険者(船員たる被保険者を含む)の資格を取得したとき

昭和六十年改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法  
 昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法  
 乗じて得た期間、昭和六十一年四月一日以後の船員たる被保険者としての被保険者期間(平成三年四月一日前の期間に係るものにあつては、船員たる被保険者であつた期間に五分の六を乗じて得た期間)

第四十四條第二項	第四十四條第二項	通算年金通則法	昭和六十年改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法
第四十四條第二項	第四十四條第二項	船員保険法	昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法



の改正前 法律	と いう 整理法 「旧関係 以下 二百八十 法律第十 六年	項二第条八第則附	項二第条七第則附	項一第条七第則附
法金通則年	法金通則年	法金通則年	法金通則年	法金通則年
問	問	問	問	問
昭和三十 六年四月 一日以後 の被保険 者期間（ 船員たる 被保険者 として除 く。以下 同じ。）	昭和三十 六年四月 一日以後 の被保険 者期間（ 船員たる 被保険者 として除 く。以下 同じ。）	昭和三十 六年四月 一日以後 の被保険 者期間（ 船員たる 被保険者 として除 く。以下 同じ。）	昭和三十 六年四月 一日以後 の被保険 者期間（ 船員たる 被保険者 として除 く。以下 同じ。）	昭和三十 六年四月 一日以後 の被保険 者期間（ 船員たる 被保険者 として除 く。以下 同じ。）
国民年金法等の一 部を改正する法律 （昭和六十 年法律第	国民年金法等の一 部を改正する法律 （昭和六十 年法律第	国民年金法等の一 部を改正する法律 （昭和六十 年法律第	国民年金法等の一 部を改正する法律 （昭和六十 年法律第	国民年金法等の一 部を改正する法律 （昭和六十 年法律第

昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号

昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号

昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号	昭和一 十 六 年 改 正 の 法 律 第 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号
附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号	附則第二 十 二 号

附則	被保険者期間（離婚時
第十八条の二	みなし被保険者期間を除く。以下この項において同じ。）が
第三项	
旧沖繩特別措置令	以後の被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時を除外し、被保険者期間を除く。以下この項及び次項において同じ。）

第三節 障害厚生年金等に関する事項  
 （障害厚生年金の支給要件の特例に関する経過措置）

第七十七条の二 初診日が平成八年四月一日前にある傷病による障害については、昭和六十年改正法附則第六十四条第一項ただし書の規定は適用しない。

第七十八条 施行日前に発した傷病による障害について、昭和六十年改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項及び第五十五条第一項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「被保険者であった者」とあるのは、「被保険者であった者（当該初診日が昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後にある場合に限る。）又は施行日前に被保険者（船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下「船員組合員」という。）及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下同じ。）を含む。）であつた間（船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間並びに昭和四十年五月一日前における昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間（昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第七十七号）第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつ

た間を除く。）及び同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。  
 2 初診日が昭和五十九年十月一日から施行日の前日までの間にある傷病による障害については、昭和六十年改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同法第四十七条第一項ただし書中「被保険者期間がないとき並びに当該初診日の属する月前の旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六月以上あるとき」とする。  
 3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

た間を除く。）及び同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。  
 2 初診日が昭和五十九年十月一日から施行日の前日までの間にある傷病による障害については、昭和六十年改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同法第四十七条第一項ただし書中「被保険者期間がないとき並びに当該初診日の属する月前の旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六月以上あるとき」とする。  
 3 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

第七十九条 初診日が昭和六十年七月一日前にある傷病による障害については、新厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「六十五歳に達する日の前日」とあるのは、「六十五歳に達する日の前日又は初診日から起算して五年を経過する日のうちいずれか遅い日」とする。

第八十条 厚生年金保険に係る障害であつて第三十二条第一項の表の上欄に掲げる傷病によるものについては、新厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替え、同条第二項において準用する同法第四十七条第一項の規定を適用する場合においては、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第八十一条 船員保険の被保険者（旧船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下「船員組合員」という。）及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）及び同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害（厚生年金保険の被保険者であつた間に限る。）であつて第三十二条第一項の表の上欄に掲げる傷病以外のものによる厚生年金保険に係る障害については、新厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定は適用しない。

3 厚生年金保険に係る障害のうち、初診日が昭和二十六年十一月一日前における傷病（厚生年金保険の被保険者であつた間に限る。）に発したものに限り、同項の規定は適用しない。

第八十二条 初診日が施行日前にある傷病による障害については、新厚生年金保険法第四十七条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下「船員組合員」という。）及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた間（船員組合員となつたときを除く。））及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者並びに船員組合員となつたときを除く。）であつた者（船員組合員となつたときを除く。））であつた間（船員組合員となつたときを除く。））に発した傷病による障害（厚生年金保険の被保険者であつた間に限る。）に発したものに限り、同項の規定は適用しない。

第八十二条 初診日が施行日前にある傷病による障害については、新厚生年金保険法第四十七条の三第一項の規定を適用する場合には、同項中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下「船員組合員」という。）及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた間（船員組合員となつたときを除く。））及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者並びに船員組合員となつたときを除く。）であつた者（船員組合員となつたときを除く。））であつた間（船員組合員となつたときを除く。））に発した傷病による障害（厚生年金保険の被保険者であつた間に限る。）に発したものに限り、同項の規定は適用しない。

第八十三条 初診日が昭和五十九年十月一日前にある傷病による障害については、新厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第八十四条 旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者又は旧船員保険法第二十條の規定による船員保険の被保険者であつて同法に共済組合による船員保険（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）又は私学教職員共済制度の加入者であるもの（以下「組合員たる第四種被保険者等」という。）が、その組合員たる第四種被保険者等であつた間に発した傷病による障害については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金又は障害共済年金を受ける権利を有するときは、新厚生年金保険法第四十七条及び第四十七条の二の規定にかかわらず、当該傷病による障害については、障害厚生年金を支給しない。

2 組合員たる第四種被保険者等がその組合員たる第四種被保険者等であつた間に初診日のある傷病による障害については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害共済年金を受ける権利を有するときは、新厚生年金保険法第四十七条の三の規定にかかわらず、当該傷病による障害を同条第一項に規定する基準障害として同条の規定による障害厚生年金を支給しない。

3 組合員たる第四種被保険者等であつた間に発した傷病による障害に係る障害厚生年金の受給権は、その者が当該傷病による障害について当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害共済年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。ただし、当該障害厚生年金が厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給されるものであるときは、この限りでない。

（昭和六十年改正法附則第六十九条第一項に規定する政令で定める障害年金）  
 第八十五条 昭和六十年改正法附則第六十九条第一項に規定する政令で定める障害年金は、次に掲げる障害年金であつて、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じたものとする。  
 一 旧厚生年金保険法による障害年金（その権利を取得した当時から引き続き同法別表第一

は、同項ただし書は、「ただし、当該傷病に係る初診日の属する月前の旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間が六月未満であるときは、この限りでない」とする。  
 2 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

第八十四条 旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者又は旧船員保険法第二十條の規定による船員保険の被保険者であつて同法に共済組合による船員保険（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）又は私学教職員共済制度の加入者であるもの（以下「組合員たる第四種被保険者等」という。）が、その組合員たる第四種被保険者等であつた間に発した傷病による障害については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金又は障害共済年金を受ける権利を有するときは、新厚生年金保険法第四十七条及び第四十七条の二の規定にかかわらず、当該傷病による障害については、障害厚生年金を支給しない。

2 組合員たる第四種被保険者等がその組合員たる第四種被保険者等であつた間に初診日のある傷病による障害については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害共済年金を受ける権利を有するときは、新厚生年金保険法第四十七条の三の規定にかかわらず、当該傷病による障害を同条第一項に規定する基準障害として同条の規定による障害厚生年金を支給しない。

3 組合員たる第四種被保険者等であつた間に発した傷病による障害に係る障害厚生年金の受給権は、その者が当該傷病による障害について当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害共済年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。ただし、当該障害厚生年金が厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給されるものであるときは、この限りでない。

（昭和六十年改正法附則第六十九條第一項に規定する政令で定める障害年金）  
 第八十五条 昭和六十年改正法附則第六十九條第一項に規定する政令で定める障害年金は、次に掲げる障害年金であつて、昭和三十六年四月一日以後に支給事由の生じたものとする。  
 一 旧厚生年金保険法による障害年金（その権利を取得した当時から引き続き同法別表第一

は、同項ただし書は、「ただし、当該傷病に係る初診日の属する月前の旧通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間が六月未満であるときは、この限りでない」とする。  
 2 第二十九条第六項の規定は、前項の場合に準用する。

に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

二 旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについてはその権利を取得した当時から引き続き同法別表第四の上欄に定められた一級から五級までのいずれにも該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除き、職務外の事由によるものについてはその権利を取得した当時から引き続き同表の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）

**（障害年金の額の改定の特例）**

**第八十六条** 前条に規定する障害年金の支給を受けることができる者に対して障害基礎年金を支給すべき事由が生じたとき（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金が支給されることを除く。）は、前後の障害を併合した障害の程度に応じて、旧厚生年金保険法第五十二条の規定の例により当該障害年金の額を改定する。ただし、新たに取得した障害基礎年金が新国民年金法第三十六条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、その停止すべき期間が経過するまでの間は、この限りでない。

（昭和六十年改正法附則第六十九条第二項に規定する政令で定める障害年金）

**第八十七条** 昭和六十年改正法附則第六十九条第二項に規定する政令で定める障害年金は、第八十五条各号に掲げる障害年金であつて、昭和三十六年四月一日前に支給事由の生じたものとする。

**第四節 遺族厚生年金に関する事項**

**（遺族厚生年金の支給要件の特例に関する経過措置）**

**第八十七条の二** 平成八年四月一日前に死亡した者については、昭和六十年改正法附則第六十四条第二項ただし書の規定は適用しない。

**（遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置）**

**第八十八条** 昭和六十年改正法附則第七十二条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病（施行日前に発したものに限る。）に

より厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者

二 船員保険被保険者であつた間（旧船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下この号において「船員組合員」という。）となる前の船員保険の被保険者であつた間（旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険被保険者であつた間を除く。）を除く。）に発した傷病（施行日前に発したものに限る。）により船員

保険被保険者の資格を喪失（昭和六十年改正法附則第四十二条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者については、当該厚生年金保険の被保険者の資格の喪失）した後当該傷病に係る初診日から五年を経過する日前に死亡した者

三 次に掲げる障害年金の受給権者

イ 旧厚生年金保険法による障害年金（同法別表第一に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るもの）に限り、職務外の事由によるものについては同表の下欄に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

ロ 旧船員保険法による障害年金（職務上の事由によるものについては同法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るもの）に限り、職務外の事由によるものについては同表の下欄に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限る。）

昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者であつて、旧厚生年金保険法第四十二条第一項から第三号までのいずれかにかに規定する被保険者期間を満たしているもの又は同法附則第十二条に規定する被保険者期間を満たしているもの

五 第一号厚生年金被保険者期間（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として厚生年金保険法第六十一条第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者又は船員任意継続被保険者（以下「船員たる被保険者」という。）としての第一号厚生年金被保険者期間を除く。）が一年以上であり、かつ、旧厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者であつて、旧厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該

当するもの（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者（同号イに該当する者）にあつては、通算対象期間を合算した期間が二十五年未満である者を除く。）に限る。）

六 昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者であつて、旧船員保険法第三十四条第一項第一号から第三号までのいずれかにかに規定する被保険者であつた期間を満たしているもの

七 船員保険の被保険者であつた期間（施行日の前の期間に限るものとし、船員たる被保険者としての第一号厚生年金被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第四項の規定による乗算を行わないで計算した期間とする。）を含む。）が一年以上であり、かつ、旧船員保険法による老齢年金を受けるに必要な期間を満たしていない者であつて、旧船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかにかに該当するもの（昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者（同号イに該当する者）にあつては、通算対象期間を合算した期間が二十五年未満である者を除く。）に限る。）

第二十九条第六項の規定は、前項第五号及び第七号の規定を適用する場合に準用する。

3 第一項各号に掲げる者が施行日以後に死亡したときは、その者は厚生年金保険法第五十八条第一項本文に規定する被保険者又は被保険者であつた者とみなし、第一項第一号又は第二号に掲げる者が死亡した場合は同条第一項第二号に該当する場合と、第一項第三号に掲げる者が死亡した場合は同条第三号に該当する場合と、第一項第四号から第七号までに掲げるものが死亡したときは同条第一項第四号に該当する場合とみなす。

4 第一項第四号又は第六号に掲げるものが死亡したときに支給する遺族厚生年金については、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合において、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数は二百四十であるものとみなす。

**第八十九条** 新厚生年金保険法第五十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者（国民年金法等の一部を

改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五十五条の規定による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者を含む。以下この節において同じ。）と、同項第二号中「被保険者であつた間」とあるのは、「被保険者であつた間（昭和六十一年四月一日以後である間に限る。）とする。

（昭和六十年改正法附則第七十四条第六項に規定する政令で定める併給の調整に関する規定）

**第九十条** 昭和六十年改正法附則第七十四条第六項に規定する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 昭和六十年改正法附則第十一条及び第五十六条

二 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条の規定を適用する場合を含む。）及び昭和六十年国共済法附則第四十一条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第七十六条及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第十条

**第五節 脱退手当金に関する事項**

**第九十一条** 昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第九十条第三項	第九十一条
被保険者	被保険者
たつた	たつた
あ	あ
者	者
保	保
険	険
種	種
三	三
第	第
九	九
十	十
三	三
項	項

平成三年四月一日前の第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除き、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として昭和六十年改正法第三十三条の規定による改正後の第六号第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者及び昭和六十年改正法附則第

第六十條第二号	第六十條第一号	第六十條	第三分四の通算年齢年金	期間
障害手当金	障害年金	障害年金(旧船員保険法による障害年金を含む。以下同じ。)	通算老齢年金(旧船員保険法による通算老齢年金を含む。以下同じ。)	五条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を含む。)であつた期間(昭和六十一年四月一日前の船員保険の被保険者(昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。))第十五条第一項に規定する被保険者及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)であつた期間を含む。)
障害手当金(旧船員保険法による障害手当金及び同法第四十二条の規定による一時金を含む。以下同じ。)				三分の四(昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの期間に係るものにあつては、五分の六)

第六節 特例遺族年金に関する事項

第九十二条 (特例遺族年金の支給要件に関する経過措置) 昭和六十年改正法附則第七十七条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七条第一項、平成八年改正法附則第五項又は平成十三年統合法附則第六條の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間に係るもの及び

第九十條第一項	被保険者の	被保険者(船員たる被保険者(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))第三条の規定による改正後の第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者及び昭和六十年改正法附則第五條第十四号に規定する	施行日以後の船員たる被保険者としての第一号厚生年金被保険者期間を除く。)が一年以上であり、かつ、旧厚生年金保険法附則第二十八條の第三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当するもの
			二 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、船員保険の被保険者であつた期間(施行日以前の期間に係るものに限るものとし、施行日以後の船員たる被保険者としての第一号厚生年金被保険者期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第四項の規定による乗算を行わないで計算した期間とする。))を含む。が一一年以上であり、かつ、改正前の法律第百五号附則第十七條第一項第一号イ又はロのいずれかに該当するもの
			2 前項各号に掲げる者が施行日以後に死亡した場合は、新厚生年金保険法附則第二十八條の四第一項に規定する者が死亡した場合とみなす。
			第七節 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付に関する事項
			(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等)
			第九十三条 昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十四條第四項	第三十條第二項	第三十條第一項	第三十條	第三十條
乗じて得た額	得たとき	第三種被保険者	第三種被保険者	被保険者の資格を取
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	被保険者の資格を取
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	被保険者の資格を取
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	被保険者の資格を取

第三十四條第三項	第一項	算額	との合	の
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期
乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期	乗じて得た額、同日から平成三年三月三十一日までの第三種被保険者であつた期

<p>第四十三項及び第五項</p>	<p>第四十三項</p>	<p>しない</p>
<p>第三項の規定にかかわらず</p>	<p>、資格を喪失した日 (厚生年金保険法第十四条第二号から第十四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日)</p>	<p>するものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する</p>

<p>老齢年金又は障害年金</p>	<p>老齢年金若しくは昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の法(以下「改正後の法」という。)による老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。)又は障害年金若しくは改正後の法による障害厚生年金(</p>	<p>老齢年金若しくは昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の法(以下「改正後の法」という。)</p>
-------------------	---	--

<p>第十六条 船員保険法</p>	<p>第六十五條 共済組合が支給する遺族年金</p>	<p>第四十六條の二 第一級から第十四級まで</p>	<p>第四十六條 給付を</p>	<p>障害年金をその全額</p>
<p>昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法</p>	<p>共済組合が支給する遺族年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百零一號)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。以下この条及び第六十八條の五において同じ。)</p>	<p>第十五級以下</p>	<p>ものを</p>	<p>障害を支給事由とする給付であつてその全額</p>

<p>厚生年金保険の被保険者となつたとき</p>	<p>船員保険(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)第五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)による被保険者(同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者及び昭和六十年改正法附則第五條第十四号に規定する船員任意継続被保険者(以下「船員たる被保険者」という。)をいう。以下同じ。)又は</p>	<p>旧交渉法</p>
--------------------------	---	-------------

第 三 条	第 二 条 第 三 項	第 二 条 第 二 項	第 二 条 第 一 項 第 一 号	第 二 条 第 一 項
となつたとき	船員保険法	船員保険法	船員保険法	船員保険法
船員保険の被保険者の資格を取得した月の資格を取	被保険者（昭和六十一年改正法附則第五号に規定する改正後の船員任意継続被保険者を含む。	旧船員保険法	船員保険の被保険者であつた期間（昭和六十一年四月一日前の期間に係るものにあつては、当該期間に三分の四を乗じて得た期間とし、昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの期間に係るものにあつては、当該期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）	昭和三十九年改正法附則第七十条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。以下同じ。）

第 二 条 第 九 項	第 八 条 第 二 項	第 八 条 第 一 項	第 二 条 第 二 項
船員保険法	船員保険法	船員保険法	船員保険法
旧船員保険法	旧船員保険法	旧船員保険法	（昭和六十一年四月以後の月に限る。）に当該被保険者の資格を喪失し、更に、当該月に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときを除く。）

第 九 条 第 一 項	第 十 条 第 一 項	第 十 条 第 二 項	第 十 条 第 三 項
船員保険法	船員保険法	船員保険法	船員保険法
旧船員保険法	旧船員保険法	旧船員保険法	旧船員保険法

第 三 条 第 一 項	第 三 条 第 二 項	第 三 条 第 三 項	第 三 条 第 四 項
船員保険法	船員保険法	船員保険法	船員保険法
旧船員保険法	旧船員保険法	旧船員保険法	旧船員保険法







地方公務員等 共済組 法の 長期給 付等に 関する 施行法 (昭和三十 五十三号)	昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下「旧	ある給付のうち退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数(当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金(平成二十四年改正後の法第二条の第五項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。))の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。)が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六条第三号から第五号までに掲げるものに限る。)及び障害共済年金並びに
---	--	--

第三号	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	障害年金	十七年法律第五十三号	地方の「旧私立学校教職員共済組合法」という
第三号	私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)	障害年金並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち退職共済年金(その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数(当該退職共済年金の受給権者が平成二十四年改正後の法による老齢厚生年金(平成二十四年改正後の法第二条の第五項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。))の受給権を有する場合にあつては、当該月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数とを合算した月数とする。)が二百四十以上であるもの又は経過措置政令第二十六条第六号に掲げるも	地方の「旧私立学校教職員共済組合法」という	

第三号	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第十九号)	障害年金	第三号	の(に)及び障害共済年金
第三号	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第十九号)	障害年金並びに旧農林共済法(同項第二号に規定する旧農林共済法をいう。以下同じ。))に基づく退職共済年金(平成十三年統合法附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。))に基づきものを含み、その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)及び障害共済年金	第三号	の(に)及び障害共済年金

第三号	地方公務員等共済組合法	第三号	第三号	第三号	第三号
地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法	地方公務員等共済組合法
旧地方公務員等共済組合法	旧地方公務員等共済組合法	旧地方公務員等共済組合法	旧地方公務員等共済組合法	旧地方公務員等共済組合法	旧地方公務員等共済組合法

号三第	号三第 四の条三第	四の条三第	号四第六の条三第及び号四第四の条三第号六第三の条三第	号三第六
の二 法第六 十五 条	私立学 校教職 員共済 組合法	書 た だ し 法第六 十五 条	農林漁 業団 体共 済組 合 法	旧制度農林共済法
改正前の法第六十五 条の二	旧私立学校教職員共 済組合法	改正前の法第六十五 条ただし書		

条三第				五の
の五 法第六 十八 条			給付を 除く。	第三 条の 二の 二第 七号 から 第三 条の 二第 十二 号ま で
改正前の法第六十八 条の五			給付を除く。 一 旧国民年金法に 基づく障害年金 二 旧船員保険法に 基づく老齢年金及び 障害年金 三 改正前の法第十 二条第一号ロに規定 する共済組合又は日 本私立学校振興・共 済事業団が支給する 退職年金、減額退職 年金及び障害年金並 びに退職共済年金 (厚生年金保険法等 の一部を改正する法 律(平成八年法律第 八十二号)附則第十 六条第三項及び平成 十三年統合法附則第 十六条第三項の規定 により厚生年金保険 の実施者たる政府が 支給するものとされ たものを含み、その 受給権者が昭和六十 年改正法附則第六十 三条第一項に規定す る者であるものであ つて、その年金額の 計算の基礎となる組 合員期間若しくは加 入者期間の月数が二 百四十以上であるも の又は経過措置政令 第二十六条各号に掲 げるものに限る。	次の各号及び第三 条の二の二第七号 から第十二号まで 改正前の法第六十二 条の二

条七十四第	号二第条十第	号一第条十第	条十第及び条九第	号二第六の条三第	号一第六の条三第	六の
又 は 法第三 十八 条	厚生年 金保 険法	船員保 険法	法第十 二条第 一 号ロ	法第二十 八条の 二	地方公 務員等 共済組 合法	国家公 務員等 共済組 合法
国民年金法等の一部 を改正する法律(昭 和六十年法律第三十 四号。以下「昭和六 十年改正法」とい う。)第三条の規定 による改正前の厚生 年金保険法(以下 「旧厚生年金保険法」		旧船員保険法	改正前の法第十二条 第一号ロ	改正前の法附則第二 十八条の二	旧地方公務員等共済 組合法	旧国家公務員等共済 組合法

第項一第条二十五第	項二第条二十五第及び号一第項一第条二十五第	項一第条二十五第	条十五第
国民年 金法		厚生年 金保 険法	厚生年 金保 険 及び船 員保 険 交渉法
昭和六十年改正法第 一条の規定による改 正前の国民年金法		旧厚生年金保険法	昭和三十八 条又は 昭和三十八 年改正法附 則第二條第一項の規 定による廃止前の厚 生年金保険及び船員 保険交渉法 旧厚生年金保険法に よる通算老齢年金

<p>昭和六十一年改正法律第七十八号第十項に規定する場合について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前項の規定（同項の表旧厚生年金保険法の項に係る部分のうち第三十四条第四項の部分（一部が第三種被保険者）を読み替える部分及び「以外の被保険者であった期間」を読み替える部分に限る。）、改正前の法律第九十二号の項に係る部分のうち附則第五條第二項の部分（「四万五千円」と読み替える部分に限る。）及び昭和六十一年改正法律第九十一條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）以下「改正前の法律第六十三号」という。）の項に係る部分のうち附則第三十五條第二号に係る部分を除く。）によるほか、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第三十四條第三項及び第二條第三項</p>	<p>第三十四條第三項及び第二條第三項</p>
<p>被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）の一部が平成三年四月一日前の第三種被保険者</p>	<p>被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）の一部が平成三年四月一日前の第三種被保険者</p>

<p>改正前の法律第七十八号第十項</p>	<p>改正前の法律第七十八号第十項</p>	<p>改正前の法律第七十八号第十項</p>	<p>改正前の法律第七十八号第十項</p>
<p>被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>

<p>改正前の法律第三十四條第一項</p>	<p>改正前の法律第三十四條第一項</p>	<p>改正前の法律第三十四條第一項</p>
<p>被保険者であつた期間（船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>

<p>改正前の法律第三十四條第一項</p>	<p>改正前の法律第三十四條第一項</p>	<p>改正前の法律第三十四條第一項</p>
<p>被保険者であつた期間（船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>	<p>被保険者であつた期間（船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、厚生年金保険法第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）</p>

改正前の法律第六十三号

附則第三十五条

厚生年金被保険者及び船員保険法の改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）以下「法律第八号」という	期間がある者（昭和十五年四月一日前の厚生年金被保険者）の厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に限る。）がある者の昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金被保険法（以下「旧厚生年金被保険法」という。）	平均標準報酬月額（平成十五年四月一日前の第一号厚生年金被保険者期間の平均標準報酬月額をい、旧厚生年金被保険法）	同法第三十四号第一項第二号及び昭和六十年改正法附則第七十八号の二第一号	その者の厚生年金被保険者の期間（平成十五年四月一日前の第一号厚生年金被保険者の期間）	数に乗じて得た額を合算した額
---	---	---	-------------------------------------	--	----------------

附則第三号	附則第三号第一項	法律第九十二条第五号	法律第九十二条第五号	厚生年金被保険者期間	生年金被保険者期間に限り、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として昭和六十年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金被保険法第六号第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者及び昭和六十年改正法附則第五号第十四号に規定する船員任意継続被保険者（以下この項において「船員たる被保険者」という。）としての被保険者期間並びに昭和六十年改正法附則第四十七号第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間（第二号において「船員であつた期間」という。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）
-------	----------	------------	------------	------------	--

附則第三号	附則第三号第二項	法律第九十二条第五号	法律第九十二条第五号	厚生年金被保険者期間	（平成十五年四月一日以後の厚生年金被保険の被保険者であつた期間を有する者の昭和六十年改正法附則第七十八号第十項に規定する場合について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前項の規定（同項の表旧厚生年金被保険法の項に係る部分のうち第三十四号第四項の部分（一部が第三種被保険者）を読み替える部分、「以外の被保険者であつた期間」を読み替える部分及び「との合算額」を読み替える部分に限る。）及び改正前の法律第六十三号の項に係る部分のうち附則第三十五号第二号の部分に限る。）にかかわらず、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
-------	----------	------------	------------	------------	---

改正	附則	附則第三号	附則第三号第二項	厚生年金被保険者期間	（平成十五年四月一日以後の厚生年金被保険の被保険者であつた期間を有する者の昭和六十年改正法附則第七十八号第十項に規定する場合について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、前項の規定（同項の表旧厚生年金被保険法の項に係る部分のうち第三十四号第四項の部分（一部が第三種被保険者）を読み替える部分、「以外の被保険者であつた期間」を読み替える部分及び「との合算額」を読み替える部分に限る。）及び改正前の法律第六十三号の項に係る部分のうち附則第三十五号第二号の部分に限る。）にかかわらず、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
----	----	-------	----------	------------	---

前 第 三 十 六 号	法 律 第 五 十 三 号	であ つた 期間 除き、 同法第 七十八 条の七 に規定 する離 婚時な し被保 険者期 間を含む。	二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に限り、船員たる被保険者を除く。）であつた期間（船員であつた期間を除き、同法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を含む。）
（旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額）			
<b>第九十四條</b> 昭和六十年改正法附則第七十八條第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六條第二項に規定する政令で定める額は、十一万六千五百円とする。			
（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額に関する経過措置）			
<b>第九十五條</b> 施行日において、現に旧厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給年金額及び同法第六十二條の二の規定により加算する額を除く。）が、従前の当該保険給付の額（加給年金額及び同條の規定により加算する額を除く。以下同じ。）に満たないときは、これを従前の当該保険給付の額に相当する額とする。			
<b>第九十六條</b> 削除			
（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の一円未満の端数処理）			
<b>第九十七條</b> 昭和六十年改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、厚生年金保険法施行令第三條の規定の例による。			
（旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替）			
<b>第九十八條</b> 昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一條及び第二十三條の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。			

附則 第二 第三 項、第 十	附則 第十八 條	旧厚生 年金保 險法に よる	附則 第十八 條	旧厚生 年金保 險法に よる
十一 條第 一項	九條第 三項若 しくは 第五項 、第十 二條第 三項若 しくは 第三項 又は前 條第三 項若しく は第五 項にお いて準 用する 同法第 四十四 條第一 項に規 定する	昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十四條第二項、第四十六條の七、第四十九條法律第七十七號、第九十九條法律第九十九號、以下「旧交渉法」という。）	昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十四條第二項、第四十六條の七、第四十九條法律第七十七號、第九十九條法律第九十九號、以下「旧交渉法」という。）	昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十四條第二項、第四十六條の七、第四十九條法律第七十七號、第九十九條法律第九十九號、以下「旧交渉法」という。）

附則 第二 十三 條第 一項	附則 第十八 條	旧厚生 年金保 險法に よる	附則 第十八 條	旧厚生 年金保 險法に よる
第三 條の規 定による 改正前 の厚生 年金保 險法（以 下「改正 前の厚 生年金 保険法 」以下 「改正前 の厚生 年金保 險法」 という。） 附則第 七十八 條第二 項の規 定により なおその 効力を 有するも のとされ た旧厚生 年金保 險法第 四十六 條の七、 第四十九 條法律 第七十七 號、第九 十九條 法律第九 十九號、 以下「旧 交渉法 」という。） 第九十九 條法律第 九十九號、 以下「旧 交渉法 」という。）	昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六條の七、第四十九條法律第七十七號、第九十九條法律第九十九號、以下「旧交渉法」という。）	昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六條の七、第四十九條法律第七十七號、第九十九條法律第九十九號、以下「旧交渉法」という。）	昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六條の七、第四十九條法律第七十七號、第九十九條法律第九十九號、以下「旧交渉法」という。）	

平成六 年改正 前の昭 和六十 年改正 法第七 十八條 第一項 の規定 により なおその 効力を 有するも のとされ た平成 六年改 正法の 第七十 八條第 一項の 規定に よる	被保 険者 が六 十五 歳	被保 険者 （船員 法）（昭 和二 十二年 法律第 百号） 第一條 に規定 する船 員とし て国民 年金法 等の一 部を改 正する 法律（ 昭和六 十年法 律第三 十四號、 以下「 昭和六 十年改 正法」 という。） 第三條 の規定 による 改正前 の第六 條第一 項第三 号に規 定する 船舶に 使用さ れる被 保険者 及び昭 和六十 年改正 法附則	2 昭和六十年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法（以下「平成六年改正前の昭和六十年改正法」という。）附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六條第一項、第四十六條の七、第七項及び旧交渉法第九條の三第一項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	二十五 年改正 法第一 條の規 定による 改正前 の厚生 年金保 險法第 四十四 條の二 第一項 の規 定により なおその 効力を 有するも のとされ た平成 六年改 正法の 第七十 八條第 一項の 規定に よる	附則 第十八 條 第三項 におい て準用 する改 正後の 厚生年 金保 險法第 四十四 條第一 項に規 定する	これら の	附則 第十八 條 第三項 におい て準用 する改 正後の 厚生年 金保 險法第 四十四 條第一 項に規 定する	旧厚生 年金保 險法に よる	二十五 年改正 法第一 條の規 定による 改正前 の厚生 年金保 險法第 四十四 條の二 第一項 の規 定により なおその 効力を 有するも のとされ た平成 六年改 正法の 第七十 八條第 一項の 規定に よる	附則 第十八 條 第三項 におい て準用 する改 正後の 厚生年 金保 險法第 四十四 條第一 項に規 定する	これら の	附則 第十八 條 第三項 におい て準用 する改 正後の 厚生年 金保 險法第 四十四 條第一 項に規 定する	旧厚生 年金保 險法に よる
--	---------------------------	---	---	---	---	----------	---	-------------------------	---	---	----------	---	-------------------------



<p>第十四級までの等級である者とき、又は受給権者が六十歳以上でその者の標準報酬等級が一級から第十四級までの等級以外である者であるとき</p>	<p>船員保険法第三十九条第一項又は第二項</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和十一年改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第三十九条ノ五第一項</p>
<p>船員保険法第三十四条第一項第一号</p>	<p>旧船員保険法第三十四条第一項第一号</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法の第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>の有力のにおりに規項第六八則法改五十二平 ともすを効そなよ定の一条十第附正五年十</p>	<p>厚生年金第一項に規定する加給額及び第四十条の三第四項に規定する加給額</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法の第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>の有力のにおりに規項第六八則法改五十二平 ともすを効そなよ定の一条十第附正五年十</p>	<p>厚生年金第一項に規定する加給額及び第四十条の三第四項に規定する加給額</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>加給額</p>	<p>加給年金額</p>	<p>項第二号ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第二条第二項においてその例によるものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十条の三第四項に規定する加給額</p>
<p>加給年金額</p>	<p>加給年金額</p>	<p>項第二号ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第二条第二項においてその例によるものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十条の三第四項に規定する加給額</p>

<p>政令で定める場合は、政</p>	<p>第四十三条第一項</p>	<p>（昭和六十一年改正法附則第七十八条第九項の規定の読替え） 第九十八条の二 昭和六十一年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について同条第九項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>政令で定める場合は、政</p>	<p>第四十三条第一項</p>	<p>標準報酬改定請求があつた日における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金（以下「旧厚生年金保険法」による老齢年金等」という。）の受給権者</p>

令で定める 期間 老齢厚生年金の額	旧厚生年金保険法による老齢年金等に係る基本年金額	改定する。
<p>一 旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「離婚時の標準報酬の改定等」という。）が行われた場合、標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間</p> <p>二 六十五歳未満の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における離婚時みなし被保険者期間</p> <p>三 六十五歳未満の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第九十三条第一項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法（以下この項において「読替え後の旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第四項の規定による改定が行わ</p>		

れた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合、同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間及び当該被保険者の資格を最後に喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間

四 六十五歳以上の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間及び六十五歳に達した日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間

五 六十五歳以上の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧厚生年金保険法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第四項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第三項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

六 六十五歳以上の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧厚生年金保険法

第七十八条の二		第四十三条第四項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）同条第四項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間及び当該被保険者の資格を最後に喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間
第七十八条の三		旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者
当該障害厚生年金	当該障害年金	旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者
第五十条第一項後段の規定が適用されている	旧厚生年金保険法第三十条第二項の規定が適用されている	旧厚生年金保険法による障害年金

（昭和六十年改正法附則第七十八条の三の規定により準用するものとされた厚生年金保険法附則第九十八条の三、昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について昭和六十年改正法附則第七十八条の三の規定により厚生年金保険法附則第七十七条の七の規定を準用する場合には、同条第一項中「第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号」とあるのは「昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三号」と、「平成十二年改正法附則第二十条第一項」とあるのは「昭和六十年改正法附則第七十八条の二」と、「この法律」とあるのは「昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三号の規定による改正前のこの法律」と読み替えるものとする。

（旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者の届出）

**第九十九条** 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付又は同法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者に係る旧厚生年金保険法又は旧船員保険法に基づく厚生労働省令で定める届出及び書類その他の物件の提出に関する事項については、昭和六十年改正法及びこの政令の施行に伴い必要限度で特別の定めをすることができ、

**第八章 厚生年金保険の費用負担に関する経過措置**

（昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する政令で定める部分）

**第一百条** 昭和六十年改正法附則第七十九条第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下第一百一条の三までにおいて同じ。）を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付（厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものに限る。）の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する部分とする。

2 前項の国庫負担対象算定率は、当該給付のうち年金たる給付に係るものにあつては、当該年度の九月三十日における当該給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者に係る当該給付の額のうち国庫負担の対象となる部分の額の

合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とし、当該給付のうち一時金たる給付に係るものにあつては、当該年度の十月一日前一年間に支給された当該給付の額のうち国庫負担の対象となる部分の額の合算額を当該期間に支給された当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の国庫負担の対象となる部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金（次号から第五号までに掲げるものを除く。） 厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額（加給年金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときは、その額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二 老齢厚生年金（次号から第五号までに掲げるものを除き、厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「七十歳以上の使用される者」という。）である間に支給されるものに限る。） 当該老齢厚生年金の額と同法附則第九条の二第二項第一号の規定の例により計算した額を合算した額（加給年金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときはその合算した額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

三 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。） 厚生年金保険の被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。次号、第五号、第九号、第十六号、第三十五号、第三十六号、第四十九号及び第五十号において同じ。）でない間に支給される当該老齢厚生年金について同法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されているものに限る。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該老齢厚生年金につ

いて厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額に平成六年改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額を加算した額（加給年金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときは、その額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（前二号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該老齢厚生年金について同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額（加給年金額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を除く。）が加算されるときは、その額に当該加給年金額を加算した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

六 障害厚生年金 当該障害厚生年金の額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を控除した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

七 厚生年金保険法による障害手当金 当該障害手当金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

八 遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（厚生年金保険法第六十四条の二（厚生年金保険法施行令第三条の十三の六第二項又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。以下この号において「平成二十七年経過措置政令」という。）第八十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成二十四年一元化法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前厚年法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法」という。）第六十四条の三第二項（平成二十七年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第

一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第三条の十一の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十四条の三第一項の規定によりその額の一部の支給が停止されているときは、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額とし、第五十六条第三項第十三号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものにあつては、当該遺族厚生年金の額から老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額とする。）に期間按分率を乗じて得た額

九 厚生年金保険法による特例老齢年金 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該特例老齢年金についてその額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十 厚生年金保険法による特例遺族年金 当該特例遺族年金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十一 旧厚生年金保険法による老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該老齢年金についてその額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額を控除した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十二 旧厚生年金保険法による老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額（第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額があるときは、その額から当該加給年金額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十三 旧厚生年金保険法による通算老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該通算老齢年金についてその額（旧沖縄特別措置政令第五十二条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十四 旧厚生年金保険法による通算老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上

の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額（旧沖縄特別措置政令第五十二条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十五 旧厚生年金保険法による障害年金 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものについては、当該障害年金の額から第五十六条第三項第三号イに掲げる額を控除した額（当該障害年金の受給権者の二十歳未満の子について加給年金額が計算されているとき又は第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額があるときは、その額から当該加給年金額を控除した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額、その他の当該障害年金については、その額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十六 旧厚生年金保険法による遺族年金 次に掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻に支給される遺族年金（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の子（以下この号において単に「子」という。）であつて二十歳未満の者について加給年金額が計算されているものに限る。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額及び当該加給年金額の合算額を控除した額に、期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、二十歳未満の子に支給される遺族年金（同一の事由により旧厚生年金保険法による遺族年金が支給される他の子がある場合における当該遺族年金を除く。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、子に支給される遺族年金（同

の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額（旧沖縄特別措置政令第五十二条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十五 旧厚生年金保険法による障害年金 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものについては、当該障害年金の額から第五十六条第三項第三号イに掲げる額を控除した額（当該障害年金の受給権者の二十歳未満の子について加給年金額が計算されているとき又は第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額があるときは、その額から当該加給年金額を控除した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額、その他の当該障害年金については、その額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十六 旧厚生年金保険法による遺族年金 次に掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻に支給される遺族年金（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の子（以下この号において単に「子」という。）であつて二十歳未満の者について加給年金額が計算されているものに限る。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額及び当該加給年金額の合算額を控除した額に、期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、二十歳未満の子に支給される遺族年金（同一の事由により旧厚生年金保険法による遺族年金が支給される他の子がある場合における当該遺族年金を除く。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、子に支給される遺族年金（同

の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額（旧沖縄特別措置政令第五十二条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十五 旧厚生年金保険法による障害年金 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものについては、当該障害年金の額から第五十六条第三項第三号イに掲げる額を控除した額（当該障害年金の受給権者の二十歳未満の子について加給年金額が計算されているとき又は第五十五条第二号に規定する部分に係る加給年金額があるときは、その額から当該加給年金額を控除した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額、その他の当該障害年金については、その額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十六 旧厚生年金保険法による遺族年金 次に掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻に支給される遺族年金（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の子（以下この号において単に「子」という。）であつて二十歳未満の者について加給年金額が計算されているものに限る。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額及び当該加給年金額の合算額を控除した額に、期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、二十歳未満の子に支給される遺族年金（同一の事由により旧厚生年金保険法による遺族年金が支給される他の子がある場合における当該遺族年金を除く。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、子に支給される遺族年金（同

一の事由により旧厚生年金保険法による遺族年金が支給される他の子がある場合（当該遺族年金が支給される子及び当該他の子のすべてが二十歳以上である場合を除く。）における当該遺族年金に限る。）当該遺族年金の額にその受給権者たる子と当該他の子の人数を合算した人数を乗じて得た額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額及び加給年金額（二十歳未満の子のうち、一人を除いた子について計算されるものに限る。）の合算額を控除した額に、期間按分率を乗じて得た額を当該合算した人数で除して得た額に相当する額

二 第五十六条第三項第四号ニに規定する配偶者に支給される同号ニに規定する遺族年金 当該遺族年金の額から老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額

ホ イからニまでに掲げる遺族年金以外の遺族年金 当該遺族年金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十七 旧厚生年金保険法による通算遺族年金 当該通算遺族年金の額（旧沖繩特別措置政令第五十二条第二項に規定する通算遺族年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

十八 旧厚生年金保険法による特例老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該特例老齢年金についてその額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

十九 旧厚生年金保険法による特例老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該特例老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十 旧厚生年金保険法による特例遺族年金 当該特例遺族年金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二十一 昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金 当該脱退手当金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二十二 旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付 当該保険給付の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二十三 旧船員保険法による老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該老齢年金についてその額（第五十五条第五号に規定する部分に係る加給金があるときは、その額から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十四 旧船員保険法による老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額（第五十五条第五号に規定する部分に係る加給金があるときは、その額から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十五 旧船員保険法による通算老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該通算老齢年金についてその額（旧沖繩特別措置政令第五十八条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十六 旧船員保険法による通算老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上の者であるものに限る。）の額（旧沖繩特別措置政令第五十八条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十七 旧船員保険法による障害年金 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級（職務上の事由による障害年金にあつては、障害の状態が同表の上欄に定める一級から五級）に該当する者に支給されるものについては、当該障害年金の額（職務上の事由による障害年金にあつては、旧船員保険法第四十一条第一項第一号ロに掲げる額の二倍に相当する額）とし、その額が当該障害年金の額を超えるときは、当該障害年金の額とする。以下この号において同じ。）から第五十六条

第三項第八号イに掲げる額を控除した額（当該障害年金の受給権者の二十歳未満の子について加給金が計算されているときは又は第五十五条第五号に規定する部分に係る加給金があるときは、その額から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額、その他の当該障害年金については、その額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二十八 旧船員保険法による遺族年金 次に掲げる遺族年金の区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻に支給される遺族年金（死亡した船員保険の被保険者又は被保険者であつた者の子（以下この号において単に「子」という。）であつて二十歳未満の子について加給金が計算されているものに限る。） 当該遺族年金の額（旧船員保険法第五十条第一項第三号に該当することにより支給される遺族年金にあつては、同法第五十条ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額とし、その額が当該遺族年金の額を超えるときは、当該遺族年金の額とする。以下この号において同じ。）から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額及び二十歳未満の子について計算される旧船員保険法第五十条ノ三第一項に規定する加給金の額（旧船員保険法別表第三ノ二の中欄に掲げる金額に限る。）の合算額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ロ 当該遺族年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、二十歳未満の子に支給される遺族年金（同一の事由により旧船員保険法による遺族年金が支給される他の子がある場合における当該遺族年金を除く。） 当該遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ハ 当該遺族年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じ、かつ、子に支給される遺族年金（同一の事由により旧船員保険

法による遺族年金が支給される他の子がある場合（当該遺族年金が支給される子及び当該他の子のすべてが二十歳以上である場合を除く。）における当該遺族年金に限る。） 当該遺族年金の額にその受給権者たる子と当該他の子の人数を合算した人数を乗じて得た額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額及び加給金（二十歳未満の子のうち、一人を除いた子について計算されるものに限る。）の額（旧船員保険法別表第三ノ二の中欄に掲げる金額に限る。）の合算額を控除した額に、期間按分率を乗じて得た額を当該合算した人数で除して得た額に相当する額

ニ 第五十六条第三項第九号ニに規定する配偶者に支給される同号ニに規定する遺族年金 当該遺族年金の額から老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額に期間按分率を乗じて得た額

ホ イからニまでに掲げる遺族年金以外の遺族年金 当該遺族年金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二十九 旧船員保険法による通算遺族年金 当該通算遺族年金の額（旧沖繩特別措置政令第五十八条第二項に規定する通算遺族年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

三十 旧船員保険法による特例老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該特例老齢年金についてその額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

三十一 旧船員保険法による特例老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該特例老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

三十二 旧船員保険法による特例遺族年金 当該特例遺族年金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

三十三 昭和六十年改正法附則第八十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による脱退手当金 当該脱退手当金の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

二十三 旧船員保険法による老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該老齢年金についてその額（第五十五条第五号に規定する部分に係る加給金があるときは、その額から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十四 旧船員保険法による老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該老齢年金（その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。）の額（第五十五条第五号に規定する部分に係る加給金があるときは、その額から当該加給金の額を控除した額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十五 旧船員保険法による通算老齢年金（次号に掲げるものを除く。） 厚生年金保険の被保険者でない間に支給される当該通算老齢年金についてその額（旧沖繩特別措置政令第五十八条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十六 旧船員保険法による通算老齢年金（厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者である間に支給されるものに限る。） 当該通算老齢年金（その受給権者が六十五歳以上の者であるものに限る。）の額（旧沖繩特別措置政令第五十八条第一項に規定する通算老齢年金については、同項第一号に掲げる額）に期間按分率を乗じて算定した額に相当する額

二十七 旧船員保険法による障害年金 当該障害年金が昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたものであり、かつ、障害の程度が旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級（職務上の事由による障害年金にあつては、障害の状態が同表の上欄に定める一級から五級）に該当する者に支給されるものについては、当該障害年金の額（職務上の事由による障害年金にあつては、旧船員保険法第四十一条第一項第一号ロに掲げる額の二倍に相当する額）とし、その額が当該障害年金の額を超えるときは、当該障害年金の額とする。以下この号において同じ。）から第五十六条

三十四 昭和六十年改正法附則第百三条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七條第一項の規定による保険給付及び昭和六十年改正法附則第百五条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）以下「改正前の法律第五十八号」という。）附則第三項の規定による保険給付 当該保険給付の額に期間按分率を乗じて得た額に相当する額

三十五 退職共済年金（次号及び第三十七号に掲げるものを除く。）当該退職共済年金（厚生年金保険の被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の規定による退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の第二項の規定の適用を受けるものであつた平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下この号において「平成八年改正前国共済法」という。）第二条第一項第七号に規定する適用法人又は平成八年改正前国共済法第七十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）であるもの）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて、同日から引き続き旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。以下この条において「旧適用法人等適用事業所被保険者」という。）又は七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、当該資格を厚生年金保険法第十四條第五号に該当したことにより喪失した日から引き続き同法第

二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除き、平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の七第二項の規定の適用を受けるものであつた平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者にあつては、旧適用法人等適用事業所において厚生年金保険法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当する者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有していた者であつて、当該資格を同号に該当したことにより喪失した日から引き続き同條の厚生労働省令で定める要件に該当するもの（旧適用法人等適用事業所に使用される者に限る。）を除く。以下この項において「旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に限る。）である間に支給されるものを除く。）を厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年厚生年金等経過措置政令」という。）第二十三條第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号。以下「昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令」という。）第六十七條第三項第一号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額  
ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四條第二項に規定する退職共済年金の職域加算額（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第十六條第七号の規定によりその額が計算されておき）は、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、昭和六十年国家公務員共

済改正法附則第二十條第二項若しくは第二十一條第一項又は昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第十六條第四項若しくは第五項の規定により当該退職共済年金の額が計算されているときは、その額からこれらの規定の適用がないものとして計算した退職共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。次号及び第三十七号において同じ。）（平成八年改正法附則第十二條に規定する期間（以下この条において「恩給等期間」という。）に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十六 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の三の規定による退職共済年金 当該退職共済年金（六十歳以上の者に支給されるものに限るものとし、厚生年金保険の被保険者（平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者を除き、当該退職共済年金の受給権が平成九年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の七第二項の規定の適用を受けるもの）にあつては、旧適用法人等適用事業所被保険者に限る。）である間に支給されるものを除く。）の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額  
イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七條第三項第二号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額  
ロ 当該退職共済年金の職域加算額（恩給等期間に係る部分の額を除く。）

三十七 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の八第一項又は第二項の規定による退職共済年金（平成九年厚生年金等経過措置政令第二十一條第四項に規定する退職共済年金特定年齢以上の者に支給されるものに限るものとし、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給されるものを含む。）当該退職共済年金（旧適用法人等適用事業所被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限る。）又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者（同日以後に生まれた者に限る。）である間に支給され

るものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給される退職共済年金にあつては、平成九年厚生年金等経過措置政令第二十三條第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二條の八第三項及び第四項の規定の例により計算した額）からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額  
イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七條第三項第三号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額  
ロ 当該退職共済年金の職域加算額（恩給等期間に係る部分の額を除く。）

三十八 障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十二條第二項に規定する公務等による障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十五條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定されている障害共済年金を含む。）を除く。） 当該障害共済年金の額からイ及びロに定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額  
イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七條第三項第四号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額  
ロ なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四條第二項に規定する障害共済年金の職域加算額（昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第二十一條第三項の規定によりその額が計算されているときは、同項の規定の適用がないものとして計算した額をいい、同條第一項の規定により当該障害共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した障害共済年金の額を控除して得た額を加算した額とする。）（恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。）

三十九 遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九條第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。） 当該遺族共済年金の額からイ及び

口 に定める額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額  
イ 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第六十七条第三項第六号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる額

口 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十条第二項の規定により当該遺族共済年金の額が計算されているときは、その額から同項の規定の適用がないものとして計算した額を控除して得た額を加算した額とする。)(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。)

四十 退職年金(特例退職年金(旧国家公務員共済組合法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。次号において同じ。)(を除く。)) 旧適用法人等適用事業所被保険者(昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限る。))又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者(同日以後に生まれた者に限る。))でない六十歳以上の受給権者に支給される当該退職年金について算定したイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該退職年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間(平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下この条において同じ。))を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十五条第一項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額

口 第五十八条第三項第一号ハに掲げる額を同号ハに規定する退職年金の受給権者の人数で除して得た額  
四十一 特例退職年金 旧適用法人等適用事業所被保険者(昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限る。))又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者(同日以後に生まれた者に限る。))でない六十歳以上の受給権者に支給される当該特例退職年金について、当該特例退職年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条第一項の規

定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額  
四十二 減額退職年金 旧適用法人等適用事業所被保険者(昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限る。))又は旧適用法人等適用事業所の七十歳以上の者(同日以後に生まれた者に限る。))でない減額退職年金特定年齢(平成九年厚生年金等経過措置政令第二十一条第七項に規定する減額退職年金特定年齢をいう。))以上の受給権者に支給される当該減額退職年金について算定したイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該減額退職年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十七条第一項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額  
口 第五十八条第三項第二号ロに掲げる額を同号ロに規定する減額退職年金の受給権者の人数で除して得た額

四十三 通算退職年金 当該通算退職年金について、当該通算退職年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十条第一項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四十四 障害年金(昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じたもので旧国家公務員等共済組合法別表第三に掲げる一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係るものに限るものとし、旧国家公務員等共済組合法第八十一条第二項に規定する公務員による障害年金を除く。)) 当該障害年金について算定したイに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 当該障害年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十二条第二項の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額

口 国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額(旧国家公務員等共済組合法別表第三に掲げる一級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に支給される障害年金にあつては、同条第二項に規定する障害基礎年金の額)

ハ 第五十八条第三項第四号ロ及びハに掲げる額を同号ハに規定する障害年金の受給権者の人数で除して得た額に相当する額の合算額  
四十五 障害年金(前号に掲げる障害年金及び旧国家公務員等共済組合法第八十一条第二項に規定する公務員による障害年金を除く。)) 前号イに掲げる額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四十六 遺族年金(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十六条第一項第一号又は第四号に掲げる遺族年金及び特例遺族年金(旧国家公務員等共済組合法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金をいう。次号において同じ。)(を除く。)) 次のイからホまでに掲げる遺族年金の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた遺族年金で、当該遺族年金の受給権者である死亡した組合員又は組合員であつた者の妻に支給されるもの(当該組合員又は組合員であつた者の遺族である二十歳未満の子(ロ及びハにおいて「子」という。))がいる場合の当該遺族年金に限る。)) 当該遺族年金の受給権者について算定した(一)に掲げる額から(二)及び(三)に掲げる額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

(1) 当該遺族年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十六条第一項第一号の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額  
(2) 国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額  
(3) 昭和六十一年国家公務員共済経過措置政令第四十七条に規定する扶養加給額に相当する額

ロ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた遺族年金で、当該遺族年金の受給権者である子に支給されるもの(当該遺族年金の受給権者である子が他にいない場合の当該遺族年金に限る。)) イ(一)の規定の例により計算した額からイ(二)の規定の例により計算した額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた遺族年金で、当該遺族年金の受給権者である子に支給されるもの(ロに掲げる遺族年金を除く。)) イ(一)の規定の例により計算した額からイ(二)及び(三)の規定の例により計算した額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ニ 昭和三十六年四月一日以後に支給事由が生じた遺族年金のうち、第五十八条第三項第五号ニに規定する遺族年金で同号ニに規定する配偶者に支給されるもの(イに掲げる遺族年金を除く。)) イ(一)の規定の例により計算した額から老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ホ イからニまでに掲げる遺族年金以外の遺族年金 イ(一)の規定の例により計算した額に、国共済期間按分率を乗じて得た額

四十七 特例遺族年金 当該特例遺族年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十七条の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四十八 通算遺族年金 当該通算遺族年金の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間を基礎として昭和六十年国家公務員共済改正法附則第四十七条の規定の例により計算した額(恩給等期間に係る部分の額に相当する額を除く。))の百分の百に相当する額に、国共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

四十九 移行退職共済年金(次号及び第五十一条に掲げるものを除く。)) 当該移行退職共済年金(厚生年金保険の被保険者(昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、旧農林共

済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。以下同じ。）附則第七条の規定による退職共済年金の受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて平成十三年統合法附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下「支給要件に係る廃止前農林共済法」という。）附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものであつた支給要件に係る廃止前農林共済法第三十六条の規定による移行退職共済年金の受給権者にあつては、平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所（以下この号において「農林漁業団体等適用事業所」という。）であるものを使用される者（以下「農林漁業団体等適用事業所被保険者」という。）に限る。又は七十歳以上の使用される者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、旧農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金の受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて支給要件に係る廃止前農林共済法附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものであつた支給要件に係る廃止前農林共済法第三十六条の規定による移行退職共済年金の受給権者にあつては、農林漁業団体等適用事業所において厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者（以下この条において「農林漁業団体等適用事業所の七十歳以上の者」という。）に限る。）である間に支給されるものを除く。）を平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下「額計算等に係る廃止前農林共済法」という。）附則第九条第二項の規定の例により算定した額（第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額が支給されているときは、当該加給年金額に相当する額を控除した額とし、当該移行退職共済年金について厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第二十九条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）次号において「改正前特別措置令」という。）第二十条第一項の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして算定した額とする。）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第二十九条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）次号において「改正前特別措置令」という。）第二十条第一項の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして算定した額とする。）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十 旧農林共済法附則第七条の規定による移行退職共済年金（支給要件に係る廃止前農林共済法によるものを含む。）当該移行退職共済年金（厚生年金保険の被保険者（当該移行退職共済年金の受給権が平成十四年四月一日前に生じた者及び同日以後に生じた者であつて支給要件に係る廃止前農林共済法附則第十二条第二項の規定の適用を受けるものにあつては、農林漁業団体等適用事業所被保険者に限る。）である間に支給されるものを除く。）の額（第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額が支給されているときは、当該加給年金額に相当する額を控除した額とし、当該移行退職共済年金について改正前特別措置令第二十条の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして算定した額とする。）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十一 旧農林共済法附則第十三条第一項又は第二項の規定による移行退職共済年金（支給要件に係る廃止前農林共済法によるもの及び当該移行退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給されるものを含む。）当該移行退職共済年金（農林漁業団体等適用事業所被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、又は農林漁業団体等適用事業所の七十歳以上の者（同日以後に生まれた者に限り。）である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給される移行退職共済年金にあつては、額計算等に係る廃止前農林共済法附則第

十三条第三項及び第四項の規定の例により算定するものとした場合の額とし、第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額が支給されているときは、当該加給年金額に相当する額を控除した額とする。）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十二 移行障害共済年金 当該移行障害共済年金の額（第五十七条第四号に規定する部分に係る加給年金額が支給されているときは、当該加給年金額に相当する額を控除した額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十三 移行農林共済年金のうち遺族共済年金 当該遺族共済年金の額（第五十八条第三項第九号に規定する遺族共済年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものにあつては、当該遺族共済年金の額から第五十六条第三項第四号二に規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十四 移行退職年金 農林漁業団体等適用事業所被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、又は農林漁業団体等適用事業所の七十歳以上の者（同日以後に生まれた者に限り。）でない受給権者に支給される当該移行退職年金の額から第五十八条第三項第一号ハに掲げる額を同号ハに規定する退職年金の受給権者の人数で除して得た額を控除した額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十五 移行減額退職年金 農林漁業団体等適用事業所被保険者（昭和十二年四月二日以後に生まれた者に限り、又は農林漁業団体等適用事業所の七十歳以上の者（同日以後に生まれた者に限り。）でない受給権者に支給される当該移行減額退職年金の額から第五十八条第三項第二号ロに掲げる額を同号ロに規定する減額退職年金の受給権者の人数で除して得た額を控除した額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十六 移行農林年金のうち通算退職年金（以下「移行通算退職年金」という。） 当該移行通算退職年金の額（農林漁業団体職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）第二条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（第

五十九号において「旧特別措置令」という。）第二十条第一項に規定する通算退職年金については、同項第一号に掲げる額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十七 移行障害年金 次のイ又はロに掲げる移行障害年金の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた移行障害年金で旧制度農林共済法別表第二に定める一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある者に支給されるもの

ロ 当該移行障害年金の額から国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額（旧制度農林共済法別表第二に定める一級に該当する程度の障害の状態にある者に支給される移行障害年金にあつては、同条第二項に規定する障害基礎年金の額）並びに第五十八条第三項第四号ロ及びハに掲げる額を同号ハに規定する障害年金の受給権者の人数で除して得た額に相当する額の合算額を控除した額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

イ 掲げるもの以外の移行障害年金 当該移行障害年金の額）に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

五十八 移行農林年金のうち遺族年金（以下この号において「移行遺族年金」という。） 次のイからホまでに掲げる移行遺族年金の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた移行遺族年金で、当該移行遺族年金の受給権者である死亡した旧農林共済組合（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。）の組合員（昭和六十一年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。以下この号において「組合員」という。）又は組合員であつた者の妻に支給されるもの（当該組合員又は組合員であつた者の遺族である二十歳未満の子（ロ及びハにおいて「子」という。）がいる場合の当該移行遺族年金に限る。） 当該移行遺族年金の額から国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額及び平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十一年農林共済改正法（平成十三

年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。附則第三十九条第一項の規定により当該移行遺族年金に加算する額(以下この号において「扶養加算額」という。)に相当する額を控除した額に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

口 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた移行遺族年金で、当該移行遺族年金の受給権者である子に支給されるもの(当該移行遺族年金の受給権者である子が他にない場合の当該移行遺族年金に限る。)

当該移行遺族年金の額から国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に相当する額を控除した額に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ハ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた移行遺族年金で、当該移行遺族年金の受給権者である子に支給されるもの(口に掲げる移行遺族年金を除く。)

当該移行遺族年金の額から国民年金法第三十八條に規定する遺族基礎年金の額に相当する額及び扶養加算額に相当する額を控除した額に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ニ 昭和三十六年四月一日以後に給付事由が生じた移行遺族年金のうち、第五十八條第三項第五号ニに規定する配偶者に支給される同号ニに規定する移行遺族年金 当該移行遺族年金の額から同号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除した額に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

ホ イからニまでに掲げる移行遺族年金以外に、農林共済期間按分率を乗じて得た額

五十九 移行農林年金のうち通算遺族年金 当該通算遺族年金の額(旧特別措置令第二十條の第三項に規定する通算遺族年金については、旧特別措置令第二十條第一項第一号に掲げる額の百分の五十に相当する額)に、農林共済期間按分率を乗じて得た額に相当する額

前項第一号から第三十四号までに規定する期間按分率は、それぞれ当該給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者期間の月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該被保険者期間の月数の比率をいう。

5 第三項第三十五号から第四十八号までに規定する国共済期間按分率は、それぞれ当該給付の額の計算の基礎となつた旧適用法人施行日前期間と厚生年金保険の被保険者期間とを合算した期間の月数から恩給等期間の月数を控除して得た月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該旧適用法人施行日前期間の月数から恩給等期間の月数を控除して得た月数の比率をいう。

6 第三項第四十九号から第五十九号までに規定する農林共済期間按分率は、それぞれ当該給付の額の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間と厚生年金保険の被保険者期間とを合算した期間の月数に対する昭和三十六年四月一日前の当該旧農林共済組合員期間の月数の比率をいう。

第百條の二 厚生年金保険の実施者たる政府が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金(同法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。)の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第七十九條第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合においては、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間を、これらの保険給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間とみなして、同条(第一号に係る部分に限る。)及び前

條第一項から第四項までの規定を適用する。

第百一條 昭和六十年改正法附則第七十九條第一号に規定する昭和三十六年四月前の昭和六十年改正法附則第五十二條に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第百條第三項第一号から第三十四号までに掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する部分とする。

2 第百條第二項から第四項までの規定は、前項の国庫負担対象算定率について準用する。この

場合において、同条第四項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間のうち昭和六十年改正法附則第五十二條に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係るもの」と読み替へるものとする。

第百一條の二 昭和六十年改正法附則第七十九條第一号に規定する昭和三十六年四月前の旧適用法人共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第百條第三項第一号から第十号まで及び第三十五号から第四十八号までに掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する部分とする。

2 第百條第二項から第五項までの規定は、前項の国庫負担対象算定率について準用する。この場合において、同条第四項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間のうち平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間に係るもの」と読み替へるものとする。

3 昭和六十年改正法附則第七十九條第一項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十五・八五とする。

第百一條の三 昭和六十年改正法附則第七十九條第一号に規定する昭和三十六年四月前の旧農林共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分は、第百條第三項第一号から第十号まで及び第四十九号から第五十九号までに掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る国庫負担対象算定率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する部分とする。

2 第百條第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の国庫負担対象算定率について準用する。この場合において、同条第四項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間のうち旧農林共済組合員期間(平成十三年統合法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。)に係るもの」と読み替へるものとする。

3 昭和六十年改正法附則第七十九條第一項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十九・八二とする。

(昭和六十年改正法附則第七十九條第二号の政令で定める部分)

第百二條 昭和六十年改正法附則第七十九條第二号に規定する政令で定める部分は、第三項各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該給付に要する費用に各年度における当該給付に係る加算相当率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する部分とする。

2 前項の加算相当率は、当該年度の九月三十日における当該給付(その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。)の受給権者に係る当該給付の額のうち加算に相当する部分の額の合算額を当該給付の額の総額で除して得た率とする。

3 前項の加算に相当する部分の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧厚生年金保険法による老齢年金(六十五歳以上である者に支給されるものに限る。)

当該老齢年金の受給権者が第五十六條第三項第一号の表の上欄に掲げる者であつて、同号イに規定する厚生年金保険の被保険者期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該被保険者期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替へられてなおその効力を有するものとした旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額

二 旧厚生年金保険法による通算老齢年金(六十五歳以上である者に支給されるものに限る。)

前号の規定の例により計算した額

三 旧船員保険法による老齢年金(六十五歳以上である者に支給されるものに限る。)

当該老齢年金の受給権者が第五十六條第三項第一号の表の上欄に掲げる者であつて、同項第六号イに規定する船員保険の被保険者であつた期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該被保険者期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替へられてなおその効力を有するものとした旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額

三 旧船員保険法による老齢年金(六十五歳以上である者に支給されるものに限る。)

当該老齢年金の受給権者が第五十六條第三項第一号の表の上欄に掲げる者であつて、同項第六号イに規定する船員保険の被保険者であつた期間が二十五年未満であり、かつ、同表の下欄に掲げる期間以上である場合における当該被保険者期間を昭和六十年改正法附則第三十二條第二項の規定により読み替へられてなおその効力を有するものとした旧国民年金法第七十七條第一項第一号に規定する被保険者期間とみなして同号の規定の例により計算した額









条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

**第九十條** 老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）若しくは厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて、当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間の一部が旧厚生年金保険法第三條第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間である者に支給するものについては、前條第一号及び第二号並びに昭和六十年改正法附則第八十四條第三項第一号ロ中「十分の八」とあるのは「十分の八（同項第二号イに掲げる額に係る部分については、十分の七・五）」と、同号ロ中「ときは、」とあるのは「ときは、同号ロに掲げる額に係る部分については、」と、同項第二号中「生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有する」とあるのは「生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有する」とあるのは「旧厚生年金保険法第三條第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間及び当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日」と、同号ロ中「イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前」とあるのは「当該受給権者の旧厚生年金保険法第三條第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項第二号イの規定の例により計算した額に十分の七・五を乗じて得た額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十五年四月一日前まで」と、「イに掲げる期間のうち同日」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日」とする。

**第九十條の二** 昭和六十年改正法附則第八十四條第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額とする。

2 昭和六十年改正法附則第八十四條第三項第二号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額とする。

3 昭和六十年改正法附則第八十四條第三項第三号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四條の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額とする。

**第九十條の三** 昭和六十年改正法附則第八十四條第四項に規定する政令で定める額は、前條各項に規定する額を合算した額とする。

**第九十條** 昭和六十年改正法附則第八十四條第四項に規定する政令で定める率は、〇・八七五とする。

**第九十一條** 昭和六十年改正法附則第八十四條第五項の規定により控除すべき額は、昭和十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施行日前の加入員たる被保険者であつた期間を有する者（昭和六十年改正法附則第六十三條第一項に規定する者を除く。）に係る当該基金が施行日において保有する積立金として厚生労働大臣の定めるところにより算出した金額（当該被保険者期間の一部が旧厚生年金保険法第三條第一項第六号に規定する特例第三種被保険者であつた期間に係る積立金に相当する額を除く。）に、千分の八からその者に係る平成二十五年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の表の下欄に掲げる率（昭和二十一年四月二日以後に生まれた者にあつては、千分の七・五）を控除して得た率の千分の八に対する割合

を乗じて得た額の総額（以下この条において「過剰積立額」という。）に、施行日から当該控除が行われる日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額とし、その額に達するまでの間、毎年度昭和六十年改正法附則第八十四條第二項又は第四項の規定により算定した厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき額から控除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の実施者たる政府は、基金から申出がある場合においては、当該負担すべき額について二十年以内の期間で基金が申し出た期間毎年度均等額を控除することができるものとし、当該期間内において控除する総額が過剰積立額に施行日から各年度において控除が行われる日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額となるよう当該均等額を定めるものとする。この場合において、当該年度において控除すべき額が当該年度において政府が負担すべき額を超えるときは、その超える額に当該控除が行われるべき日から控除が行われる日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を翌年度以降において控除すべき額に加算するものとする。

3 基金が解散した場合において、当該解散した日において昭和六十年改正法附則第八十四條第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の実施者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収の例により徴収するものとする。

一 過剰積立額に施行日から当該解散した日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額

二 当該解散した日までに行われた控除の額に当該控除が行われた日から当該解散した日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の合計額

4 基金が平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この項において「平成二十五年改正前確定給付企業年金法」という。）第百十一條第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業

年金法第百十二條第四項の規定により消滅した場合において、当該解散の認可があつたものとみなされた日又は当該消滅した日（以下この項において「解散等の日」という。）において昭和六十年改正法附則第八十四條第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の実施者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十三條第一項の規定に基づく責任準備金に相当する額の徴収の例により徴収するものとする。この場合において、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十四條第一項の規定は、適用しない。

一 過剰積立額に施行日から当該解散等の日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額

二 当該解散等の日までに行われた控除の額に当該控除が行われた日から当該解散等の日までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の合計額

5 前各項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年五・五パーセントとする。

**第九十二條** 第百五條から前條までの規定は、平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十條第三項又は平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一條第二項の老齢年金給付をいう。）について準用する。

**第十章** 旧船員保険法による年金たる保険給付等に関する経過措置  
（旧船員保険法による年金たる保険給付の支給要件に関する規定の技術的読替等）

**第九十三條** 昭和六十年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二

欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、これらの規定のうち、旧通則法、旧社会保険審査会法、旧私立学校教職員共済組合法、旧厚生年金保険法、旧国家公務員共済組合法、旧私立学校教職員共済組合法の一部改正法及び旧地方公務員等共済組合法の規定の技術的読替へについては、第四十八号の規定を、旧国民年金法、改正前の法律第八十六号及び改正前の法律第九十二号の規定の技術的読替へについては、第七十七号の規定を準用する。

項二第条二十二第	項一第条二十二第
被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキ	被保険者ノ資格
被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキ（其ノ月ガ昭和六十一年四月以後ノ月ナルトキハ厚生年金保険ノ被保険者ノ資格ヲ取得シタルトキ）	被保険者（国民年金法律（昭和六十年法律第三十四号以下昭和六十年改正法ト称ス）第五号ノ規定ニ依ル改正後ノ此ノ法律ニ依ル被保険者ヲ除キ、船員タル厚生年金保険ノ被保険者（船員法第一条ニ規定スル船員トシテ昭和六十年改正法第三条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第三号ニ規定スル船舶ニ使用セラルル同法ニ依ル被保険者及昭和六十年改正法附則第五条第十四号ニ規定スル船員任意継続被保険者（以下船員任意継続被保険者ト称ス）ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ資格

条九十三第	号三第項一第条四十三第	項三第条二十二第
通算年	第十七条ノ規定ニ依ル被保険者	被保険者ノ資格ヲ喪失
昭和六十年改正法附則第二条第一項ノ規定ニ依ル廃止前ノ通算年金通則法	被保険者（第二十条ノ規定ニ依ル被保険者及船員任意継続被保険者ヲ除ク）	前二項ノ規定ニ拘ラズ昭和六十一年四月一日乃至平成三年三月三十一日ノ船員タル厚生年金保険ノ被保険者トシテノ被保険者タリシ期間ニ付被保険者タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ十分ノ九ヲ乗ジテ得タル期間ヲ以テ被保険者タリシ期間トシ、平成三年四月一日以後ノ船員タル厚生年金保険ノ被保険者トシテノ被保険者タリシ期間ニ付被保険者タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ十分ノ九ヲ乗ジテ得タル期間ヲ以テ被保険者タリシ期間トシ、平成三年四月一日以後ノ船員タル厚生年金保険ノ被保険者トシテノ被保険者タリシ期間ニ付被保険者タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ十分ノ九ヲ乗ジテ得タル期間ヲ以テ被保険者タリシ期間トシ、平成三年四月一日以後ノ船員タル厚生年金保険ノ被保険者トシテノ被保険者タリシ期間ニ付被保険者ノ資格ヲ喪失

項一第条三第	二ノ条九十三第	旧交 渉法
は	被保険者タリシ期間	厚生年金保険ノ被保険者又
を除外し、更に、当該月に船員保険の被保険者	第二十二條第三項前段ノ規定ヲ適用セザルモシテ計算シタル被保険者タリシ期間	厚生年金保険の被保険者（船員たる厚生年金保険の被保険者（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」といふ。）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者及び昭和六十年改正法附則第五条第十四号に規定する船員任意継続被保険者（以下「船員任意継続被保険者」といふ。）をいう。）を除く。以下同じ。）又及び昭和六十年改正法第五条の規定による改正後の船員保険法による被保険者を除き、船員たる厚生年金保険の被保険者を含む。以下同じ。）となつたとき

項二第条九第及び項三第条三第	項二第条三第	項二第条三第	項二第条三第
厚生年金保険	船員保険	船員保険	船員保険
旧厚生年金保険法	昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」といふ。）	昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」といふ。）附則第四條第二項	昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」といふ。）附則第四條第二項

条一十第	項二第条八十第及び項二第条七十第条一十第項一第条九第	項一第条八第	項一第条四第
者被保險	第四種	船員保 險の被 險者	なつた とき
条第六十第 十年改正法附則第五 条第十三号の規定によ		旧船員保 險法 が 以下この条及び次条に おいて同じ。）が	なつたとき（厚生年金 保險の被保險者の資格 を取得した月（昭和六 十一年四月以後の月に 限る。）に当該被保險 者の資格を喪失し、更 に、当該月に船員保 險の被保險者の資格を取 得したときを除く。）

条三十第則附	項一第条三十第則附	条十第則附	二の条九十第及び条九十第	号一第項一第
法金通則	險法船員保	險法船員保	法金保 險 厚生年 險法船員保	
旧通則法	旧船員保 險法	昭和六十 年改正法附 則第二條第一 項の規定によ る廃止前の通 算年金通則法 （以下「旧通 算法」とい う。）	旧厚生年 金保 險法	る第四種被保 險者を含む。 （以下同じ。）

五第法前改 百律の正	項一第条六十第則附	項二第条四十第則附	項二第
	間者被 （た保 期であ 險	間者被 （た保 期であ 險	者被保 險
の規定によ る改正後の 船員保 險法（以下 「旧船員保 險法」とい う。）第二 十二條第三 項前段の規 定を適用し ないで計算 した被保 險者（昭和 六十一年改 正法第五條 の規定によ る改正後の	昭和三十 六年四月 一日以後 の期間に 係る被保 險者期間 を除き、船 員たる厚 生年金保 險の被保 險者として の被保 險者期間 を含む。以 下同じ。）	昭和三十 六年四月 一日以後 の期間に 係る被保 險者期間 を除き、船 員たる厚 生年金保 險の被保 險者として の被保 險者期間 を含む。以 下同じ。）	被保 險者（昭和 六十一年改 正法第五條 の規定によ る改正後の 船員保 險法による 被保 險者を除 き、船員 たる厚生 年金保 險の被保 險者（船 員法（昭和 二十二年法 律第百號） 第一條に 規定する 船員とし て昭和六十 一年改正法 第三條の規 定による改 正後の厚生 年金保 險法（昭和 二十九年法 律第百十五 號）第六條 第一項第三 号に規定さ れる同法に よる被保 險者及び昭 和六十一年 改正法附則 第五條第十 四號に規定 する船員任 意継続被保 險者（以下 同じ。）を 含む。以下 同じ。）

施行法保船前改よ	條一十第	項一第条七十第則附	條一十第
	險法船員保	險法船員保	險法船員保
の規定によ る改正後の 船員保 險法（以下 「旧船員保 險法」とい う。）第二 十二條第三 項前段の規 定を適用し ないで計算 した被保 險者（昭和 六十一年改 正法第五條 の規定によ る改正後の	昭和三十 六年四月 一日以後 の期間に 係る被保 險者期間 を除き、船 員たる厚 生年金保 險の被保 險者として の被保 險者期間 を含む。以 下同じ。）	昭和三十 六年四月 一日以後 の期間に 係る被保 險者期間 を除き、船 員たる厚 生年金保 險の被保 險者として の被保 險者期間 を含む。以 下同じ。）	船員保 險法による 被保 險者を除 き、船員 たる厚生 年金保 險の被保 險者（船 員法（昭和 二十二年法 律第百號） 第一條に 規定する 船員とし て昭和六十 一年改正法 第三條の規 定による改 正後の厚生 年金保 險法（昭和 二十九年法 律第百十五 號）第六條 第一項第三 号に規定さ れる同法に よる被保 險者及び昭 和六十一年 改正法附則 第五條第十 四號に規定 する船員任 意継続被保 險者（以下 同じ。）を 含む。以下 同じ。）

令 置 別 繩 旧 政 措 特 沖	う と 令 行 法 保 船 一 以 号 四 二 令 年 十 和 ( 令 い 一 施 險 員 旧 下 。 十 百 第 政 八 二 昭	項 一 第 条 九 十 第	項 二 第 条 九 十 第	条 十 五 第
通 算 年 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 )	通 算 年 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 )	通 算 年 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 )	通 算 年 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 )	厚 生 年 金 保 險 及 び 船 員 保 險 交 渉 法 ( 昭 和 二 十 九 年 法 律 第 百 十 七 号 )
国 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 「 昭 和 六 十 年 改 正 法 」 と い う 。 附 則 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 通 算 年 金 通 則 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 ) 以 下 「 旧 通 則 法 」 と い う 。	国 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 「 昭 和 六 十 年 改 正 法 」 と い う 。 附 則 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 通 算 年 金 通 則 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 ) 以 下 「 旧 通 則 法 」 と い う 。	国 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 「 昭 和 六 十 年 改 正 法 」 と い う 。 附 則 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 通 算 年 金 通 則 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 ) 以 下 「 旧 通 則 法 」 と い う 。	国 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 「 昭 和 六 十 年 改 正 法 」 と い う 。 附 則 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 通 算 年 金 通 則 法 ( 昭 和 三 十 六 年 法 律 第 百 八 十 一 号 ) 以 下 「 旧 通 則 法 」 と い う 。	昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 厚 生 年 金 保 險 及 び 船 員 保 險 交 渉 法 ( 昭 和 二 十 九 年 法 律 第 百 十 七 号 ) 以 下 「 旧 交 渉 法 」 と い う 。

法 涉 交 旧	項 一 第 条 七 十 五 第	乗 じ て 得 た 期 間 ( 船 員 法 ( 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 号 ) 第 一 条 に 規 定 す る 船 員 と し て 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 厚 生 年 金 保 險 法 第 六 条 第 一 項 第 三 号 に 規 定 す る 船 舶 に 使 用 さ れ る 同 法 に よ る 被 保 険 者 及 び 昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 五 条 第 十 四 号 に 規 定 す る 船 員 任 意 継 続 被 保 険 者 と し て の 厚 生 年 金 保 險 の 被 保 険 者 期 間 を 含 む ) が 同 表	昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 八 十 六 条 第 三 項 に 規 定 す る 者 に つ い て 、 同 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 規 定 を 適 用 す る 場 合 に お い て は 、 前 項 の 規 定 ( 同 項 の 表 旧 交 渉 法 の 項 に 係 る 部 分 の うち 第 三 条 第 二 項 の 部 分 及 び 旧 沖 繩 特 別 措 置 政 令 の 項 に 係 る 部 分 の うち 第 五 十 七 条 第 一 項 の 部 分 ( 乗 じ て 得 た 期 間 が 同 表 ) を 読 み 替 え る 部 分 に 限 る 。 ) を 除 く 。 ) に よ る ほか 、 こ れ ら の 規 定 の うち 次 の 表 の 第 一 欄 に 掲 げ る 法 令 の 同 表 の 第 二 欄 に 掲 げ る 規 定 中 同 表 の 第 三 欄 に 掲 げ る 字 句 は 、 そ れ ぞ れ 同 表 の 第 四 欄 に 掲 げ る 字 句 に 読 み 替 え る も の と す る 。
被 保 險 者	船 員 保 險 法 及 び 厚 生 年 金 保 險 法 ( 以 下 「 旧 船 員 保 險 法 」 と い う ) 及 び 旧 交 渉 法	船 員 保 險 法 第 三 十 四 条 第 一 項 第 三 号	船 員 保 險 法 第 三 十 四 条 第 一 項 第 三 号

令 置 措 別 特 繩 沖 旧	号 五 百 第 律 法 の 前 正 改	項 一 第 条 七 十 五 第	項 一 第 条 七 十 五 第
乗 じ て 得 た 期 間 ( 船 員 法 ( 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 号 ) 第 一 条 に 規 定 す る 船 員 と し て 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 厚 生 年 金 保 險 法 第 六 条 第 一 項 第 三 号 に 規 定 す る 船 舶 に 使 用 さ れ る 同 法 に よ る 被 保 険 者 及 び 昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 五 条 第 十 四 号 に 規 定 す る 船 員 任 意 継 続 被 保 険 者 と し て の 厚 生 年 金 保 險 の 被 保 険 者 期 間 を 含 む ) が 同 表	附 則 第 十 七 条 第 一 号	第 十 一 条 第 三 項	第 十 一 条 第 三 項
乗 じ て 得 た 期 間 ( 船 員 法 ( 昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 号 ) 第 一 条 に 規 定 す る 船 員 と し て 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 厚 生 年 金 保 險 法 第 六 条 第 一 項 第 三 号 に 規 定 す る 船 舶 に 使 用 さ れ る 同 法 に よ る 被 保 険 者 及 び 昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 五 条 第 十 四 号 に 規 定 す る 船 員 任 意 継 続 被 保 険 者 と し て の 厚 生 年 金 保 險 の 被 保 険 者 期 間 を 含 む ) が 同 表	被 保 険 者 期 間 ( 厚 生 年 金 保 險 法 第 七 十 八 条 の 七 に 規 定 す る 離 婚 時 間 除 け )	被 保 険 者 期 間 ( 離 婚 時 間 除 け )	被 保 険 者 期 間 ( 離 婚 時 間 除 け )

第 二 十 二 条 第 二 項	第 二 十 二 条 第 二 項	第 二 十 二 条 第 二 項	第 二 十 二 条 第 二 項
被 保 険 者 ノ 資 格 ヲ 喪 失	被 保 険 者 ノ 資 格 ヲ 喪 失	被 保 険 者 ノ 資 格 ヲ 喪 失	被 保 険 者 ノ 資 格 ヲ 喪 失
被 保 険 者 ( 國 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 十 四 条 第 五 項 の 規 定 に 依 り 改 正 後 ノ 此 ノ 法 律 に 依 り 被 保 険 者 ヲ 除 け )	被 保 険 者 ( 國 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 十 四 条 第 五 項 の 規 定 に 依 り 改 正 後 ノ 此 ノ 法 律 に 依 り 被 保 険 者 ヲ 除 け )	被 保 険 者 ( 國 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 十 四 条 第 五 項 の 規 定 に 依 り 改 正 後 ノ 此 ノ 法 律 に 依 り 被 保 険 者 ヲ 除 け )	被 保 険 者 ( 國 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 十 四 条 第 五 項 の 規 定 に 依 り 改 正 後 ノ 此 ノ 法 律 に 依 り 被 保 険 者 ヲ 除 け )

被 保 険 者 ( 國 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 昭 和 六 十 年 法 律 第 三 十 四 号 ) 以 下 昭 和 六 十 年 改 正 法 第 三 十 四 条 第 五 項 の 規 定 に 依 り 改 正 後 ノ 此 ノ 法 律 に 依 り 被 保 険 者 ヲ 除 け )







附則 第十條 一項	次の表	四万五 千円	七万四千七百七十円（船員保険の被保険者であった者が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円とし、その者が昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九十円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千八百八十円とする。）に国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）
-----------------	-----	-----------	---

附則 第十條 二項	昭和十五年六月一日	四万五千円に	七万四千七百七十円（当該船員保険の被保険者であった者が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九十円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千八百八十円とする。）に平成十六年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じた
-----------------	-----------	--------	--

附則 第五條	昭和十五年六月一日	四万五千円と	当該額と
附則 第十條	昭和十四年三月三十一日	四万五千円と	当該額と

附則 第三條	昭和十一年四月二日	四万五千円と	当該額と
附則 第六條	昭和十一年四月二日	四万五千円と	当該額と

令行施法險保員船旧		号二十八第律法の前正改	
第四 条の 第二 号	第四 条の 第二 号	附則 第三 十八 条	附則 第三 十八 条
第一 十六 条	第一 十六 条	第一 十六 条	第一 十六 条
（法） 昭和三 十三年 法律第 百四十 号（一 号）に 基づく 障害年 金及び 同条の 規定に よる改 正後の 国民年 金	（法） 昭和三 十三年 法律第 百四十 号（一 号）に 基づく 障害年 金及び 同条の 規定に よる改 正後の 国民年 金	（法） 昭和三 十三年 法律第 百四十 号（一 号）に 基づく 障害年 金及び 同条の 規定に よる改 正後の 国民年 金	（法） 昭和三 十三年 法律第 百四十 号（一 号）に 基づく 障害年 金及び 同条の 規定に よる改 正後の 国民年 金

第四 条の 第二 号		第四 条の 第二 号	
（保 険料 納付 済 期間 、 納付 済 保 険料 と 納付 済 期 間 と の 差 を 除 く ）	（保 険料 納付 済 期間 、 納付 済 保 険料 と 納付 済 期 間 と の 差 を 除 く ）	（保 険料 納付 済 期間 、 納付 済 保 険料 と 納付 済 期 間 と の 差 を 除 く ）	（保 険料 納付 済 期間 、 納付 済 保 険料 と 納付 済 期 間 と の 差 を 除 く ）
昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項

第四 条の 第三 号		第四 条の 第三 号	
（障 害年 金並 びに 障害 年 金）	（障 害年 金並 びに 障害 年 金）	（障 害年 金並 びに 障害 年 金）	（障 害年 金並 びに 障害 年 金）
昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項

第九 号		第九 号	
（障 害年 金並 びに 障害 年 金）	（障 害年 金並 びに 障害 年 金）	（障 害年 金並 びに 障害 年 金）	（障 害年 金並 びに 障害 年 金）
昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項	昭和六 十年改 正法第 三十三 条第一 項











平年前十項の改正  
 前年改六の附則第八項の改正  
 第七法年改六の附則第八項の改正  
 第三法年改六の附則第八項の改正  
 第九法年改六の附則第八項の改正

船員保険法	通算老齢年金の受給権者（六十歳以上六十五歳未満である者に限る。）	被保険者 厚生年金保険の被保険者である間	準則の報標者 一級以上の等級に属する者	第四級以上の等級に属する者	間接的受給権者 （受給権者の死亡後、遺族に支給される。）	受給権者 （受給権者の死亡後、遺族に支給される。）	が満六十歳未満のとき	第一級以下の等級であるとき	第十四条
-------	----------------------------------	-------------------------	------------------------	---------------	---------------------------------	------------------------------	------------	---------------	------

級以上の等級に属する者	受給権者は、とある	六十歳以上六十五歳未満である者に限る。	準則の報標者	第四級以上の等級に属する者	間接的受給権者	受給権者	が満六十歳未満のとき	第一級以下の等級であるとき	第十四条
<p>平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなされた平成六年改正法第一一条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなされた旧厚生年金保険法第四十六條の七第一項</p>									

厚生年金保険法第四十二條第一項第一号	昭和六十一年改正法附則第八十七條第七項の規定により準用するものとされた昭和六十一年改正法附則第七十八條第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六條第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六條第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	<table border="1"> <tr> <th>厚生年金</th> <th>厚生年金</th> </tr> <tr> <td>第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加給額</td> <td>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法による加給金額</td> </tr> <tr> <td>老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）</td> <td>老齢厚生年金の全部</td> </tr> </table>	厚生年金	厚生年金	第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加給額	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法による加給金額	老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）	老齢厚生年金の全部	<table border="1"> <tr> <th>厚生年金</th> <th>厚生年金</th> </tr> <tr> <td>第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加給額</td> <td>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年改正法」といふ附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法附則第二條第一項の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法（昭和二十九年</td> </tr> </table>	厚生年金	厚生年金	第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加給額	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年改正法」といふ附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法附則第二條第一項の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法（昭和二十九年
厚生年金	厚生年金												
第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加給額	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第五條の規定による改正前の船員保険法による加給金額												
老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）	老齢厚生年金の全部												
厚生年金	厚生年金												
第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加給額	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年改正法」といふ附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法附則第二條第一項の規定による改正前の厚生年金保険法及び船員保険法（昭和二十九年												

の有力なるものとする  
 平成二十五年改正前の第五條第十條

加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加算額	加給年金額	法律第一百七十七條）第十二條第一項第三号ただし書又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第一百七十七條の二においてその例によるものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第一項
（以下この項において「加給年金額」といふ。）及び第四十四條の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」といふ。）	加給金の額	
（加給年金額及び繰下げ加算額）	（加給金の額）	
全部（同項に規定する加算額を除く。）	全部	

全部（繰下げ加算額）		全部	
加給年金額及び繰下げ加算額	加給金の額		

（昭和六十年改正法附則第八十七条第十項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

**第二百一十一条の二** 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について同条第十項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

老齢厚生年金の受給権者	標準報酬改定請求があった日における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船舶保険法（以下「旧船舶保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金（以下「旧船舶保険法による老齢年金等」という。）の受給権者
第四十三条第一項	昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船舶保険法第三十五条第一号
対象期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間（対象期間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の場合）	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間

政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）	老齢厚生年金の額	改定する。
旧船舶保険法による老齢年金等の額	改定する。	一 旧船舶保険法による老齢年金等の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「離婚時の標準報酬の改定等」という。）が行われた場合（標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間）
二 六十五歳未満の被保険者である旧船舶保険法による老齢年金等の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）	当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における離婚時みなし被保険者期間	三 六十五歳未満の被保険者である旧船舶保険法による老齢年金等の受給権者について、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十年政令第五十四号）第百十六条第一項の規定により読み替えられた旧船舶保険法（以下この項において「読替え後の旧船舶保険法」という。）第三十八条ノ二第二項（第二

号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合、同項（同号に係る部分に限る。）の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間及び当該被保険者の資格を最後に喪失した月以後における離婚時みなし被保険者期間

四 六十五歳以上の被保険者である旧船舶保険法による老齢年金等の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）

六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間及び六十五歳に達した日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間

五 六十五歳以上の被保険者である旧船舶保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧船舶保険法第三十八条ノ二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項（同号に係る部分に限る。）の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による改定に係る同号に規定する基

項二第十の条八十七第	
障害厚生年金の受給権者	障害厚生年金の受給権者
当該障害厚生年金	当該障害年金
第五十条第一項後段の規定が適用されている	旧船舶保険法第四十一条第一項第二号の規定により百八十未満の被保険者期間の月数を百八十として計算した旧船舶保険法による障害年金
準日の属する月前における被保険者期間	六十五歳以上の被保険者である旧船舶保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧船舶保険法第三十八条ノ二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた場合を除く。）

(昭和六十年改正法附則第八十七条の三の規定により準用するものとされた厚生年金保険法附則第十七条の七の規定の技術的読替え)

第六十二条の三 昭和六十年改正法附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について昭和六十年改正法附則第八十七条の三の規定により厚生年金保険法附則第八十七条の七の規定を準用する場合においては、同条第一項中「第四十三條第一項、附則第九條の二第二項第二号」とあるのは「昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(以下この項において「旧船員保険法」という。)第三十五條第二号」と、平成十二年改正法附則第二十五條第二号」とあるのは「昭和六十年改正法附則第八十七条の二」と、「この法律」とあるのは「旧船員保険法」と、「において第四十三條第一項、附則第九條の二第二項第二号」とあるのは「において旧船員保険法第三十五條第二号」と読み替えるものとする。

第六十二条 昭和六十年改正法附則第八十八条の規定により船員保険の管掌者たる政府が厚生年金保険の管掌者たる政府に対し負担すべき金額は、施行日の前日における厚生保険特別会計年金勘定に所属する積立金(昭和六十年年度決算により同勘定の積立金として積み立てられるべき額、昭和五十七年度から昭和六十年年度までの各年度に係る旧厚生年金保険法第八十条第一項の規定による国庫負担金の額と行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)置第二条第一項の規定による繰入金金の額との差額の合算額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例の措置がとられたことにより厚生保険特別会計年金勘定において生じないこととなつたと見込まれる施行日の前日における運用収入に相当する額を含む。)のうち厚生年金保険の第三種被保険者であつた者に係る部分として厚生大臣の定める部分の額に、同日以前において厚生年金保険の第三種被保険者であつた者の同日以前の当該第三種被保険者であつた期間に係る同日現在における年金給付の現価に相当する金額の総額に対する同日以前において船員保険の被

保険者(旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)であつた者の同日以前の当該船員保険の被保険者であつた期間に係る同日現在における年金給付の現価に相当する金額の総額の割合を乗じて得た額に施行日から積立金の移換の日までの期間に應ずる利子に相当する額を加算して得た額とする。

2 前項に規定する年金給付の現価の計算については、厚生大臣が定める。

3 第一項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年六・〇五パーセントとする。

(昭和六十年改正法附則第八十九条の規定による労働者災害補償保険の管掌者たる政府の負担) 第六十二条 昭和六十年改正法附則第八十九条の規定による労働者災害補償保険の管掌者たる政府の負担は、各年度において、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額について行う。

一 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による障害年金の給付に要する費用の総額に、当該年度の九月三十日における当該障害年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この号において同じ。)の受給権者に係る当該障害年金の年金額のうち昭和六十年改正法附則第八十九条第一号に規定する部分の額を当該年金額の合計額で除して得た率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

二 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による遺族年金の給付に要する費用の総額に、当該年度の九月三十日における当該遺族年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この号において同じ。)の受給権者に係る当該遺族年金の年金額のうち昭和六十年改正法附則第八十九条第二号に規定する部分の額を当該年金額の合計額で除して得た率を乗じて得た額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

三 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三条の規定によるなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額

(指定共済組合が支給する年金たる給付の取扱等) 第六十二条 昭和六十年改正法附則第九十条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、

施行日の前日において旧厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合(以下この条及び次条において「指定共済組合」という。)が支給する年金たる給付であつて、次に掲げるものとする。

一 退職を支給事由とする年金たる給付(当該給付の受給権者の昭和十七年六月一日(その者が女子である場合は昭和十九年十月一日)以後の指定共済組合の組合員であつた期間(厚生労働省令で定める昭和十七年六月一日から昭和十九年九月三十日までの期間を除く。以下この条において「組合員期間」という。))が旧厚生年金保険法第四十二条第一項第一号又は第二号に規定する期間以上であるものに限るものとし、当該給付の受給権者が同法による年金たる保険給付(老齢年金及び通算老齢年金を除く。)又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者であるものを除く。

二 障害を支給事由とする年金たる給付(昭和十七年六月一日以後に発した傷病による障害に係る年金たる給付であつて、当該給付の受給権者のその権利を取得した日前の期間に係る組合員期間が旧厚生年金保険法による障害年金の支給要件に相当するものとして厚生労働省令で定める期間以上であり、かつ、当該給付の受給権者が施行日の前日において同法別表第一に定める程度の障害の状態にあるものに限るものとし、当該給付の受給権者が同法による年金たる保険給付又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者であるものを除く。)

三 死亡を支給事由とする年金たる給付(昭和十七年六月一日以後に支給事由の生じた年金たる給付であつて、旧厚生年金保険法による遺族年金の支給要件に相当するものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものに限るものとし、当該給付の受給権者が同法による年金たる保険給付(当該年金たる保険給付が遺族年金(同法第五十八条第一項第一号に該当することにより支給されるものに限る。))又は通算遺族年金であつて、当該給付(同号に規定する要件に相当する要件に該当することにより支給されるものに限る。)と同一の

支給事由に基づくものを除く。)又は旧船員保険法による年金たる保険給付の受給権者であるものを除く。)

2 組合員であつた期間のうち前項各号に掲げる給付の額の計算の基礎となつた期間は、第一号厚生年金被保険者期間とみなす。

3 第一項第一号に掲げる給付の受給権者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより旧厚生年金保険法による老齢年金を支給する。

一 旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者である者 施行日前の第一号厚生年金被保険者期間(前項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。第五項第一号において同じ。)を当該老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、施行日の属する月から、当該老齢年金の額を改定する。

二 前号に該当する者以外の者 旧厚生年金保険法による老齢年金を支給する。

4 第一項第二号に掲げる給付の受給権者に対しては、旧厚生年金保険法による障害年金を支給する。

5 第一項第三号に掲げる給付の受給権者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより旧厚生年金保険法による死亡を支給事由とする年金たる保険給付を支給する。

一 昭和二十九年五月一日以後に支給事由の生じた遺族年金の受給権者であつて、当該遺族年金と同一の支給事由に基づく旧厚生年金保険法による遺族年金の受給権者である者 施行日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該遺族年金の額の計算の基礎とするものとし、施行日の属する月から、同法による当該遺族年金の額を改定する。

二 昭和二十九年五月一日以後に支給事由の生じた遺族年金の受給権者(前号に掲げる者を除く。) 旧厚生年金保険法による遺族年金を支給する。

三 昭和二十九年五月一日前に支給事由の生じた遺族年金の受給権者 旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金の例による保険給付を支給する。

四 寡婦年金の受給権者 旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従

前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

6 第三項（第一号を除く。）又は前項（第一号を除く。）の規定により支給する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の加給年金額、加給年金又は同法第六十二条の二の規定により加算する額（以下この項において「寡婦加算額」という。）については、施行日の前日において指定共済組合が支給する第一項各号に掲げる給付について加給年金額、加給年金又は寡婦加算額に相当する加算額の計算の基礎とされたい配偶者、子又は妻をその計算の基礎とするものとする。

7 第三項（第一号を除く。）第四項又は第五項（第一号を除く。）の規定による旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給は、同法第三十六條第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月から始めるものとする。

8 第三項第二号に該当する者が旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権を有しているとき又は第五項第二号に該当する者が同法による通算遺族年金（指定共済組合が支給する同号に規定する遺族年金と同一の支給事由に基づくものに限る。）の受給権を有しているときは、当該通算老齢年金又は通算遺族年金の受給権は消滅する。この場合において、当該通算老齢年金又は通算遺族年金の支給は、同法第三十六條第一項の規定にかかわらず、施行日の属する月の前月で終わるものとする。

第九十條 指定共済組合は、昭和六十年改正法附則第九十條第一項の規定により同項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付として支給するものとされた給付に要する費用に係る積立金に相当する金額を、厚生大臣の定めるところにより厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。

第九十條 前二條に規定するもののほか、昭和六十年改正法附則第九十條第一項の措置に伴い必要な事項は、厚生労働省令で定める。（昭和六十年改正法附則第九十二條に規定する政令で定める部分）

第九十條 昭和六十年改正法附則第九十二條に規定する政令で定める部分は、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一條第一項第一号の額の二倍に相当する額（その額が当該年金

額を超えるときは、当該年金額）を控除した額とする。

（昭和六十年改正法附則第九十三條に規定する政令で定める部分）

第九十三條 昭和六十年改正法附則第九十三條に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 旧船員保険法第五十條第一項第二号の規定による遺族年金 当該遺族年金の額から同法第五十條ノ二第一項第二号ロ及びハの額を合算した額の二倍に相当する額並びに同法第五十條ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額
- 二 旧船員保険法第五十條第一項第三号の規定による遺族年金 当該遺族年金の額から同法第五十條ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十條ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額

（共済組合への積立金移換に関する経過措置）

第九十四條 施行日前に旧船員保険法第十五條第四項に該当した者に係る同項に規定する積立金に相当する金額の移換については、なお従前の例による。この場合において、同項中「船員保険特別会計」とあるのは、「全国健康保険協会」とする。

第九十五條 昭和六十一年三月以前の月分の旧船員保険法による保険料については、なお従前の例による。

（児童手当法による拠出金に関する経過措置）

第九十六條 昭和六十一年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第九十條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による拠出金については、なお従前の例による。

第十一章 特別一時金の支給に関する措置

（特別一時金の支給）

第九十七條 昭和六十年改正法附則第九十四條第一項に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。一 昭和六十年改正法附則第二十五條第一項の規定により支給される障害基礎年金

- 二 旧国民年金法による障害年金
- 三 旧厚生年金保険法による障害年金
- 四 旧船員保険法による障害年金
- 五 共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六條第三項及び平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含み、旧地方の施行法第三條の規定により支給される障害年金であつて旧地方の施行法第二條第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。）

第九十八條 昭和六十年改正法附則第九十四條第一項に規定する政令で定める給付は、次の各号に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 前条第一号に掲げる給付 昭和六十年改正法附則第二十五條第三項の規定により消滅した旧国民年金法による障害福祉年金（当該障害福祉年金が同法第三十一條第一項の規定により支給されるものであるときは、同条第二項の規定により消滅した同法による障害福祉年金）を受ける権利を有するに至つた日の属する月前の直近の基準月（一月、四月、七月及び十月をいう。次号において同じ。）の初日
- 二 前条第二号に掲げる給付 当該給付（当該給付が旧国民年金法第三十一條第一項の規定により支給される障害福祉年金であるときは、同条第二項の規定により消滅した同法による障害福祉年金とする。）を受ける権利を有するに至つた日の属する月前の直近の基準月の初日
- 三 前条第三号に掲げる給付のうち旧厚生年金保険法第四十八條第一項の規定により支給される障害年金 同条第二項の規定により消滅した同法による障害年金を受ける権利を有するに至つた日

第九十九條 昭和六十年改正法附則第九十四條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「いずれか」とあるのは、「いずれか（当該障害年金等の支給事由となつた障害の程度が減退しないものであると認められる者にあつては、第一号、第二号又は第四号）」とする。

第一百條 昭和六十年改正法附則第九十四條第一項に規定する者（その者が同項ただし書に該当する場合を除く。）は、特別一時金の支給を請求することができる。

第一百零一條 特別一時金の額は、昭和六十年改正法附則第九十四條第一項に規定する対象旧保険料納付済期間（以下単に「対象旧保険料納付済期間」という。）に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	三〇、〇〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	六〇、四〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	九〇、四〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	一一〇、八〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	一五一、〇〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	一八一、二〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	二一一、六〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	二四一、七〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二七一、八〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	三〇一、九〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	三三一、三〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	三六二、五〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三九二、七〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	四二二、七〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	四五二、八〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	四八三、二〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	五一三、二〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	五四三、六〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	五七四、〇〇〇円

十九年を超え二十年に達するまでの期間	六〇四、〇〇〇円
二十年を超え二十一年に達するまでの期間	六三四、三〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	六六四、四〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	六九四、六〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	七二四、七〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	七五四、九〇〇円

2 旧国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る対象旧保険料納付済期間を有する者に支給する特別一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、当該保険料に係る対象旧保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額を加算した額とする。

当該保険料に係る対象旧保険料納付済期間	金額
一年以下の期間	四、八〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	九、六〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	一四、四〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	一九、二〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	二四、〇〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	二八、八〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	三三、六〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	三八、四〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	四三、二〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	四八、〇〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	五二、八〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	五七、六〇〇円

十二年を超え十三年に達するまでの期間	六二、四〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	六七、二〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	七二、〇〇〇円
十五年を超え十五年六月に達するまでの期間	七六、八〇〇円

第十條の二 年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条の規定による特別一時金を含む。）の

第十條の二 年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条の規定による特別一時金を含む。）の	年金給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条の規定による特別一時金を含む。）
第九條の給付	年金給付（国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十四条の規定による特別一時金（以下単に「特別一時金」という。）を含む。以下この項において同じ。）の
第十條の給付	年金給付（国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十四条の規定による特別一時金（以下単に「特別一時金」という。）を含む。以下この項において同じ。）の
第十四條の給付	若しくは付加年金又は特別一時金
第十五條の給付	付加年金並びに特別一時金

附則  
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
附則（昭和六一年四月八日政令第一二〇号）  
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国国民年金法施行令第五条の四の改正規定、第二条中国国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の次に一条を加える改正規定（同令第五十二条の二の表第六条の四第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第三項の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二の規定及び第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二（同条の表第六条の四第一項の項に係る部分を除く。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。  
3 昭和六十一年七月以前の月分の障害基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二及び次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。  
2 昭和六十三年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。  
附則（昭和六十三年五月三十一日政令第一七二号）  
1 この政令は、昭和六十三年八月一日から施行する。  
2 昭和六十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年五月二十九日政令第一八三号）抄  
1 この政令は、昭和六十二年八月一日から施行する。  
2 昭和六十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成元年五月三十一日政令第一六二号）抄  
1 この政令は、平成元年八月一日から施行する。  
2 平成元年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年五月二十四日政令第一五九号）  
1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二及び次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。  
2 昭和六十三年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成元年七月二一日政令第二二五号）  
1 この政令は、平成元年八月一日から施行する。  
2 平成元年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二  
条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金  
の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最  
高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国  
民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七  
条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上  
の事由又は通勤によるものに限る。)の額につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成元年二月二日政令第三  
三六号)抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該  
各号に定める日から施行する。

一 第四号中国国民年金法等の一部を改正する法  
律の施行に伴う経過措置に関する政令第三百三  
条の改正規定 平成二年一月一日

二 第三条中国国民年金法等の一部を改正す  
る法律の施行に伴う経過措置に関する政令第  
百七条の改正規定 平成二年一月一日

2  
に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法施  
行令第五条の二の規定、第四条の規定による  
改正後の国民年金法等の一部を改正する法律  
の施行に伴う経過措置に関する政令(以下  
「改正後の経過措置政令」という。)第四十六  
条第二項、第五十条から第五十二条まで、第  
五十六条第三項、第五十八条第三項、第七十  
二条、第七十三條、第七十五条、第八十八條  
第四項、第九十三條、第九十四条、第九十八  
條、第一百零二條第三項、第一百零八條、第九  
十條、第一百零六條及び第一百零七條の規定、第  
五條の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法  
施行令第六條の規定並びに第六條の規定並び  
に附則第六條から第九條までの規定 平成元  
年四月一日

二 第二条の規定による改正後の厚生年金保険  
法施行令(以下「改正後の厚生年金保険法施  
行令」という。)第七條及び第八條の規定、  
第三條の規定による改正後の厚生年金基金令  
第三十七條の規定並びに改正後の経過措置政  
令第九十六條第一項及び第九十九條第一項の規  
定並びに次条から附則第五條までの規定 平  
成元年十二月一日

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に  
伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経  
過措置)

第四条 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通  
算老齢年金の支給の停止については、平成元年

十二月一日から平成二年三月三十一日までの間  
は、改正後の経過措置政令第九十六條第一項中  
「第七級及び第十八級」とあるのは、「第十七  
級」とする。

第五条 旧船員保険法による老齢年金及び通算老  
齢年金の支給の停止については、平成元年十二  
月一日から平成二年三月三十一日までの間は、  
改正後の経過措置政令第九十九條第一項中「第  
十七級及び第十八級」とあるのは、「第十七級」  
とする。

附則(平成二年三月二〇日政令第四〇  
号)

1 この政令は、平成二年四月一日から施行す  
る。

2 平成二年三月以前の月分の老齢福祉年金の支  
給の停止については、なお従前の例による。

附則(平成二年三月二六日政令第四六  
号)

この政令は、出入国管理及び難民認定法の一  
部を改正する法律の施行の日(平成二年六月一  
日)から施行する。

附則(平成二年五月三〇日政令第一二  
一号)抄

1 この政令は、平成二年八月一日から施行す  
る。

2 平成二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺  
族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成二年八月一〇日政令第二四  
三号)

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の  
規定による改正後の船員保険法施行令第十三條  
及び別表第三の規定、第二条の規定による改正  
後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行  
に伴う経過措置に関する政令第十六條の規定  
並びに次項の規定は、平成二年八月一日から適  
用する。

2 平成二年七月以前の月分の障害年金及び遺族  
年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上  
の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同  
月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害  
手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二  
条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金  
の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最  
高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国  
民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七  
条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上  
の事由又は通勤によるものに限る。)の額につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成三年三月二九日政令第七三  
号)

1 この政令は、平成三年四月一日から施行す  
る。

2 平成三年三月以前の月分の老齢福祉年金の支  
給の停止については、なお従前の例による。

附則(平成三年五月一五日政令第一六  
一号)

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の  
規定による改正後の国民年金法施行令第五条の  
二、第二条の規定による改正後の国民年金法等  
の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に  
関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成  
三年四月一日から適用する。

附則(平成三年六月七日政令第二〇〇  
号)抄

1 この政令は、平成三年八月一日から施行す  
る。

2 平成三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺  
族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成三年七月一七日政令第二三  
七号)

1 この政令は、平成三年八月一日から施行す  
る。

2 平成三年七月以前の月分の障害年金及び遺族  
年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上  
の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同  
月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害  
手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二  
条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金  
の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最

高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国  
民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七  
条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上  
の事由又は通勤によるものに限る。)の額につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成三年一〇月二日政令第三一  
四号)

この政令は、日本国との平和条約に基づき日  
本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する  
特例法の施行の日(平成三年十一月一日)から  
施行する。

附則(平成四年三月二七日政令第六六  
号)

1 この政令は、平成四年四月一日から施行す  
る。

2 平成四年三月以前の月分の老齢福祉年金の支  
給の停止については、なお従前の例による。

附則(平成四年四月一〇日政令第一三  
三号)

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の  
規定による改正後の国民年金法施行令第五条の  
二、第二条の規定による改正後の国民年金法等  
の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に  
関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成  
四年四月一日から適用する。

2 平成四年三月以前の月分の障害基礎年金、遺  
族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成四年六月二二日政令第一九  
五号)抄

1 この政令は、平成四年八月一日から施行す  
る。

2 平成四年七月以前の月分の障害基礎年金、遺  
族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止につ  
いては、なお従前の例による。

附則(平成四年七月三日政令第二四一  
号)

1 この政令は、平成四年八月一日から施行す  
る。ただし、第一条中船員保険法施行令第十三  
條の表の改正規定(平成二年三月三十一日)  
を「平成三年三月三十一日」に改める部分を除  
く。及び第二条中国国民年金法等の一部を改正  
する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第  
百十六條の改正規定(七十一万円)を「九十八  
万円」に改める部分に限る。並びに附則第三  
項の規定は、平成四年十月一日から施行す

2 平成四年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

3 平成四年九月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附則（平成五年三月二四日政令第五〇号）

1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

2 平成五年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成五年四月一日政令第一四二号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 平成五年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成五年六月一六日政令第一九二号）抄

1 この政令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第六条の二第一項の改正規定、第二条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の表第六条の二第一項の

項の改正規定、第三条中児童扶養手当法施行令第四条第一項の改正規定、第四条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第一項及び第十二条第四項の改正規定並びに附則第四項から第九項までの規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成五年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

6 平成六年七月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止について第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の表第六條の二第一項の規定が適用される場合においては、

総所得金額（同法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額）	あるのは、	総所得金額
---	-------	-------

同法附則第三十三条	地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）による改正前の地方税法附則第三十三条の二
-----------	---

附則（平成五年七月二三日政令第二五〇号）

1 この政令は、平成五年八月一日から施行する。

2 平成五年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年三月一八日政令第五八号）

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成六年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成六年三月以前の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定により従前の例によって支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

4 平成六年三月以前の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例によって支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成六年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成六年三月以前の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定により従前の例によって支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

4 平成六年三月以前の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例によって支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 平成六年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成六年六月二四日政令第一七八号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 平成六年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成六年七月一五日政令第二三五号）抄

1 この政令は、平成六年八月一日から施行する。

2 平成六年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（平成六年七月二二日政令第二四九号）

1 この政令は、平成六年八月一日から施行する。

2 平成六年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年十一月九日政令第三四七号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日等）

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第五条の規定（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条中「第三十二条第九項」を「第三十二条第十項」に改める改正規定を除く。）による改正後の同令第五十二条、第九十三条、第九十四条、第九十六条及び第九十七条の規定、第六十条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置に関する政令第五十四条の規定、第十条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令の規定、第十一条の規定、第十二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定並びに第十三条の規定 平成六年十月一日

二 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第七條及び第八條の規定、第四条の規定による改正後の厚生年金基金令第十七條の規定並びに第五条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第九十六条及び第九十九条の規定 平成六年十一月一日

附則（平成七年三月二三日政令第七二二号）抄

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。（施行期日等）

附則（平成七年三月二三日政令第七四二号）

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

2 平成七年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成七年三月以前の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定により従前の例によって支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

4 平成七年三月以前の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例によって支給する年金たる保険給付と併給される



1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成十一年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成十一年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

4 平成十一年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年五月二八日政令第一六二号) 抄

1 この政令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで及び第七条並びに次項及び附則第四項の規定は、平成十一年八月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成十一年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年七月三〇日政令第二四七号) (施行期日)

1 この政令は、平成十一年八月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成十一年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年二月八日政令第三九三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。  
(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この政令の施行の際現に第七十条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七条第一項の規定により都道府県知事に対してされている申出は、第七十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第七十七条の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務所に長に対してされた申出とみなす。

附則 (平成十二年三月二九日政令第一一三号) (施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成十二年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (平成十二年三月三一日政令第一七九号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第四条中厚生年金基金令第七十七条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第九十三条の表旧厚生年金保険法の項及び旧交渉法の項の改正規定(「第十六級」を「第十五級」に改める部分に限る。)、第九十八条第二項の改正規定、第一百六条の表旧船員保険法の項及び旧交渉法の項の改正規定並びに第一百二十一条第二項の改正規定並びに第六条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十三条及び第二十条第二項の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成十二年六月三〇日政令第三七〇号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、平成十二年八月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (平成十二年七月二四日政令第三九二号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、平成十二年八月一日から施行する。  
(経過措置)

附則 (平成十二年十一月一〇日政令第四七〇号) (施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (平成十三年七月二六日政令第二五六号) (施行期日)

上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

附則 (平成十三年一〇月一七日政令第三三三二号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年二月二四日政令第三九八号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

附則 (平成十三年三月三一日政令第四三三号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 新経過措置政令第九十条の規定は、施行日以後の月分として支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用し、施行日以前の月分として支給される同法による年金たる保険給付については、なお従前の例による。

附則 (平成十四年五月二四日政令第一八二号) 抄 (施行期日)



成十六年以後の所得の額の算定について適用する。

2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六條の二第二項第二号及び第六條の十二第二項第二号並びに第三條の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令第五十二條第一項の表第六條の二第二項第二号の項の規定は、国民年金法第三十六條の三第一項、第九十條の二第二項第一号及び第九十條の三第一項第一号並びに昭和六十一年改正法附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九條の二第五項の規定により準用するものとされた旧国民年金法第六十六條第一項及び第二項に規定する平成十七年以後の所得の額の算定について適用し、平成十六年以前の当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

附則 (平成一七年三月二五政令第七五号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年七月一三政令第二四二号)

1 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二條から第四十二條ノ三まで又は第五十條ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年三月三一政令第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月三一政令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置)

2 平成十八年三月以前の月分の昭和六十一年改正法附則第七十八條第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成十八年三月以前の月分の昭和六十一年改正法附則第八十七條第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

附則 (平成一八年三月三一政令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年七月二八政令第二五六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。

附則 (平成一八年二月八日政令第三七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年二月二日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三一日政令第一一九号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三一日政令第一二四号) 抄

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

附則 (平成一九年三月三一政令第一二九号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年七月二〇日政令第二二九号)

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成十九年八月一日から施行する。ただし、第一条中船員保険法施行令第四十條の表の改正規定(平成十七年三月三十一日)を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。及び第二条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十六條第一項の改正規定(「九十八万円」を「百二十一万円」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この政令(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の規定は、平成十九年四月以降の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月一日以降の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月一日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條ノ三に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金を含む。)並びに同月以降の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額について適用する。

附則 (平成一九年七月二〇日政令第二二九号)

(障害年金等の額に関する経過措置)

第二条 平成十九年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條から第四十二條ノ三まで又は第五十條ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年七月一八日政令第二三六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十一年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條から第四十二條ノ三まで又は第五十條ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるもの

由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年七月一八日政令第二三六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十一年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條から第四十二條ノ三まで又は第五十條ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年三月三一日政令第九三三号)

(施行期日)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月二六日政令第一六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年七月一七政令第一八五号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十一年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二條から第四十二條ノ三まで又は第五十條ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるもの





第一項の規定は、この政令の施行の日以後に死亡した同項に規定する夫について適用し、同日前に死亡した第七条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十八条第一項の規定により読み替えられた旧国民年金法第四十九条第一項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件については、なお従前の例による。

附則（令和三年三月三十一日政令第九九号）抄

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び附則第三条の規定 令和三年八月一日

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の四の規定は、令和三年八月以後の月分の旧国民年金法第七十九条の二の規定による老齢福祉年金について適用する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一〇〇号）抄

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。（施行期日）

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 令和三年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 令和三年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。（施行期日）

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 令和四年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2 令和四年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）次項及び附則第四条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3 令和四年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月二三日政令第七二七号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第二項の規定により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令

第六条の四の規定は、令和六年八月以後の月分の旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項の規定による老齢福祉年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該老齢福祉年金の支給停止については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月三〇日政令第一一七号）抄

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。（施行期日）

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 令和五年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2 令和五年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）次項及び附則第四条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3 令和五年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月二九日政令第一二七号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 令和六年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 令和六年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。